

成下候、私にも御赦免被仰付候上ハ、一時も早く罷

登り(度カ)□存申事ニ御座候得共、早船よりハ便船ハ不相

成御方之由、汾陽氏さへ(モカ)□被罷登候事も不相成次第

ニ御座候間、中山氏(同カ)□船ニ而可罷登承申候、就而者

五月末六月初二も可相成と存申候、尤、嘉美行・宍

太郎召列之賦ニ御座候、嘉美行弥相決シ申候、鯉船

を目之前二見申候処(直ニカ)□飛乗り罷登(リカ)度山々存申事

ニ御座候、船或ハ時節柄第一(之カ)□事と□儀も御座候へ

ハ、先ハと相治り申候、しかし夫(破損)□茂上着も遠くハ

有御座間敷存申候間、相楽申事ニ御座候、中山氏よ

り之別封如何と船之者共へ承合申候処、私書状相頼

申候後、中山氏より書状相受取候段承申候間、弥相

頼被呉候と存申候間、委細(共カ)□右之書面ニ相設置申候

□先筆を留而如此ニ御座候、折角時候御厭御加養

專ニ二奉(存上カ)□御一左右まで如此ニ御座候、恐惶謹言、

名越左源太

正月廿日

父上様

二白、年内八度々御書状・御品々等被成下、何(レカ)□

も無相違相届、土産品等迄も何歟と被寄思召被下、

旁別而難有奉存上候、最早何も不足御座なく候ニ

付、何も御下し不被申候而よろしく御座(映カ)□々

もよき順風ニ罷登り可申候間、御安心思召可被下

候、千亀万鶴めてたくかしく、

名(包紙上書) 左源太様

御役人衆

大島間切横目  
柏武仁統

辰九月十八日届

一筆奉啓上候、先以

□那(且カ)益御機嫌(克カ)□可被為遊御座奉恐悦(候然者カ)□去冬便

より尊書并御(結構カ)□之御茶摘・御煙(草カ)□入被成下、難有

頂戴仕御厚礼申上候間、御前可然様奉願候、随而近

□恐入候得共、黒砂糖入小樽壹挺進上仕度、三徳

丸沖船頭柏原之善兵衛船より(差カ)□上□候間、是又御前

御披露奉頼候、恐惶謹言、

柏武仁説(統カ)

辰六月十二日

名 左源太様

御役人衆

〔包紙上書〕  
名越左源太様

御役人衆

黍横目  
福恵良  
間喜子

〔砂力〕  
黒□糖小樽一丁

昌恵丸冲船頭

阿久根之〔破損〕之禮船

鹿□〔破損〕 大島より

辰七月廿五日届

小樽壹丁

塩豚五斤相添〔破損〕

〔包紙上書〕  
名 左源太様御役人

福留七左衛門様

御平安

間切横目格  
有林

大島より

七月届

鹿兒島二而〔破損〕

一筆奉啓上候、先以

左源太様御機嫌能、去八月十五日御役替被為蒙仰、

御結構之御事恐悅至極奉存上候、随而私二茂無異儀

罷暮居申候間、乍恐易尊意被思召上可被下候、然者

去冬便より尊書并何より御結構御茶一斤・煙草入一

組御贈被成下、誠二以難有奉頂戴、厚御礼奉申上候

間、御前可然様御披露奉頼上候、扱近比恐〔脱脱力〕至極奉存

上候得共、私二茂白糖御取仕建涯より右掛役被仰付

相勤居申候処、右旁之御取訊二付、去夏勤切御伺相

成申候得共、未何分被仰付、此節就御慶事禱当明上

国被仰付、私勤切一条茂右方江相頼置申候、依之近

比恐多奉存上候得共、御都合茂御座候ハ、宜敷様奉

願上度奉存候、随而乍毎日麴抹千万奉存候得共、黒

砂糖入小樽一挺奉伺御機嫌度奉捧愚札候、印迄来恵

丸冲船頭柏原之熊吉船より差登奉進上之候間、何卒

御前可然様御披露奉頼上候、恐惶謹言、

辰五月十八日

有林

名 左源太様

御役人衆

〔名越〔包紙上書〕左源太様御役人

福留吉左衛門様

清須美

海上平安

辰八月届

尚々吉村喜八様所江取二〔破損〕可被遊候、

一筆啓上仕候、先以

尊〔破損〕様益御機嫌克為被遊御座候半、恐悅至極奉存上

候、随而於島元私〔無力〕異儀罷居申候間、乍〔懼易力〕尊意思

召上被遊可被下候、

一上覆呉座三枚

右者、近比〔輕力〕少如何敷品々奉存候得共、〔皆力〕進上〔仕度力〕

三豊丸船頭喜三左衛門江相頼差登上申候間、上〔善力〕之

上御笑納被遊可〔破損〕先〔破損〕段島元〔破損〕左右并御機嫌

御伺迄奉申上〔破損〕如〔破損〕恐惶謹言、

清須美

辰六月〔破損〕日

名越左源太様

御役人衆

〔名越〔包紙上書〕左源太様御役人

福留七左衛門様

与人唐本通事勤  
林加多

辰〔八カ〕月三日届 大島より

鹿府二而 厚徳丸より〔砂糖力〕

〔福留様〔端裏書〕〕

尚々

一筆奉啓上候、先以

旦那様益御機嫌能、追々 御役御昇進被為遊候段奉

承知、恐悅至極奉存上候、当春者遠海被為掛御、心頭

島方何々より以珍重之御品々御恵送被仰付、毎度無

御見捨御深〔切力〕之〔破損〕別而身ニ余り難有奉存候間、

御序之割〔刻力〕

御前可然御披露奉願上候、是式近比以輕少如何敷奉

存上候得共、聊書簡之印迄黑砂糖入下樽〔小力〕挺奉進上

之度厚徳丸江積入仕登仕置申候間、上着砂糖糖御寵取

納相成候ハ、乍御面働様為御申請

御前成合申候様御披露可被下儀偏ニ奉頼上候、先此

等之御厚礼且暑中奉御窺上御〔容体度力〕各様迄奉表愚札

候、恐惶謹言、

範庸

六月廿二日

林加多

名越左源太様御役人

福富七左衛門様〔留力〕

〔包紙上書〕名 左源太様

御役人衆

邦徳

辰七月届〔〕

尚々

一筆奉啓上候、先以旦那様益御機嫌能可被為遊御座

恐悦至極奉存候、随而私ニも無異儀、去十月十七日

山川出帆仕申候処、順風宜同十九日四ツ時分宿元前

湊着船仕、安心罷居申候間、乍恐易尊意被思召上被

為遊可被下候、然者去年御国中者御叮嚀被仰付、其

上下島前二者何より重宝之御品々御土産被成下、身

ニ余難有次第奉存候、右御厚礼奉申上候間、御序之

刻御前可然〔破損〕御披露奉頼候、先者御容体奉御調度

各々衆迄奉捧愚札候、恐惶謹言、

邦徳

六月十七日

名 左源太様

御役人衆

〔包紙上書〕名越左源太様御役人

福留七左衛門様

海上安全

大島より

稲亀蘇民

黒砂糖入小樽壺丁相添

辰七月届〔〕

一筆奉啓上候、先以

旦那様御機嫌能可被為遊御勤、恐悦至極奉存上候、扨

旦那様御事、去秋被為〔破損〕御軫役候由不斜目出度御祝

儀奉申上候、然者去冬便より御結構之御茶壺斤・御

煙草入壺組遠海被為懸御心頭ニ御送被成下、難有奉頂戴候、且近比輕少〔如何力〕敷奉存上候得共、黒砂糖入小樽忝挺来惠丸便より進上之仕度奉存候間、御笑納被成下、御序之砌著 御前可然様御披露奉頼候、先者此等之御厚礼旁奉伺御機嫌度奉捧愚札候、恐惶謹言、

稲亀蘇民

辰五月十一日

名越左源太様御役人

福留七左衛門様

〔包紙上書〕  
名 左源太様御役人

〔福力〕  
□ 留七左衛門様

喜恵富

尊下

辰八月届

一筆奉啓上仕候、先以

旦那様奉初御家内様益御機嫌能、去八月大番頭ニ而寺社御奉行御勤被仰付候由、乍恐私共ニ至奉大悦候、

私事、四月初方病氣相煩薬用〔仕申力〕候処、漸々快方ニ

而安心仕申候、去冬者何より御結構之御茶壺斤・たばこ入壺組被成下、御深志不淺難有頂戴仕申候、悴

喜恵舒事も去夏俄之打立ニ而上国仕由候処、度々參上御叮嚀被仰付候由、家内中難有奉存候、随而黒砂糖七斤・豚肉五斤誠ニ龜味之品恐〔脱脱力〕至極奉存候得共、

当夏書状之印迄進上仕度奉存候間、御前可然様御

披露奉頼候、先者右之御厚礼且奉伺御機嫌度奉捧愚

札候、恐惶謹言、

喜恵富

辰六月十七日

名越左源太様御役人

福留七左衛門様

〔包紙上書〕  
名越左源太様

御役人衆

大島与人  
伊喜美原

大島より

辰八月三日届 厚徳丸より

黒砂糖入小樽忝挺相添

一筆啓上仕候、先以

左源太様御機嫌能被遊御勤務恐悅至極奉存候、随而私二茂無異儀勤仕罷居申候間、乍恐易尊意被思召上可被下候、然者御国許滞在中者御叮嚀被遊被下、殊每度參上仕種々御馳走被仰付、其上御秘藏被遊候御竹并何寄重宝之御品頂戴被仰付、別而難有奉存候、御札奉申上候、随而近比輕少如何敷奉存候得共、愚札之驗迄黑砂糖入小樽一挺進上仕度厚德丸より差登申候間、何卒御笑納被遊可被下候、先者御札・御機嫌奉窺度捧愚札候、御前可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

六月廿三日

伊喜美原

名越左源太様

御役人衆

(包紙上書)  
名越左源太様

田地与人  
栄喜

御役人衆

御平安

大島ヨリ

辰七月十五日届

去十一月十八日之御尊書難有奉拜見候、先以左源太様益御機嫌能、去八月十五日大番頭二而寺社奉行御勤被為遊、御(破損)恐悅至極奉存候、随而私無異儀相勤罷居申候間、乍憚易尊意思召上可被下候、然者去夏便より奉伺御機嫌候驗迄輕物差上申候処、御挨拶被仰聞、往々御(上力)茶(一袋力)并御煙草入一組被成下、難有奉頂戴候、且乍每輕少如何敷奉存候得共、砂糖入小樽壹挺奉伺御機嫌候驗迄来恵丸冲船頭柏原之熊吉船より差(登力)申候間、御前可然之様御披露奉頼上候、御祝儀且奉伺御機嫌度奉捧愚札候、恐惶謹言、

辰五月十九日

栄喜

名越左源太様

御役人衆

(包紙上書)  
左源太様

藤盛喜

御役人衆

藤喜穂

辰十月廿日も返書認

〔破損〕  
〔入カ〕  
〔黒印アリ〕  
包巻ツ相添

鹿兒島上

納屋之上二而一茶一袋

一 入一組遣候

「福直静志」

〔端裏書〕  
「木綿」 一反

〔鳥カ〕  
茶 入

左源太様御役人様」

一筆奉啓上候、先以

旦那様奉始御家内皆々様御揃益御機嫌能被為遊御座、

恐悦至極奉存上候、〔隨カ〕而於当島老母始家内中無〔異カ〕儀

罷居申候〔問カ〕乍憚易尊意思召被上被遊可被下候、然者

去年富滿便より被為懸御心頭、御結構之御茶壹斤并

煙草入壹組遠海之処御頂戴被仰下、誠ニ以難有奉拝

受候間、乍恐御厚札申上候、切当年当島之儀砂糖糖豊

作ニ而御座候処、春先より時〔破損〕雨潤有之唐芋存分ニ

植込、稻作茂中上り之〔破損〕其外〔破損〕作共豊作今〔破損〕ニ而

ハ当年より来春迄ハ決而大豊年相違無御座仕合至極

之年柄ニ而老若無殘心悦之事御座候間、乍恐可然様

思召被遊可〔破損〕將亦近比輕少如何敷品ニ奉存上候

得共、〔無カ〕地木綿島一反印迄進上仕度奉存候間、可然

様御披露被成下度奉頼上候、先此等之段奉〔何カ〕御機嫌

度、乍恐奉捧愚札候間、御序之刻可然被仰上被下度、

偏ニ奉頼上候、恐惶謹言、

藤喜穂

藤盛喜

六月廿六日  
〔左源カ〕太様

御役人様

同案式通之内

尚々御姉・式部杯へも書状等遣し不申宜様奉願上

候、母上様・おたね・子ともへも乍憚よろしく奉

願上候、同案を以外ニ忝通中山氏へ相頼申候、嘉

美行・宍太郎弥召列申賦ニ而御暇等も兩人共先日

相済、同船より罷登り可申候、其思召ニ而御待居

可被下候、

一筆啓上仕候、追々春暖之御罷成

御両親様倍御機嫌能被遊御座、恐悦奉存上候、私事

も此節御赦免被仰付、誠ニ以難有次第如何様とも筆紙ニ難尽、夫よりハ別而心面白弥以元氣猶又無病相暮申候、年内閏七月被差出候御状、八月十三日相届初而御赦免御左右ハ其時承知仕、暫ハ夢之様当惑仕候次第ニ御座候、其後一日ニ而も早く承知之御返シ申上度山々存候、折柄琉球飛船八月来、直ニ幸中山氏へ相頼差上申候得共、始終出帆之順風無之由ニ而正当正月出帆之由、其外ニハ年内ハ登船無御座、当月又々琉球より飛船之鰐船、汐繋り御座候而中山氏方へ一通、岩切清五郎殿方へ一通相頼、是よりも書状差上、最早各相届為申筈と奉存候、年内者過分之御品々御差下シ被下別而難有奉存上候、右飛船便より差支品等申上置候得共、被成下候御品々ニ而土産用八十分ニ御座候間、何も御差下シ不被下候而宜御座候、私ニも一日ニ而も早く帰着仕度山々存事御座候得共、早船より遠島人上国調ひ不申由承、就而ハ二番船より中山氏杯同船之賦御座候、然れとも船別而被調候由ニ而未何船と申儀相決シ不申、近藤氏・吉井氏ニも二番船より被登候、私ニハはや鍋くらに

て唯日々写物どもにて乗船を相待申事ニ御座候、何れ露晴ニ罷登り可申候間、其比能風も御座候ハ、御待居可被下候、其時分ハ余程海上も平和ニ而安気成もの、由御座候間御安心可被下候、おたね其外子とも皆元氣之筈と存申候、帰着も僅百日位間御座候へハ、何歟と申内日茂立可申、誠ニ一生概之嬉さ此事ニ相楽申候、近々ニ御直是迄之御積話可奉申上略筆仕候、千万歳めてたしく、恐惶謹言、

名越左源太

二月廿三日

進上

父上様

〔包紙上書〕  
名越左源太様

大島より

御役人衆

藤由氣

尊下

大島名瀬小宿より

九月廿三日届

鹿兒島ニ而」

一筆奉啓上候、先以

〔包紙上書〕  
名越左源太様

宇檢方より

左源太様御初御一統中様御揃、益御機嫌能為御座

御役人

嘉美行

恐悅之御儀奉存上候、随而私ニも老体事ニ而候<sup>〔半カ〕</sup>身

福留七左衛門様

溺罷成不塩梅勝ニ而病養并氣晴<sup>〔七カ〕</sup>□シテ本琉球江閨四

平安

月渡海仕、五月末比帰島仕余程元氣相付仕合<sup>〔能カ〕</sup>□居申

候、乍恐易尊意被為思召上可被下候、然者<sup>〔被損〕</sup>□□御心

頭ニ為被掛重宝之御品々御惠送被成下、誠ニ以御厚

志之程不淺難有奉存候、乍恐此等之御厚礼奉申上候、

且岩次郎事も長々滞国ニ而御座候処、段々御叮嚀被

仰付、其上医道稽古等之儀共御世話迄被下、誠ニ以

身ニ余り難有次第奉存候、重々難申上奉存候得共、

猶又宜様御世話被成下度伏而御願奉申上候、先者乍

恐此<sup>〔旨カ〕</sup>□愚礼<sup>〔老カ〕</sup>□以御厚礼且御機嫌奉同度貴様<sup>〔迄カ〕</sup>□如斯御

座候、御序之砌御前可然様御披露奉頼候、恐惶謹言、

藤由氣

辰六月十二日

名 左源太様

御役人衆

煙草入銘(タカ)御拝領被仰付、身ニ余難有則銘々方江届

方仕申候(破損)此御厚礼奉申上候、

一 愚子藤美行事、来夏者(医カ)道稽古も上国之儀ニ而御座

候、何事も右便(よりカ)細々御左右申上度候、先荒々御

左右且御機嫌伺為可申上貴様迄如斯御座御序之御

御前成合候様御取成被下度奉頼上候、恐惶謹言、

嘉美行

辰七月廿六日

名 左源太様

御役人

福留七左衛門様

右、先便より藤和志荷物壺所

藤和志方より仕登相成候様頼置申候、

一 黒砂糖入小樽壺丁

右壺行、碓佐渡智名前ニ而大栄丸便より差登申候

間、上着之上御笑納可被遊候、

一 豚壺壺相中ニ而奉献上候様取計候由母より承申候間、

是又上着之上御笑納可被遊候、

右之通り荒増等書付差上申候間、左様思召可被遊

候、上着之上

御前御披露奉頼上候、以上、

辰五月廿三日

名越様

御役人様

一 真綿半把

右、御輿様御方江

一 短刀壺ツ

但、長一尺、中ご迄壺尺五寸位

右、旦那様御方江

一 木之子一袋

右、先便より藤和志荷物壺所

藤和志方より仕登相成候様頼置申候、

一 黒砂糖入小樽壺丁

右壺行、碓佐渡智名前ニ而大栄丸便より差登申候

間、上着之上御笑納可被遊候、

一 豚壺壺相中ニ而奉献上候様取計候由母より承申候間、

是又上着之上御笑納可被遊候、

右之通り荒増等書付差上申候間、左様思召可被遊

候、上着之上

御前御披露奉頼上候、以上、

辰五月廿三日

名越様

御役人様

(包紙上書) 辰六月十七日

辰七月十二日届

名越左源太様

御役人様

参人々御中

宇檢村より

嘉美行

猶々申上候、此節上国与人禱当明方江相頼差上考

二而御座候処、逢候不申白旗掛り坂元与市と申人

相頼差上申候、外二忝通認置申候二付、一所差上

申候、去冬龜蘇民母中風之煩(二而カ)死レ去、福直静志

当正月初死去いたし是も是もいつとなくとん死い

たし候由承申候、御届物等者右妻子(之内カ)江相届請

取等取入置申候、

一筆奉啓上候、先以

旦那様奉御初皆様益御機嫌能被為遊御座候半、恐悅

御儀奉存候、随而私事、無異儀目塩梅も段々快方罷

成、矢張宇檢方止宿二而療治仕罷居申候間、乍恐易

尊意被思召上可被下候、然者当春茂御構結成(結構カ)々々、

御茶一袋并二御煙草入壺ッ銘々方江御配慮被仰付、

身二余難有次第奉存候、右御厚礼奉申上候、扨近比

輕少之至奉存上候得共、カ進上之仕度名瀬三番

船大栄丸江積入差登申候間、上着之上為御請取可被

遊候、外二忝品、別紙之通奉進上度差上申間御披露

奉頼上候、鳥許路行等委細も申上度奉存候得共、当

日老入二而飯煎彼是療治取込其儀相伺不申、何れ跡

便より細事可申上候、先者此等之御厚礼且御機嫌御

伺為可申上貴様迄奉捧愚礼候間、御前可然様御執

成奉頼上候、恐惶謹言、

嘉美行

辰六月十五日

名 左源太様

送状

一書状式通

内、忝通

御前江

黒砂唐入小樽壺丁

干キノ子一袋

豚一切

右三品、乍輕少書状之印迄差上候間、相改可被差

上候、

一豚入樽壺丁

内、入戻四拾斤切ニシテ十切

内、忝切 其方江一藤由氣伯父

藤説

藤寿

四人より

拙者

八切

一実建衆

亀蘇(民カ)衆

右御前江

一実安シ

真左ナリ

一藤演

富満

一藤由氣伯父

藤和志

メ八人

一焼酎五沸

■切封有

内、壹沸

右御前御方江

富満より

貳沸

藤和嘉伯父より其方江

壹沸

都喜光より同断

壹沸

拙者より同断

右行立之通、嘉具順此節観音寺江相付上国ニ付相頼

差登候間、相改相請取、送状之通可被差上候、左候

而、豚之儀者八人名寄面々御状并□(送カ)状參候間、間違

有之間敷候、左候而、焼酎入徳利無失念様可差下候、

辰

閏四月十日

藤和志

藤喜志衆

猶々当夏藤由氣・竹熊兩人琉球渡海仕、一時帰島

仕申候処、琉球罷下り候節荷物濡物ニ相成、思通

り品物等も持上り不申候得共、大元氣罷申候、

一筆啓上仕候、先以

且那樣益御機嫌能被為遊御座、若旦那様御事も異国

より御□(帰カ)国被遊候段恐悦之御儀奉存候、随而家内中

無異儀、私目塩梅之儀年々快方罷成、夫丈ケ療治相

応ニ御座候而、折角相働罷居申候間、乍恐易尊意思

召上可被遊候、扨当春便より何分御結構之御茶并御

たばこ入銘々御拝領被仰付、身余る難有奉存上候、

右御厚礼申上候、

一去年者寺社御奉行御役江被為遊御昇進、被遊御帰

館候段御結構之御事右御祝儀申上候、近比軽少如何

敷奉存候得共、別紙之通り奉献上度差上申候間、上

着次第御披露奉頼上候、島元之形行等申上度御座候

得共、当日別而取<sup>(念力)</sup>追々御左右可申上候、先者右之

御厚札且御機嫌御伺申上度貴様迄捧愚札候間、

御前可然様御執成被下度偏ニ奉頼上候、恐惶謹言、

辰 嘉美行

五月

名越左源太様

御役人様

〔<sup>(端裏書)</sup>名越左源太殿

関山札〕

御用之儀候間、明十八日四時可被罷出旨駿河殿依御

差図申達候、以上、

八月十七日

一大番頭格

一御役料高百八拾石

一小林居地頭

兼

野尻・飯野・

加久藤・高原・

須木

一惣物主

右之通、御役替并

地頭職被

仰付、御役料高

被下置候、小林之儀、

要枢之地・不容易場所柄ニ而、兼而人心一和武備不

行届候而不相叶事に候、一郷中は勿論、近郷迄致支

配文武を引立兵備を練磨し、御趣意十分致拡充每事

行届候様心掛致精勤、馬関田居地頭招万端引合可相

勤候当世体出格之以

思召被

仰付候、

九月

但馬

本文髭すり候儀無御構候条、御礼ニ茂不及被罷出候、

四月

登

口上覚留

私嫡子名越平八事、戌二月朔日於江戸市来次郎左衛門殿御取次を以、御<sup>(目力)</sup>見仕候、依<sup>(之力)</sup>諸座御帳面二被召載被下候様二被仰渡可被下候、以上、

亥九月廿五日

名越朝右衛門



和歌帖



(表紙欠)

秋来ぬとめにもさやかにミえつるハ

みたる、<sup>(露カ)</sup>□のかせの萩原

六月立秋

水無月のまたひとへなる蟬の羽に

秋立風のいと、身にしむ

水無月の照る日と、もに立秋ハ

おとろく程の初かせもよし

行路萩

咲みつる野への萩原かき分て

過行袖に花そ移ろふ

残暑

朝夕ハ風も秋なる色なれと

またひるの間ハあつき日のかけ

八月十五夜

待へたる今宵ハ雲もたなひかて

空澄渡る望月のかけ

今宵なれや大和唐土おしなめて

名におふ空の望月のかけ

いつるより雲の衣ハぬき捨て

光りそひゆく望月の空

月出山

大空の星の光りも色きへて

山の端のほる秋の夜月

山の端の松のみとりに影はれて

さしふる秋の月のさやけさ

月前風

澄月をへたつる雲ハ秋風の

吹くるからにはらひてそ行

秋の夜の月もさやかに影澄て

はるかにひく松かせの音

萩の秋

夕ま暮袂を風の吹かへし

すしかりけり秋や立らん

原虫

秋かせの吹にまかせて松虫の

野原の月の露に鳴らん

秋かせの吹にし日より小かや原

よ寒を侘る虫の声々

月前虫

空晴て月影照らす秋の夜を

あわれ二か見んす、虫の声

更る夜の月を哀とみし秋に

猶草むらのす、虫の声

はる、夜の月の光りやまさりけん

宿の垣ほに虫ぞ鳴なる

月前風

澄月の梢さやかに吹こえて

身にしむよわの露の秋風

いてしより曇れる秋の月をしも

払ふミそらの風のさやけさ

立秋

夕されハ袂に露の結ふまで

風も身にしむ秋ハ来にけり

うた、ねに軒の下萩風さわき

秋立宿の夢さめにけり

八月十五夜

名にしおふ秋の最中の中空に

月かけたかく晴る、隈なき

月前虫

いと、しく秋の野原の月清ミ

ふり出て、鳴す、虫の声

月すめハ草葉の露もあらはれて

やとれる虫の声しきり也

原虫

露しけき秋の、原を分行は

おふさきるさに虫の鳴也

野原に八月待虫の声す也

草分いれハいつち行らん

八月十五夜雨降けれとも後晴て、

雨晴る、まかきの草木露しけミ

猶光りそふ望月のかげ

名にしおふ月澄夜半に降雨の

晴て隈なき中空の影

八月十五夜曇りて後晴れわたるさま、

岡辺よりさしいつる程ハくもりしを

夜半に晴行望月のかげ

月前風

呉竹のしけれる宿の影さハく

月にも秋の風ハしるけれ

千(じせか)□（ふる松の木の間をもる月の

かけさやかなる夜半の秋かせ

澄月に野原の草の打なひき

さひしくもあるか秋のよの風

朝露

朝またき千種の花に置露ハ

夜鳴虫の泪なるらん

あさほらけみるめも遠くよる波の

磯辺の草の露そみたる、

秋田露

小山田の明る稲葉に置露の

吹秋風にみたれもやせん

千町田の稲葉の穂浪打なひき

結へる露の秋の朝あけ

むは玉の夜の田面を見渡は

稲葉の露に月ぞ照りそふ

□(破損)虫

あかつきの萩吹かせに夢覚て

をもはず虫の鳴ねを聞

明かたのさやけき月に澄月と

ひかりを惜む虫の声々

海上月

海原や浮雲晴て照月の

さし出る影は波に移ふ

月前露

呉竹の葉末に置けるよはの露

月にか、やく玉かとそみる

すむ月に浮雲晴てあきらけき

玉かとまかふ夜半の白露

しけりおふ竹の上葉の白露ハ

月(にか、カ)□（やく露とミゆらん

あきらけき月の光に花も木も

か、やく露のミゆる也けり

山月

浮(雲をカ)□空の秋風吹払ふ

山端のほのか月のさやけさ  
く(まカ)ら□しな山端たかくさしのほる

秋の空なる月の光りハ

(月カ)  
□前露

(あきらカ)  
□けき月の光の照りそひて

たくひなきよの庭の白露

浮雲の晴行空に澄月の

光りさやけき秋の白露

紅葉

秋ふかミ過る時雨に山端の

もみちもいと、染る色こさ

初しほと見えし梢も今朝ハはや

秋の時雨に染るもみち葉

暁露

山端にかたふく月も影うすき

あしたの庭に残るしら露

鳥かねのしは鳴声に起出て

みれ(ハカ)□垣の露そ置そふ

明かたの尾花分行袂には

いつしか野への露そうつろふ

野蘭

朝々往来に匂ふ藤袴

ぬきかけ置し人ハ誰そ(破損)□

滝紅葉

岩間より落くる滝のしら糸ハ

木々のもみちの錦ぬふらし

(破損)  
□れハもみち千入に染渡し

(降カ)  
□る滝も錦うつろふ

松間紅葉

千代をへて(破損)□行松の木の間より

見えて紅葉の錦色こき

葉(破損)□松のひまゝ薄くこく

薄(破損)□もみちの錦色(破損)□

秋野

秋の野ハ虫のさまゝ音に鳴て

風に尾花のなひきこそすれ

野薄

秋かせに尾花波立野路ゆけと

わか袂にハ露もむすはす

秋の野々風ハひまなく花薄

往来の人をまねく也けり

岡萩

岡の萩見すて、行ハおしまれて

枝折かさし家つ□<sup>(しやカ)</sup>にせん

へたてなく岡への露ハ結へとも

さけるさかさる花の萩原

薄

此秋はかとの尾花やまねくらん

おもひもよらん人そたぬ<sup>(つ脱カ)</sup>る

原薄

末遠くつ、く尾花に風ミえて

立波□<sup>(よカ)</sup>するむさしの、原

秋□<sup>(さカ)</sup>むき野原によするさ、波ハ

かせのやとれる尾花也けり

滝月

澄月に乱れて落る滝つ瀬は

か、やく玉の光りとそみる

海上月

天つ空くまなく夜半の月晴て

ひかり移ろふ秋の海原

山おろし吹くるからに澄月の

光りを洗ふ荒磯の浪

秋風のさやかに澄る海原に

月影あらふ沖つしら浪

滝月

岩間よりせかれて落る滝つ瀬の

月やか、やく浪のしら玉

澄月に滝つ乱て散る玉の

ひ、きをそふる松かせの音

月前雁

天つ空月影きよミ小夜更て

落くる小田の初雁の声

名も秋の夜寒の月の影晴て

やまの端こゆる初雁の声

月前虫

風さむミ庭の浅茅に鳴虫の

すかたもみゆる秋の夜月

月影の野原の露にはるゝよハ

虫もさまゝ音に鳴にけり

秋深ミよ寒むの月の影晴て

野に鳴虫の声よはる也

霧中紅葉

秋深ミたえゝ霧の立田川

もみちの錦色そ移ろふ

霧立て隔るやまも紅に

見ゆるもみちや千入なるらん

松間紅葉

常盤なる松の木の間のもみち葉ハ

色こく染しもみちとそミル

山家月

思はずよ深山かくれの松の戸に

かく静なる月やとるとは

へたてなく秋のよなゝ月晴て

哀(もカ)□よをす深山辺の庵

友もなき木かけの庵の籬にも

月ハへたてす住渡る也

月出秋原上

野原にハ尾花の露に虫鳴て

秋かせ寒ミ月そ照そふ

野外月

秋かせに薄の穂波打なひき

月にもまよふ野への細道

武蔵野や小萩か枝にむらさきの

露照らしそふ月のさやけさ

秋田

植立し賤か心よいかならん

穂波ゆたかに秋かせそ吹

此比は稲葉の風の行かよひ

穂波打よる秋の千町田

霧中雁

朝戸出に雁鳴空を詠れハ

いくへともなく埋む秋霧

夕ま暮霧立こむる秋の田に

落くる雁の声のミそする

海辺月

くる、夜ハ沖に釣する蜚小舟

月にかすく見え渡る也

海士小舟よ、しと月漕よせて

清きなきさの貝ひろふなり

深夜月

まとゐしてなれみる月のさやけさに

更て鳥鳴夜半も忍はず

夢覚て夜深き闇の月影を

岩戸ひらけし光りとそみる

月影のさやけきあかす円居して

思はすよはをかたり更しつ

遠紅葉

遠方に時雨の雲の棚引て

幾人染る峯のみち葉

朝なゆふなむかふも遠き奥山の

しくれて染る木々の紅

暮山紅葉

ゆふつく日入ぬる後も紅ひに

猶照らしそふ山のもみちは

暮やらて残る外山の日影かと

見ゆるハ染るもみち也けり

旅泊重夜

沖つ浪追手をまちて梶枕

幾夜明しの浦の友舟

風をはやみ沖つ白浪打よする

湊江幾夜明す友舟

旅泊夢

泊り舟なれぬ我身ハ湊江の

浪のさわきに夢もむすはす

梶枕浪さわくよもわすられす

古郷人は夢にみえけれ

池上月

我宿の庭の池水すむ月に

そのさゝれもみえてさやけき

久堅の天空たかく澄月に

ひかり照りそふ庭の池水

天保十とせ九月十一日桜島古郷湯治の見舞とて

前の浜の湊を漕はなれて、

海原や日かけ移ろふ夕なきに

かすく見ゆる蟹の釣舟

おなしく桜島の高ね煙かぜになひきければ、

桜島もゆる高ねの夕煙

雲とまかへて風に棚引

向島の湊に漕よせて、

わたし舟真帆引風もさそハねハ

島の湊に漕よするなり

海辺眺

釣に出し海士の小舟も漕よせて

浦浪さわくあかつきの空

浪よする浜の真砂も白妙に

ほのくみゆる暁の空

向島の湯治の見舞とてまかりければ、九月十三

夜月まつらぬよしを聞て、

此里八名におふ空をしらすとて

よ渡る月もかけや照らさず

長月の空の光りをしる里ハ

よもにも月の澄渡らめ

九月十三夜曇

かひなしや葉月の空も長月の

まちへしかけも猶曇る也

長月の月ハ雨雲へたつれと

今宵の名こそ空にかくれぬ

桜島もへしいはほに浪のあらふをミて、

もへ崎の岩根に間なくよせ帰る

波も玉なす長月のかげ

くたくへきいはほも浪の浦遠く

よる音きよき長月の影

荒磯の岩ほに浪のよせかへり

いくらの玉をミかく月影

九月十三夜

宵の間ハ空に棚引雨雲も

晴てさやけき長月の影

長月のあかぬ光をめつるまに

いつしか明ぬしの、めの空

月前虫

浮雲(もろ)□のこして清き月よとや

いねかてに鳴虫の声々

今朝ハはや人の心も咲花の

袂のとけき春ハ来にけり

首夏

いつの間に夏来にけらしけふよりハ

めつらしけなるやまほと、きす

朝戸出の霞の衣立分れ

四方山晴て夏ハ来にけり

初秋

玉手箱明行軒の呉竹に

秋の初かせ音さゆる也

草も木も身にしむ秋の色ミえて

置そふ露をはろふ朝風

残暑

秋来ぬと萩吹風ハそよけとも

そてにハいまたあつき日の影

槿花

秋なれや夢も覚行明ほのに

向ふ垣ねの槿の花

宿ハあれて明る籬(ハカ)野らとなる

秋に咲そふ露の朝かほ

籬下聞虫

へたてしな籬の草に置露の

夜寒のむしの鳴よわる音も

茂りおふ草の籬(もこのころハ)の風さむむ

よふ(さか)かく(さ)侘る虫のあわれさ

残暑

吹かせの秋になりぬと思えとも

空のあつさハかわらさりけり

卯月郭公

花衣名残をしたふゆふ暮の

卯月の空に鳴ほと、きす

暁郭公

見る夢も覚て静けき暁に

おちかへり鳴やまほと、きす

有明の月もつれなく影のこる

外やまの空に鳴ほと、きす

紅葉

幾度か時雨降つ、小倉山

峯のもみちの錦染らん

かきくらししくる、雲の過行は

色そひまさる峯のもみちは

初冬時雨

もみち葉もあらしに今朝ハまはらに散行そめて

外やましくる、冬ハ来にけり

落葉

きのふまでハ秋のかたミと見し宿の

木の葉をかせのさそふかなしさ

秋はてしもみちハいと、哀也

枝にのこさぬ木枯のかせ

雪

遠辺の高ねのこらす白妙の

雪をいた、く明ほと、空

紅葉

此比の月の光りをへたてつる

しくれに染る軒のもみち(はカ) □

かきくらしはけしく過る山風の

しくれに染る軒のもみち葉

きのふけふ峯のもみち葉色そひて

むかふもあかぬ山のした庵

霜

空晴て月さえ渡るさむしろに

冬のよ深く結ふ初霜

雪

天の戸の明る光りを待程ハ

さたかにわかぬ庭の薄雪

もみち葉も散尽してし枝に今朝

かゝれる雪ハ花と見ゆらん

時の間に雪降しきて此朝け

木ことの花の盛りをそミる

雪降ハ木ことの花そ咲にける

いつれを梅と分ておらまし

□(とカ)いふ古歌のかへしの心持にて詠し侍りぬ、

降雪に木毎の花ハ咲つれと

かをりを梅と分てをらまし

山居初秋

山ふかミ哀をこめて吹風に

松の戸すゝし秋や来ぬらん

此比は秋をまつの戸吹かせに

やま賤さえも哀をやしる

奥山の梢を渡る風に今朝

ひとり住身も秋をこそしれ

萩近枕

軒近く萩吹夜半の秋かせに

枕の夢ぞ驚かれぬる

たえ間なく風の萩原打さわき

ぬることかたき秋のよなく

朝萩

我宿のまかきにさける秋萩の

枝もとふゝの露の朝あけ

白露の数も幾夜のつもりきて

朝な〜に咲る秋萩

夕萩

けふの日のくるゝにつけて白露の

おもれはみたる庭の秋萩

皆人の心をとめて宮木のや

萩の盛りの花の夕暮

河萩

山川にかけて色こきしからミハ

咲みたれたる秋萩の花

行路萩

朝またき秋のすそ野を分行は

こきむらさきの萩か花す

行道のおふささるさに打なひく

小萩か枝ハ折てかさらん

月

おさな子もうれしとやミン秋夜の

照りそふ月にまどゐをそす

久かたの空にくまなく秋の夜の

月の光りの澄渡りける

田家月

ひな人の庵りこそ猶おもしろき

田面の月を庭に詠て

小山田に照りそふ月のよ、しとて

賤か庵りに袖そかたしく

深夜月

宵の間ハ雲か、りしを小夜更て

かたふく月の峯にさやけき

思ふとちさやけき月にまとぬして

いつか今宵もかたり更しつ

旅宿月

旅の宿心の隈もなきよとや

くもゐはるかに照らす月影

古郷をわすれかたみのいな庭

かたしく袖に月やとりけり

九月十三夜

いかならんむかしの月の影晴て

今にかわらす名にしおふ空

くりかへしむかしを今に長月の

今宵を仰く賤のをた巻

むかしより影や曇らて長月の

名たゝる月と世に仰らん

暮秋月

見れハ猶名残そまさる長月の

くれ行空の有明の月

照る月のおふくの夜半にあいぬれと

猶あかなくの月そくれ行

朝霧

高ねより四方山遠く見渡は

いつもおなし霧の朝あけ

明はてし後も外山のみえぬまで

朝霧ふかし此比の空

旅宿虫

ふる郷の軒端に聞し松虫の

声はかりこそかわらさりけれ

遠村鶏

野路分ん其暁のむら遠く

聞ハうれしき庭鳥の声

山寺松風

山寺の軒端にひゝく松かせハ

さなから法の声かとそ聞

山寺の夕へ淋しく分入は

猶興ふかき松かせの音

月前述懐

打むかふ心に隈のなき時ハ

月のか、ミもかけそさやけき

谷山の内滝のしもといふ所にて、

岩間より滝のしらす打(すカ)□えて

落るも清きやまの下庵

伊作湯治にまかりけれハ、宿のすまひもよく、

詠めやるあたりの風景もいとおもしろかりければ、

思はずよけふハいて湯の里にきて

かゝる家ゐにやとるへしとは

水鳥の浮世也けりこの比ハ

はるかにひなの蕨をそしく

暁雁

暁の雲のよそを過て行

初かりかねに夢ぞ覚ぬる

金峰山の高ねより四方山を詠やりて、

西の海のはてまで浪のさわかぬも

むかしの君か恵ミとそしる

金峯山にまふてける人を待とて、金蔵院にて、

とふとしなしはしなからも山寺に

立やすらひてミ法をそ聞

同官の村橋久(ム)ぬし遠村をへたてす文ともおく

られしうれしさに読て遣しける、

かしこしな遠山里をへたて、も

恵かわらぬ君か玉章

右より山居初秋までの歌は天保十とせあまり一

とせ末の秋、伊作湯治にまかれりける間に読玉

しを書留ぬ、

子日

はる立てけふを子日の初めとて

千代の根さしの小松をそ引

初春

あら玉の年の初のあしたなり

千とせを契る鶴の諸声

幾春も立かわれとてあら玉の

としの初を祝ふ諸人

郭公何方

うた、ねの夢かあらぬかほと、きす

いつかたとなき声きこゆ也

夜雪

白雲のかゝる外山と見ゆる哉

夜ふかき雪のさゆる光ハ

岩間氷

山川の岩間くくのよとみにハ

氷りて同し岩と見えけれ

初雪

めつらしく軒端はかりに降初し

雪のあしたの袖そさむけき

初雪を心に深く詠れハ

ことしも今ハ末に成ぬる

花留人

うら、かに霞渡りて山桜

咲ぬるかけハ立うかりけり

しはしとて花咲かたに立よらハ

いつしかけふの日も暮ぬへし

名所花

吉野山花の盛りに成にけり

峯もふもともかゝる白雲

峯にゐる雲もたくひハあらし山

咲そふ花の色に匂ひて

桜花咲てたくひハあらし山

木のめも春の光りミすらし

古寺花

山深ミ人もとひこぬ古寺に

春をしらする花の一もと

落花

花ミんと分こしものを吉野山

道のまにくけふハ散ぬる

あらし吹春のやま辺ハ時しらぬ

雪のふるかとあやまたれける

花間鶯

山桜咲そふ花の木伝ひて

鳴鶯の声そのとけき

吉野山このもかのものに咲匂ふ

桜か枝の鶯の声

山中鶯

分行は空たにみえぬ山中に

猶興ふかき鶯の声

はるくと山路をふかく分入ハ

鳴鶯の聲そめつらし

はるくとはるの山路を分行ハ

鳴鶯の聲そのとけき

蛙

萍のあなたこなたに行散て

すたく蛙のさわく諸声

我宿の池の砌に声するは

すたく蛙のすめハ也けり

山吹

梅桜散ぬる跡にやま吹の

われハかほなる色に咲ける

山吹ハ口なし色に咲出る

こゝろあるへき花と見ましや

苗代

賤男かけふハ荒田を打かへし

種おしまきて秋や待らん

なかれ行河原に賤かせきかけて

小田の遠近青む苗代

春雨に賤や心のせきたて、

われおとらしと種をまくらし

藤

峯におふる松に千とせの色そへて

むらさきふかくかゝる藤浪

春霞立ても居ても常盤なる

松に花咲峯の藤浪

晩春鶯

夕日さす梅の梢に千代の春

かけてそ来鳴鶯の聲

暮かゝる霞に声ハうつもれて

はるめきにける峯の鶯

伊藤善兵衛との初て関東へおもむかれしか、御

殿山花見にとて被参しこと同し文言ニ委カ□く二処

にありしを、あまりにおかしくおもりて読てつ  
かわしける、

武蔵の、原にや心まよふらん

ふた、ひいつる水茎の跡

天保十とせあまりふたとせ六月十八日の夜、歌

会の約をなし置し夜なれハ、庭なる草木に水を

そ、き、友立のかた／＼いといとふ待けれども、

やんことなきさ、わりやいてきけん、いつかた

もきたりたまハさりければ、ひとり月を詠て、

敷島の道の友立待侘て

軒もる月を独り詠ん

郭公拙亭兼題

うた、ねの夢にもあれや時鳥

いま鳴声ハいつちなるらん

一声ハそれともきかて時鳥

また待いつる有明月

ほ（と、カ）□きす月ミんとてや雲の上に

しはしかたろふ五月雨の比

当座  
夏草

草たにもいとふ心のあれハこそ

庭も野らなる五月雨の比

乗駒のたえす行かふ野路さえも

ふミ分かたく茂る夏草

雉子

春の、暁の、原の妻こひに

〔（破損）〕ひしくもきらす鳴也

朝霞晴やらぬ間ハ芹川や

竹田か原にきらす鳴也

暮春

散花のかたミのこさて行春の

名残ものうきけふの暮かた

山端にか、れる月の影ミレハ

はるも今ハの有明の空

郭公

ほと、きす待夜の数のつもりきて

さたかなる音を聞ハめつらし

此比の空にまたる、時鳥

ほのかにたにも初音なかなん

早苗

五月雨の降もいとわす袖ぬれて

賤か山田の早苗とるなり

此比は山田の早苗なひぬらし

降く雨の間なく時なし

橋

五月雨の雨晴やらぬ軒近き

□<sup>(はカ)</sup>な橋の猶匂ふなり

軒近き花橋ハ誰か袖を

ふれてしならぬ香に匂ふらし

早苗

いつかとも早苗とる也千町田に

ふる五月雨の時を移さす

名所松

神代より今にかわらす住吉の

まつのとせの枝そさか行

から崎の松ハいつよりおひ初て

今にかわらぬ緑なるらし

遠村畑

遠方の一村里の夕けむり

雲もひとつにやまめくりする

しら雲のかゝると見えて立そふハ

遠山の里の煙り也けり

芦間鶴

難波江や千代の友つる打まれて

芦へはるかに鳴渡るなり

白鶴のむれる方に立よれば

あしの葉かくれ鳴て行也

山家鳥

柴の□<sup>(戸カ)</sup>や独り住身ハ朝な夕な

鳥の声のミ友とこそきけ

とりまでも淋しと▲朝夕に

此柴の戸の軒にかたるふ

田家雨

我宿ハ明はなれ行賤男に

こゝろをつくる五月雨のそら

植立し門田に雨の降そひて

庵りす、しく風渡るなり

拙亭当座

夏月

風渡る軒の呉竹露散りて

涼しくすめる夏の夜月

五月雨の名残雫打散りて

雲間の月の影そさやけき

浮雲の恨も風に晴初て

や、すみ増る夏の夜月

卯花

時しらぬ雪や垣ねに積るか

おとろかれぬる夜半の卯花

夏草

はろふへき人しなけれハ夏草の

そのま、茂る古郷の庭

夏草ハ茂るともよし秋立て

又さまぐの花もこそさけ

夏月

山陰の水もす、しき夕暮に

なつわすらる、月ハ出けり

ひるの間のあつさも宿にわすられて

す、しくむかふ夏夜月

蛩

おこたりの窓もへたてす尋きて

蛩飛かふ夜半もありけり

やり水の音をしたりて飛蛩

おきすそふ夜の庭火ともミン

蟬

きえやすき露を哀とお(破損)ほえて

梢の蟬の音にや鳴らん

むら雨のすくるやうしと鳴蟬の

泪そ落る杜のした露

玉くしけ明るはやしに置あまる

露そひて鳴蟬の諸声

納涼

奥山の岩ねに落る滝水の

たえぬなかにむかふ涼しさ

吹かせも袖に落きて夕す、ミ

あつさのこらぬ杜のした陰

夕間暮谷の岩橋浪こえて

たちやすらへハかせそ涼しき

水鶏

明やすき閨の戸た、く水鶏にそ

おとろ（かカ）□されて夢もむすはず

あし引の山下陰の槇の戸も

た、きそすてぬ水鶏也けり

蓮

にこりぬる池の汀におひなから

ゆかしき花の蓮也けり

我宿にひともと植し蓮葉の

露の匂ひをおくる夕かせ

雨後蟬

夕立の雲ハ過にし岡のへの

梢にのこる蟬の諸声

吹かせもはけしかりつる夕立の

はれて涼しき蟬の諸声

屋敷内にすまひせしもの蘭を植おきしに、花咲

立て往来の袖に薫しけれハ、やむことをゑすし

はらくかりて、

藤袴きにしあるしの心をハ

ふかくもミせて匂ふ也けり

朝な夕な往来に匂ふ藤袴

しはし軒端に移してもミン

そのま、にかへすも花の名残とて

ひとふさこ、に折と、めまし

拙亭兼題  
初秋

いとなく袖に泪の露置て

萩の葉そよく秋の初かせ

朝またき竹の葉末の露散て

いと、身にしむ秋の初かせ

露

秋萩も夕への露に此比は

花咲枝の打なひきけり

見るか内に明はなれ行小山田の

稲葉の露そ風にみたる、

月前雁

鳴て来ぬ月のミ見るハウき物と

思ひし空の雁の一つら

澄月につはさならへて秋の夜の

やま飛こゆる雁の一つら

擣衣

此比は秋かせ寒くなりぬとて

賤か砧の音まさるなり

乙女子か袖もよ寒の秋かせに

衣擣也芦のやの里

初秋

武蔵野や薄の穂浪打なひき

袂す、しき秋の初かせ

植てミる軒はの竹に此比ハ

袂す、しき秋かせそふく

庭紅葉

千人なる庭のもみちの色こきを

こゝろしてみんなにミせはや

此比は夜の間の露に色そへて

きのふにかわる庭のもみち葉

拙亭兼題  
暮秋

そ、や今秋も暮んと紅の

木の葉落行風ぞ涼しき

木の葉散る秋にもはやく成にけり

名に長月の月そミしかき

行秋の今やわかる、時ならん

峯の嵐(にカ)紅葉みたれて

拙亭当座  
山家秋

山里の柴の庵りハ人とわて

いと、淋しき松かせの音

拙亭  
兼題 秋霜

虫の声浅茅と、もに枯行て

あはれさむけき秋のゆふ露

長月も半はかりと思ふ夜に

いや袖さむく霜や置らん

当座  
時雨

やま風に木葉のこらす打散て

今ハしくれの何を染らん

そむるへき木葉も今ハあらし山

しくれの雨のいと、降とも

小倉山染る木葉もあらしとや

麓にくたる時雨なるらん

兼題拙亭

山家落葉

此比は朝きよめせてもみち葉の

散しく庭を深山辺の庵

時雨降音かと柴の戸を明て

みれハ紅葉の錦也けり

山里の庭に散しくもみち葉を

秋の名残とはらわてそみる

当座

冬月

山風に軒の呉竹音さえて

砌にすめる冬の夜の月

霜かれし野路の笹原風さえて

そても

いと、さむけき冬夜月

降雪の晴行空に月澄は

ひとつにしろき庭の俤

打よする浪の音さえ冬こもり

さむけき夜半の月の俤

此比は籬の菊もうつろひて

さむけく照らす冬夜月

嶺松

むかしより世に仰けん名も高き

稲葉の山の峯の松か枝

嶺におふる松ハ千とせの色ミえて

さわかぬ御代のすかた也けり

弓を十建に十一本射しに、其内拾本ハ星計にあ

たりければ、をのか思ふやふにてこゝろにかな

ひければ、

梓弓引もたかはて放矢の

おもふところにあたる嬉しさ



分入らん谷の岩道神さひて

千とせを契る嶺の松か枝

雪

埋れし峯も麓もや、晴て

よしや吉野々やまのしら雪

思はずよふすまてふらぬ白雪の

けふ朝戸出につもるへしとは

冬深き空ハ時雨てさえまさる

野原につもる雪の白妙

終夜闇もさむけき朝戸出に

打むかふ庭の雪の白妙

冬こもりしくる、空の晴て今朝

高ねはかりにつもる白雪

終夜袖もさむけきと計に

明るあしたの庭のしら雪

兼題  
遠村雪 加藤氏

降雪のひとつにしろし松杉の

へたてもわかぬ遠の山本

冬寒き片山里の畑のミ

たち埋ミける今朝の白雪

当座  
雪中早梅 加藤氏

冬深き梢につもる雪の内に

春を待へす匂ふ梅か、

降雪の解る梢を春かとして

たちまかへてや咲る梅か、

降積る梢の雪もきえぬ間に

はやくも匂ふ軒の梅か、

冬こもり軒はの雪もふかくして

おもはぬ梅の香こそほへれ

夕雪

此夕さむけさそふる庭の面に

ふるしら雪ハ猶つもるなり

降積る雪けの空もや、晴て

夕日にとくる軒の白雪

庭の面に降るしら雪ハ夕かけて

さむけきまゝに猶つもるなり

降雪のふかくも積る庭の面ハ

くるともみえず照りまさる也

雪のふりつもる夜、人の庭をかよりけるにくつ

音たかれは、

行かよふくつ音たかし小夜更て

庭のしら雪氷とつ□□(らんか)

中将の君齊宣卿

御病氣をもらせられしよしおふせことをうけた

まはりて、

我君のいたつきおもく成ぬると

聞に心の置所なし

我君ハいたつきおもく成ぬると

おふせ言葉のしたそ苦しき

御一門の御かたくを初め、諸士より稻荷神へ

御精願神楽あかりければ、

諸人のたのむ誠を神もしらは

君か齡のあらぬものかは

桜島長音寺の出家通門法師尋来て、折々相良頼作太

重ぬしにもとひまいられ、三人紅葉の題を出し、

則興を詠し侍りぬ、

行路紅葉 頼重

立とまり見てや過けん旅人の

しけき往来の木々のもみち葉

朝紅葉

朝またきしくる、山を詠れハ

夜の間染し秋のもみちは

紅葉 通門

今ハはや秋てふ秋に成ぬらん

ミ室のやまに錦おりしく

庭紅葉 篤烈

千入なる庭のもみちの色こさを

こ、ろし見ん人にみせはや

此比は夜の間の露にいろそへて

きのふにかわる庭のもみち葉

一桃源亭にてもみちを見侍りて、

染残る色かと見えて立ならふ

まつもはへある木々のもみち葉

平田平右衛門殿去年九月廿三日喧嘩被致、切腹

の事をまた思ひつらねて、

はるくくと弓箭の道をまなはめと

たのめし事もむかし也けり

氷初結

やまふかミ谷の小川の行なやむ

いわまはかりそ氷初める

なかれ行川瀬の浪の音ハして

よとミに今朝ハ氷初けり

福留吉左衛門雪の暮に歌おくりたる、

夕暮や積りし雪を詠れハ

花のくれより猶まさりけり

かへし 篤烈

しら雪を花より増る色かとて

めつる心ぞ涼しかりける

霜月十四日

母上様の三年忌の御法事に、

ありし世のふかき恵をこゝに〔破損〕

しのへハかへるむかし也けり

兼題  
野雪 拙亭

春日野や枯し草葉もミえぬまで

降埋もれる今朝のしら雪

打むかふかさりもあらし武蔵野や

た、白妙の雪あけほの

当座  
寒草風

岡への古枝の萩も打なひ〔破損〕

嵐はけしく吹かよふ也

いつしかと花の草葉も霜枯て

淋しく成ぬ冬のやま風

兼題  
冬恋 拙亭

みせはやな忍ふにあまる泪より

打むすひける袖の水を

待人を霜〔よ力〕の床に思ひかね

袖も泪の氷るつれなさ

当座  
忍恋

人をおもふ心の内ハ埋火の

したのミもへて忍ふ苦しき

かく計忍ふ心の絶かねて

くる、夜毎に袖そぬれそふ

兼題  
初恋

露時雨けふを契りの初瀬山

から紅の色に染けり

分初る恋の山路ハ遠くとも

猶行末を尋てそミン

当座  
炭竈

白雲のかゝると見えてたちそふハ

峯に炭やく煙也けり

雪さゆる冬としなれハ炭竈の

煙のミこそ立まさりけれ

十二月廿五日春立けるに、霜ハいと、降しきな

から鶯の鳴ければ、

また霜ハ降としなから春来ぬと

のとかにつくる鶯の声

年内立春

ひと、せにふた、ひ春をみよしの、

やまものとかに打霞らんと

廿五日春ハ立て、廿八日之朝戸出に不思も雪の

積りしを見て、

朝戸出に春の梢の雪みれハ

又花や咲んとあやまたれける

小夜深ミ雨とのミこそ降つれと

今朝めつらしく積るしら雪

福留吉太郎を二才になし、実名を篤実と立てて

上下一下り、詠歌一首遣候、

人ハた、まことの道のひとつより

忠をも孝も生れ出へし

兼題  
山家落葉

拙亭

此比は朝きよめせてもみち葉の

散しく庭を深山辺の里

当座  
冬月

(二六五頁和歌「霜かれし」に同じ、略)

遠山雪

かき曇る空ハあらしに晴つきて

遠のやま辺そ雪の色なる

夕雪

此夕へさむけささふる庭の面に

ふるしら雪ハ猶つもるなり

独りして月を詠めしに、共にミしこともありし

と思ひつらねて霜月懐旧の心を、

三年跡は、その森ハ枯てしも

むかしなからの月やとるらん

右歌共誦侍りければ、さま／＼思ひいてられて、

さま／＼の思ひのミして消うせし

露の魄こそはかなかりけれ

ふた、ひハかへらぬ旅と思ひても

思ひたゆへき道なからまし

谷山純清ぬしの庭の梅花盛りなるいろを見て、

梅花咲匂ふよりあさからぬ

こゝろあるしの色ハみえけり

東郷藤川天神の梅を見侍りて、

藤川や天満神の梅花

幾世愛こし今としなるらん

加藤清通ぬしと歌のことゝもかたりて、

あさからぬ心の花の友としに

ましわりあそふやまとことの葉

兼題

拙亭

庭の面の草のわつかのきりくす

何をうらミて鳴あかすらん

あはらやに住てこそ聞きりくす

冬（もか）□まぢかき庭の蓬生

月やとる草の庵りのきりくす

鳴ハ枕のしたにこそきけ

山家月

とふ人のなき奥山のかくれ家も

へたてぬ月や照りまさるらん

のかれこし浮世のほかの山陰ハ

月の桂の色もことなる

母君の御石塔を打詠て、

□の□のしるしの石を問ひ見れハ

何もあらしのやまにことふる

擣衣

秋かせの夜寒になれハ松島や

あまの苦やに衣擣なり

さやかなる月に砧の音聞は

身さえくたくるこゝちこそすれ

松島や塩かせ寒し海士衣

打もたゆまで夜を明すらん

松かせの音も夜寒になるまゝに

衣擣也玉川の里

鹿

ひとり住櫓の板戸の明方に

あはれをそふる棹鹿の声

もみち葉の色つく秋に成ぬれハ

天保十三

十月十八日

兼題  
時雨

拙亭

ミやまの鹿の妻やこふらん

浮雲のはる、と見れハやま風に

また誘はれと時雨降也

当座

谷紅葉

谷陰にひとむら染しもみち葉を

あやなく浚ふ木枯のかせ

十月廿八日

兼題

千鳥

拙亭

和歌の浦に友を尋て小夜千鳥

浪の遠近鳴渡るなり

当座

霰

(かきくらし雪カ)

けのかせのそよさら

あられ降也いなさ、原

桜島長音寺の通門、春の歌ともとりく

(詠カ) □てお

くりし返し、

敷つむる君か言葉の花を見て

沖つ島根の春そしらる、

正月六日暮かゝる比、しはしとて相良頼重ぬし

の処へ立寄ければ、おもわすも夜の更けるに、

しはしとて思いなからも立寄ハ

君か言葉の花にうかる、

五月雨

五月雨の小やミもやらぬ処から

河瀬の浪の音まさるなり

祖母君わつらわせ給ひて、戸柱に夜起せし折し

も時鳥の(衍カ)の鳴けれ、人々歌よめとす、めしに、

おき明す人の心やなけくらん

暗ヤミの軒端に鳴ほと、きす

暮かゝる比虫の音を聞て、

おひ茂る蓬か門の虫の音を

聞ハ淋しきたそかれの比

夏草

五月雨の降つ、きなる庭の面ハ

猶夏草のやまと茂れる

夏草の茂りあひぬる我宿を

野へとやみらん岡へとやミン

町田家おは、様  
浄林院様なくならせ給ひしをかなしミて、

(字カ)

六□の名号を一首の□(詠にしカ)て手向奉りし、  
八月天保十四

十五夜月隈なく晴けれハ、祇園の橋へまかりて、

沖つ浪よせくる磯のしら浪も

光りくわゝる望月の影

また四ツ時分帰宅して後、

浮雲のかゝる恨も中空に

光り満ぬる望月影

□(名にか)しおふ今宵の月ハさゝかにの

いとさやかなる光り也けり

大空の星の光りハまれにして

秋の最中の月ぞ照そふ

ふけぬれハ松かせさえて宵の間に

見しにもまさる庭の□(月影カ)

九月廿二日兼題□(拙亭カ)

待恋

月ミんと人ハいひひて待人の

うきをは袖につゝミかね□(けりカ)

閨の戸もさして待夜の寒しるに

当座  
むなしくやとる有明月

露

秋深ミ稲葉か末も暮ぬ間に

露のやとりと成ぞ涼しき

庭の面の草のわつかの朝風に

乱るゝ露の色ぞ涼しき

九月十三日夜、長月の影といふ事を下の句の下

七文字に置て詠し侍りぬ、

むかしよりあきらけき名をけかさしと

隈なく照らす長月影

立の□(破損)月の光りを詠れハ

春の□(破損)のとや打霞□(むらんカ)

更衣

時々に移れハかふる馴ひを□(もカ)

しはし留たき花染の袖

首夏

夏の来て春にわかれし山端ハ

朝けの霞晴のほる也

卯花

道のへに咲みたれたる卯花を

袖にかゝれる雪かともミン

木の間もる月の影ともミゆる哉

むら／＼咲る庭の卯花

みすもあらずミえせん賤か庵りさへ

卯花咲ハ間ひもこそすれ

吉野の、原にてわらひ折かさすとて、

たまさかにもえ出にける早(厥力)厥を

折てかさすも家つとのため

また島津氏の飯屋の庭の四方につゝし多く、

植置し君か庵りの岩つゝし

盛りの時を思ひこそやれ

帰路藤の花盛りなれば、

むらさきの色を深めて咲かゝる

藤の花にハ立うかれけり

岩崎なる折田氏の藤の花盛りの(色目カ)を(色目カ)をとろ(破損)

かすはかりなり、

むらさ(きのカ)ゆかりの色を池水に

ふか(くもカ)移す庭の藤浪

茶とりさなか(なれカ)は、老人の心にかわり  
て、

つミためてかほる茶の葉ハ老葉の

ねさめの友となりもこそすれ

寄鳥恋 拙亭

玉章を掛へき雁の空たかく

打過行もつれなかりけれ

余花

散はてし青葉か中の遅桜

咲陰それと立うかれけり

われひとりわきて咲りを見せましと

春におくれて咲や此花

寄滝恋 拙亭

いかなれハ心の滝のいとせめて

恋のやま路に打乱るらん

思ひせく心の滝の糸水(をカ)

我袖ならてやるかたそなき

夏草

岡のへハ何れを道と行へ(行カ)きも

分れぬまでに茂る夏草

生いつる草ハはらハて茂りおふ

野へのすかたを移してもミン

此間に点取歌あり、常不止集式拾三之卷ニ委細留置

候也、

庭鳥子をそたてける(かカ)夜の程母狐の手にかゝり

て死たりければ、あけて今朝ひよこいとふ鳴を

聞もくるしく、

今朝よりハ頼む方なき我身とて

ななくひよこの声そかなし(きカ)

天気坊主と名付て小さき人形を作りて、是を庭

の木の枝にかけて歌よめと人のいひこしたりけ

れは、

(五月カ)雨の雲はあらしに晴つきて

夕日照らせといのらす(もカ)哉

いのれくた、ひとかたに雨雲の

晴間をいのれ天気坊主ハ

のち天気晴ければ、

我式のたのミをそれと請かひし

雲の上こそ恐れおふけれ

五月十七日月を詠て、

晴のほる月ハ秋ともいふへきに

露こそたらね庭の蓬生

月ミンと思ふ心のくるしくも

(かカ)たしく袖にさわる蚊の声

庭のあたりに秋菊ならんとのミ思ひ植置しか、

取ちかり夏菊なれハ、はや咲立しを見て、

浮秋のなくさめにとて植にしを

またてはや咲花のつれなさ

顕恋

つ、めとも思ひにあまる泪より

あらはれ初る袖のつれなさ

夏月

夏のよもさやかに照らす月影を

(誰カ)かハ秋の名にや立けん

松岡ぬし桜島の旅宿に(破損)て、

君かこし旅の庵りハ静かにて

沖つ島根の浪そ友なる

五月  
十八日

拙亭

兼題  
契恋

行末を頼む契りのかわらすは

老ての後もうれしからまし

偽りのあるハ馴ひの浮世とて

猶行末をかけて契らん

当座  
夏夕

空蟬も夕かくれに鳴やミて

水をそ、きの庭の涼しさ

夕日影さし入宿のあつさをも

わすれはつへき山陰も□<sup>(哉カ)</sup>

七月八日兼題

拙亭

恨恋

思はずよ深き契りの中に今

かゝる恨の数つもるとは

当座  
荻露

□<sup>(白露カ)</sup>の置またになく荻の葉に

かせ吹わたる秋のゆふくれ

八月八日兼題

拙亭

変恋

手枕の袖の匂ひもたえぬ間に

かわるハ人のこゝろ也けり

うらめしな深き契りの淵もはや

瀬になりやすきあたし心□<sup>(ヒカ)</sup>

当座  
閑居草花

こゝろある人にミせはやのかれ住

真萩ヶ原花の盛りを

ことのならし

七十の□<sup>(破損)</sup>やすくも越なん□<sup>(ヒカ)</sup>

かねてたのめしかりやなからん

むは玉の夜の夢なるこゝちして

と□<sup>(ふきカ)</sup>分となるそかなしき

朝かせに乱るゝ露のさまハけに

かへらぬ旅のわかれとハしれ

見し事の浮き数々を思ひ出て

しのへハかへるむかし也けり

立帰る■ひか更になきものを

なとか浮よる泪なるらん

深草の露ときへなん身の程を

むかしかたりの夢の世中

新樹

庭の面のならの若葉も茂り合て

照る月影のもらす也けり

おしなへ(てカ)□茂る紅葉の山端ハ

松のみとりもわかれさりけり

卯花

卯花の咲める野へをかき分て

そてさむからぬ雪とこそ見れ

白浪のよせかへるともおもほへす

垣ねつゝきに咲る卯花

郭公

我宿ハ花橘のなかりせは

いかてかどわんやまほとゝきす

夢か(破損)□よさてハ現の時鳥

猶一声のきかまほしけれ

春月

咲花の色も匂ひも埋れて

霞(破損)□のたる春夜月

山端をさし出るより浮雲ハ

晴てさやけき長月影

かせたえて外山の峯の松か枝も

静にすめる長月影

虫たにも哀今宵と侘るまで

さやかに照らす長月影

よきあしき軒端へたてぬ光りとは

誰もしるらん長月影

幾つらの雁の数さえさやかに

みえて照そふ長月影

白露にやとす光りもあきらさ(け脱カ)

名にあらはるゝ長月影

むらさきの花の萩原露置て

真白に照らす長月影

あきらけき浜辺に遊ぶ(海十カ)□の子は

貝もひろはん長月影

なかれ行河瀬の浪に照らしそふ

光りことなる長月影

更ぬれは打よする浪も音すみて

いや袖さむき長月影

西山にかたふく計なりぬとは

思ひもよらぬ長月影

右加藤氏の歌、常不止集二十九二留置、

去年九月十三日加藤清通ぬし・相良頼重ぬしの

両士、桜島の長音寺の通門法師を浄光明寺の脇

寺龍巢軒へいさないて、

月前雁

長月の名におふ空の浮雲を

うらミはて、や雁の鳴らん

長月の影をめつれば小夜更て

落くる雁の声もきこゆる

あきらけき月につはさもあらはれて

ミね飛こゆる雁の一つら

た、無題にて思ひしま、をのふるのミ、

うき事もわすられにけり古寺の

ミきりの月のさゆる光りに

むかしより名におふ空とあふかすハ

今宵ハこ、のまとひなからん

名にしおふ今宵の月にいやしきも

よきも心のよらざるハなし

一とせにひとたひめくる長月の

今宵の影をあかてなかめん

浮世をハはなれてこ、の古寺に

やとりてもミン長月影

宵の間の雲の衣をぬきすて、

光りさえ行長月影

思ふとちまとひしてミン長月の

かけハいつしか西にかたふく

松風を法の声にも聞なして

こ、ろよりすむ長月影

長月の月もいるさの山端に

かたふくまでもあかてこそミれ

小夜更て空晴かれて、

おきてめつる人にあらすは名にしおふ

今宵の月をいかてかはミン

梅薫風

木々あまたいまを盛りと咲梅の

にほひを送る軒の春風

梅花咲つるかたはいつくとも

みわかぬ袖に匂ふ春かせ

春立てわか、へりける衣手に

吹くる風は花の梅か、

立春

春来ぬと今朝ハ霞の立こめて

よ(も)□の山端ひとつ色なる

出る日のかけものとけき新玉の

としハ岩戸の関よりや立

けふよりハ春来にけらし明かたの

空ものとけき鶯の声

霞

梓弓の春のけしきを先ミせて

かすミへたつる四方の山端

今年まで幾度春をミよしのや

くもるハ今朝の霞也けり

みねの雪花かちらぬと見る内に

かすミか、れるみよしの、山

残雪

白雪の春の梢にふりつむハ

いまを盛りの花といふへき

春立ていくかになりぬミよしのや

猶しら雪ハ降まさるらし

滝音知春

岩間とちし氷解行滝の音に

をとろかされて春そしらる、

春かせに氷とくらし奥山の

滝つ川浪音まさるなり

霞

いつしかとやまのほのかに成行ハ

霞の光立かさぬらし

のとけしな四方の山端きのふけふ

ほのかに霞棚引にけり

落花

あかなくの花の梢も散はて、

なこひそおしき春のくれかた

咲てまたとく散ぬるそ桜花

おしむにあまる名残也けれ

(二七二頁和歌「首夏」に同じ、略)

花衣おしまれなからぬきすて、

今朝ハ青葉の夏とこそなれ

暁時鳥

閨の戸もまた明やらぬ暁に

一声き鳴やまほと、きす

ほと、きす山路賤か軒端とふ

暁かたの声さたかなり

更衣

今朝ハはや夏来にけらし蟬の羽の

うすき袂も身におもけなる

花衣ぬきかへまたき朝戸出に

かけてハかろき蟬の羽衣

郭公数声

郭公わか住里やまよふらん

やミの軒端に落かへり鳴

夏の夜ハいぬる間もなき暁に

(鳴カ)  
□く声しけきやまほと、きす

余花

春の色の残らぬ山と分ミれハ

卯月にも咲花そありける

夏なから咲る梢の花ミれは

いまも春なるこ、ちこそすれ

更衣

けふといへハおしまれてしも世中の

ならひにかふる蟬の羽衣

馴来ぬる花染衣此朝け

おしミながらも立やかふらん

山家更衣

柴の戸ハやまほと、きす鳴声に

夏やしられて衣かへすれ

山住の賤のおのこハほと、きす

鳴つる朝に衣かふらん

初聞時鳥

夏来てハさてもまたれし時鳥

さたかにそ聞軒の一声

郭公いつかき鳴と日をへつ、

まちしかひある今朝の一声

きのふまでまたれし空のほと、きす

声もさたかに今ぞ鳴なる

籬に植置し菊、ひとつふたつ咲立しもおも

しろうく、

植初し時より秋ハ幾かへり

かわらぬ色のしら菊の花

九月九日

また河俣氏硯蓋のかたはしに菊の一枝をさしそ

へたるを、

此菊ハ口なし色に咲出て

こ、ろあるしの花とこそミレ

加藤清通ぬし身にちかきかた此程死去なれば、

九月廿九日の暮かたよりまいりて、よもすから

打かたらひ、秋懐旧といふ題にて、

何となく淋しきさえも浮秋の

うきにうきそふ人の別路

白菊の花の上なる露の身ハ

きえても千代の香に匂ふらん

思はずに秋ハひまなき萩のはに

人もあたる風さそふとは

閏九月二十二日、桜島古里のかたへ湯治にまか

れりける人に見舞とてまいりて、かへりに船の

はやきこ、ろを、

しはしとて留見まほしきあし引の

山もあととなる船のかよひ路

閑居萩風

かくはかり人めかれにし山里も

おとつれけりな萩の上風

六月立秋

みな月の照るとともに立秋ハ

おとろく程の初かせもなし

月出山

大空のほしの光りも色きえて

やまの端のほる秋の夜の月

正月廿日未の計はかり、有川ぬし・伊十院ぬし

磯桜最早七八本ハ咲立しよしにて、打さそハれ

けれハ、跡より申の刻より尋行に、山の神上り

寺尾ぬしの別荘にいられければ、

情ある友にひかれて咲や此

(こたカ)

かき花の影を問ハなん

天保十五辰

正月元日

新玉の年立かえるあしたとは

たかはぬ浪の色にみゆらむ

伊十院・有川の両士に打さそはれて、大磯の花

にうねつる、

情ある友にひかれて咲や此

こたかき花の影を問ハなん

二階堂安之助との八才にして、正月廿五日痲瘡

のやまふにうたれ死せられければ、

幾千代とたのめし事も春の日の

なかき別となるそかなしき

鶯 谷山純清点作

閨の戸を明てむかひの山端に

なく鶯の声そのときき

あれはてし軒端に咲る梅枝の

香になれて鳴谷の鶯

若菜

賤の女か鳥羽田の面に打むれて

中

わかなや袖なるに摘上手にあますらん下

ふるとしもきのふとになりぬかすかみよしの、

雪間をくたく若菜てんをそ摘き

春雪

さわらひのもえいつる春に降雪ハ

朝日さす間も積らさりけり

吉野山霞む梢に雪降りて

花の盛りを今朝ハみすらん

梅風

春風に匂ひを送る梅花

誰か住宿の盛りなるらん

梅か、を袖にあくまで吹ためよ

世ハ春ならん風のしるしに

柳露

春風ハ吹トカも更トカにしら露の

玉をつらぬく青柳糸

白露結み間ハ中々置なく吹風もやられすに

なひく言垣はの青柳糸

春月

〔破損〕た、梅の匂ひに霞つ、

隴にミゆる山端の月

木々あまた咲そふ山の花たにも

なを隴なる春夜月

帰雁

〔破損〕たわれて来にし名残のありとてや

鳴つゝ、帰る天つかりかね

照りもせずくもりもらぬとたに夕月の

かすめる空をかへるかりかね

天保十とせあまりいつとせの卯月、つれくくの

折から、鼓河のなかれにことくの橋かけか

りしはしめの事とも、やまとことの葉にうねつ

りいたして、予か行末の見合になんいたしける、

稲荷河大乗院のはし柱

〔破損〕へて大鼓の名にも立らし

名にもしれ五月雨時の流れよく

君か恵ミのひとつ橋とは

鼓河なかれにかゝるつゝら原

はしも大鼓を打渡しけり

橋の名のめかねをかけて戸柱や

河に恵ミの深くミゆらん

鼓河なかれの末ハミつめかね

幾千世かけてやすく渡らん

ミつめかね橋かゝりしハあまたもつ

十とせあまりのミとせ也けり

つゝら原それよりうへのふた橋ハ

天保十四に皆かわる也

戸柱の橋かわりしハ天保の

十とせ五ツの卯月也けり

おふやけのつとめ事〔に九〕いてけるか手拭をわすれ

ていと事欠のありければ、いつも門を出ける時

御歌を可詠ために、

わすれなよ鼻紙袋手拭と

おふき大小さしいつるとき

今和泉の御隠居山松島津忠厚様扨御企の点取歌有しとき

ひて、

夏雨

夏立ハはや雨雲も峯越て

麓の河のたかさまされる

夏山

あつき日ハ茂る青葉の山陰を

花にまされと立そやするふ

朝ゆふに馴見てたにも山端の

茂る青葉の色そことなる

夏衣

水無月のあつさにたえぬ所から

蟬の羽衣身におもけなる

早苗

賤男か住かし小田の若苗に

秋のみのりをまつかせの音

五月雨の降もいとわて賤男か

ときすこさしと早苗採也

我庭実にもあれたりとて、人々いひ給ひければ、

庭面はあれても（見カ）□におこたりの

身のなかすミをたかすめまし

夜ハふけなから月澄けれハ、永安橋に出て、

夜を深ミ松の嵐も音たえて

静にすめる浪の月影

天保十とせあまり五とせ十月の事なるか、家の

内のこりなく桜島古里へ湯治にまかりぬへきと

て、十八日比むかひの船まいるへきよしをいひ

やりをきしか、あすハ桜島ハ船（破損）禁制のよしに

て、十七（日カ）□午の刻はかりにまいりぬ、さらハと

急き打立ぬれは□（日カ）暮かたになりぬ、

けふといひていそきし旅のさまくに

日もはや暮の船出なりける

ちいさき竹花活にしら菊の花折とり生て、

うつろひし色ともみえず此里ハ

冬しら菊の花そ咲ける

御糸荷船真帆引掛て帰るさまを見侍りて、

鹿兒島の湊ハさそなにきわ、ん

君か糸荷の船かへり来て

廿九日有村といふ里に遊びにまかひぬるか、中

途すから燃岩にて草さら／＼となひきやらぬに、松のミ数をしらす茂りしを見て、

百草の根さしもやらぬ燃岩の

〔はさカ〕まに千代と青む松か枝

湯治の場にまかりて、

おふやけのいとまをいかてたまふへき

かゝる出湯のなからましかは

また湯の場にてつれ／＼の折から、をかしけに打

つゝりぬ、夫当地ハ鹿府〔の力〕東南にあたりて陽明の地

なり、春咲花のことくなれば、むかしより桜の島と

ハ名付たり、こゝにまた古里といえる村あり、島中

の一の村と人皆よへり、〔なカ〕んとなれば出湯あり〔破損〕

方の村里より、腹の〔痛カ〕疝氣・疝癰・頭瘡のやまひ・

そのほかの腫物杯にいたるまで、いたつきある輩集

りきたりてこゝに湯治すれば、いかなる病ひにても

煎薬一帖ものますに全くにこゝろよくなりてかへら

すといふことをしらす、また風景をいは、前にハ

たかちをのやまをはしめとして、こと／＼のやまを

〔破損〕〔場所〕所引もさらす、福山十根、垂水より往來の船も数艘見えて、

ならへ、大海を泉水となかめ景氣かきりなし、後は

巖石やまをなして、実に仙家のさまなれハ、こゝにすめる間ハちりの浮世をのかれてこゝろにかゝる雲霧霞もなかるへし、またくひもの、たくひは上戸の食物をいは、所名産のからいもをもつてしやふちうをにへハ、甘露のあちわひをなして、しほけハ前の海より鮮魚を〔とりカ〕てさしミ・煎付・干物・塩から、

望にまかせてくろふにあ〔破損〕たるへし、猪・鹿のた

くひもうしろのやまにありて、所の者とも鎧・長刀

を持って手捕をなす事新田四郎にまさる者数をしらす、

〔中カ〕にも有村の伝次郎〔杯いふカ〕は、數百疋捕へたる〔破損〕

り、常なき急事〔破損〕あ〔ちカ〕ハ、土民までも一かとの心

〔破損〕あらはすへし、下戸のくひものにハさとふあり

て、やまのいもをうしろのやまよりとれば、かるか

んまでも出来ぬへし、さとふいまたせいほふあらさ

る間ハ子とものはなはたしき好〔破損〕のなり、そのほ

かにまたからいも・里いも・そま・大豆・麦・きび・

ミかん・九年母・柿・びわなとにいたるまで下戸の

くひ物あきたるへし、〔土カ〕民とも畠作のおこたりなき

はいふにおよはず、母は〔にカ〕わとりはしめて〔鳴カ〕より起

出てはた織(破損)□□の業をなせり□□に、畠ハちひさき草

もみえず、家居ハ土民の□□りとも見えす、実に住よ

かるへし、ほかにまた黒髪(破損)□□て、おなし島に出湯ハ

あれと、やまひにその功はなくて、是に入湯すれハ

湯かた・手拭のたくひハいふに及はず、□□の内にも

黄色をそまし心憚もあしくきたなき湯なり、いつれ

にも此地□□と□□まれり、この島に□□の道あり、米

と水とな□□くて叶わぬ肝要のものなれと世にかけ

道なくはひとたひハほろふるとやら聞及ひぬ、古き

歌に、

誰も見よミつれハやかてかく月の

いさなふ空や人の世中

ともあれは、なきをよしとせり、米は当地にハなく

とも、鹿府西北にあたりて漸(タカ)□□に三里をへたつれば、

□□もよく□□して求めるにやすかるへし、水も当池の

井戸より□□すこし油気ありてさ□□にハならぬ

とも、垂水(の内カ)□□咲花平といふ処漸く一里をへたて、

清水□□にあれハ、是も運送よくしてとるにやす

し、春先つ、し花咲比ハ山隈を照らす事朝日のか、

やくかことし、ゆへに咲花平とや名付けん、いつれ

に湯治ハ此内にきわまりたりとやいひつへし、

石神ぬしとしあれば、の□□をつらね給ひ予に

もか□□歌よめといひたま□□れとまたしけな

□□身のか跡にハ恐□□なから、たま〜翁

の□□たまひしことの葉を□□に見ておかむ

もほいなるれば、かくし題にしてやう〜一首

をいひ出しぬ、

おしなめて田面ハことしあればです

君か恵ミのしるしなるらん

たんたとふ屋敷の竹山の陰に、竹のミしてちひ

さき庵りを結び、たらちをの歌よめとおふせ給

ひければ、

呉竹の直なるよ、のした陰は

□□ふしなく住にかりける

近成竹の葉陰に庵しめて□□ほとよき道をまなは

ん、

□□むはかりの□□の戸に

□□れにし友ハいと、またる、

閑居

拙亭

〔破損〕聞竹の葉風の音なから

〔破損〕さひしきやまの下庵

静なる竹のあミ戸も明かたは

〔破損〕くらの鳥の立さわく也

当座  
冬夜

霜さえてふけ行冬のよなくハ

のとけき空の春そまたる、

柴の戸ハ更るにつけていと、猶

雪けのあらし身にそしミぬる

寄月恋

契り置し人ハ来さりし偽りを

〔破損〕て待出る有明月

〔破損〕忍ふ身をいつかたにかくさ

〔破損〕り照りそふ月の今宵

寄雲恋

〔破損〕心ハ空を行雲の

〔破損〕よりもしらぬ身こそつられ

雨雲のよそに成り行契りとも

しらてや人におふ坂の山

寄風々

おふとミし夢のた、ちに吹おくる

〔破損〕の風そつれなき

松風の音立宵ハうき人に

しのひおふともしる人そなき

寄雨恋

〔破損〕のかよひ路たえて五月雨の

〔破損〕れぬ恨ミのいと、ま

〔破損〕時雨に染し木の葉とは

〔破損〕きその露ももらすな

〔破損〕煙々

〔破損〕むせふむねの煙りハ

〔破損〕よひくをあかすくるしさ

もゆるともおよはぬふしの夕煙

いつれのかたに行ミたるらん

八月十五夜弘化二巳打曇りければ、

置かれしな秋の夜すから浮雲の

最中の月にかゝる恨は

一年にひと夜の外ハ中空の

〔(破損)〕つれなき雲そかゝれる

月さやかなりける夜、明かた迄そくれくゝて月  
を詠めて、

〔(澄のほるカ)〕月の今宵ハぬることも

わすれていつか明かたの空

福岡勘右衛門とて下町に居住のものなりしよし  
にて年賀を、

千代万齡をまつの友ならん

老ハ八十の後もはるけ〔(キカ)〕

幾千代の齡をまつに契りきて

八十の後の老の行末



万記一帳



(表紙)

安政七年庚申

二月より

万記一帳

時敏

那波列翁葬送ノ節、  
仏蘭西王ロデウエーキ、ヒリップス」群臣ヲ従へ出テ、  
靈柩ヲ迎フ、歩兵・騎兵・樂部ヲ分テ四十五隊ト為ス、

御一門方以下寄合並以上、高頭并当分家督并嫡、

安政七庚申年之年輩

高老万四千六百四拾壹石式斗三升三合壹勺

島津周防様

御嫡

島津又次郎殿

高老万九千式百九拾三石六斗六升壹合五勺式斗

(異筆)「加治木屋敷」

島津岩松殿

高老万五千四百三拾壹石九斗六升七合六勺七才

(異筆)「垂木屋敷」

島津讚岐殿

高老万三千七百六拾九石式斗五合四勺七才

(異筆)「今和泉屋敷」

島津峯之介殿

高老千五百六拾四石七升五合四勺五才

(異筆)「日置屋敷」

島津左衛門殿

島津又六郎

高五千九拾四石八升四合五勺八才

(朱書)「三拾八歳」

島津若狭

高千五百六拾三石式斗三升五合四勺八才

内、千石御役料

(朱書)「六拾六歳」  
川上筑後殿

嫡子(朱書)「四拾式歳」  
川上右近

高千百四拾七石八斗八合六勺六才

(異筆)「碓山家」

(朱書)「式拾壹才」

島津織之介

高三百九拾九石七斗壹合壹勺壹才

内、三百石御役料

(朱書)「五拾三才」

島津隼見

高壹万五千七百五拾五石五斗七升式合九勺式才

(異筆)「宮之城屋敷」

(朱書)「拾九歳」

島津図書

高三千六百拾三石六斗七升五合式勺三才

(異筆)「黒木屋敷」

内、千五百石御役料

(朱書)「六拾歳」

島津豊後

高四千七拾九石六斗八升壹合八才

(異筆)「永吉屋敷」

(朱書)「三拾四才」

島津主殿(異筆)「又七」

(朱書)「九歳」

島津豊寿

高六千九百三拾四石三斗式升三合八勺九才

(異筆)「知覽屋敷」

(朱書)「安政七甲六拾歳」

島津伯耆

(朱書)「三拾五歳」

島津柰

高貳千八百貳拾七石四斗三升六合壹勺三才

(異筆)「佐志屋敷」

(朱書)「四拾九歳」

島津壬生

(朱書)「拾九歳」

島津小平太

高五百六拾六石六斗三升四勺七才

(異筆)「中佐杉原」

内、百八拾石御役料

(朱書)「六拾貳歳」

島津左膳

(朱書)「左中嫡子」

島津市熊

(朱書)「拾壹歳」

高五拾三石五斗式升八合三勺三才

(朱書)「貳拾歳」

新納四郎

(朱書)「貳拾歳」

新納波門

高千五百八拾五石貳斗式升三合壹勺三才

(異筆)「勘奉行」

樺山相馬

(朱書)「拾四歳」

樺山助太郎

高三万五千三百四拾五石余

(朱書)「庚申式拾九歳」

島津出雲

(九才)

高百五拾貳石八斗四升四合七勺□才

外二、御役料高百四拾石

(朱書)「三拾歳」

桂小吉郎

高三百五拾貳石八斗式升七勺七才

(異筆)「射場の坂」

内、百八拾石御役料

(朱書)「貳拾四歳」

島津頼母

高百五拾六石九升八合三勺

外二、百四拾石御役料高

島津求馬 (朱書)「三拾歳」  
島津愛千代 (朱書)「拾貳才」

高四千貳百五拾五石壹斗壹升三合貳勺七才

(異筆)鹿籠屋敷  
喜入撰津 (朱書)「四拾貳才」  
喜入多門 (朱書)「拾八才」

高九百九拾九石壹斗七升壹合五勺五才

(異筆)「石谷」  
町田監物 (朱書)「四拾六才」  
町田助太郎 (朱書)「貳拾三才」  
三男 (朱書)「拾五才」  
町田三之丞 (朱書)「拾三才」  
四男 (朱書)「拾三才」  
町田申四郎 (朱書)「拾四才」  
五男 (朱書)「拾才」  
町田鈴麻呂 (朱書)「拾才」  
五弟 (朱書)「貳拾五才」  
町田直五郎 (朱書)「貳拾四才」  
六弟 (朱書)「貳拾四才」  
町田六郎左衛門 (朱書)「庚申拾貳才」  
町田藤七郎 (朱書)「庚申拾貳才」

高五拾五石四斗壹升八合貳勺貳才

(異筆)「源兵工衛」  
外二、百八拾石御役料  
島津帶刀 (朱書)「三拾貳才」  
島津仁之助 (異筆)「黒岡下改姓」  
島津仁之助 (朱書)「拾歳」

高三百五拾九石八斗九升貳合九勺八才

(異筆)「恒吉」  
内、百四拾石御役料  
島津内記 (朱書)「四拾八歳」  
島津新八郎 (朱書)「貳拾才」

高八千百三拾七石五斗六合六勺

(異筆)「都之城二男家平佐屋敷」  
北郷作左衛門 (朱書)「三拾歳」  
基太村正次郎 (朱書)「拾四歳」  
基太村真七郎 (朱書)「拾六歳」  
三男 (朱書)「拾六歳」  
基太村真七郎 (朱書)「拾六歳」  
四男 (朱書)「拾四歳」  
基太村正次郎 (朱書)「拾四歳」

高千七百五拾五石四斗七升

合六勺貳才 (朱書)「貳拾壹歳」  
島津主計 (朱書)「拾四歳」

高百貳拾九石壹斗貳升九合貳勺九才

外二、百四拾石御役料高  
島津矢柄 (朱書)「庚申四拾六才」  
島津矢市郎 (朱書)「拾四歳」

高貳百九拾壹石三斗八升壹合八勺貳才

内、百四拾石御役料  
大野多宮 (朱書)「三拾八歳」

高三百石八斗八升五合貳才

高百四拾五石五升八合

(朱書)「拾七歲」  
吉利仲

(朱書)「四拾卷藏」  
島津内藏

高百八拾三石壹斗貳升五合

内、百八拾石御役料

(朱書)「四拾三歲」  
伊集院伊膳

嫡子(朱書)「拾八歲」  
伊集院半之丞

高壹万千六百四石貳斗九升貳合四勺六才

(異筆)「種子屋敷」  
種子島鶴袈裟

高三千四拾五石八斗七合三勺四才

(異筆)「市成屋敷」  
島津仁十郎

高四百三石七斗九升七合八勺八才

内、貳百石御役料

(朱書)「四拾四才」  
穎娃織部

嫡子(朱書)「庚申貳拾六才」  
穎娃弥市郎

高三千拾五石三斗五升六合四勺

(異筆)「吉利屋敷」  
小松帶刀

高四千八百拾九石五斗五升貳合貳勺

(異筆)「入來屋敷」  
入來院恰

高三百三拾七石貳斗八升四合七勺四才

内、百八拾石御役料

(朱書)「三拾七歲」  
比志島靜馬

高五千三百七拾四石五斗壹合六勺七才

(異筆)「喜入屋敷」  
肝付左門

嫡子(朱書)「三拾六歲」  
肝付狩野介

高四百四拾壹石五斗四升七合九勺三才

内、百八拾石御役料

(朱書)「四拾貳歲」  
菱刈空之介

嫡子(朱書)「拾七歲」  
菱刈莊之介

高三百三拾三石五斗六升壹合三才

内、百八拾石御役料

(朱書)「三拾貳歲」  
諏訪數馬

高四百貳拾貳石八斗九合八勺壹才

内、百八拾石御役料

(朱書)「四拾壹歲」  
川田將監

嫡子(朱書)「庚申拾九歲」  
川田掃部

高百五拾四石三斗貳升四合三才

(朱書)「拾五歲」  
畠山主計

高千七百四拾五石八斗九升弍合

(朱書)七歲

鎌田仙千代

高四千弍拾六石四斗三升五合壹才

(朱書)四拾四歲

伊勢雅楽

養子(朱書)三拾歲

伊勢弥九郎

高千八百八拾壹石五斗六升三勺壹才

(朱書)拾八歲

市田隼人

寄合

高九百三拾石六斗四升六合六勺六才

(朱書)五拾五歲

義岡主殿

嫡子(朱書)三拾壹歲

義岡左平太

高九百七拾五石九斗三升弍合九勺三才

(朱書)四拾六才

山岡齋宮

嫡子(朱書)拾三歲

山岡伝十郎

高五百三石六升壹合三勺八才

内、百八拾石御役料

(朱書)七拾三歲

島津鞆負

嫡子(朱書)安政七庚申三拾七才

島津掃部

高五百七石壹斗九升八合九勺六才

(朱書)五拾五歲

島津相馬

嫡子(朱書)三拾三歲

高千三百八拾五石四斗九升九合五勺七才

(朱書)六拾八歲

末川近江

嫡子(朱書)四拾弍歲

末川久馬

久馬嫡子(朱書)拾八歲

末川主税

高六百弍拾壹石八斗八升四合壹勺四才

内、百四拾石御役料

(朱書)三拾壹歲

島津藏人

高四百五拾八石七斗七合弍勺壹才

内、弍百石御役料

(朱書)五拾三才

川上龍衛

嫡子(朱書)弍拾九才

川上直衛

高三百弍石六斗六合七勺弍才

外二、三百石御役料

(朱書)六拾六歲

川上但馬殿

養子(朱書)三拾四才

川上主膳

高拾弍石九斗壹升八合五勺五才

(朱書)五拾六歲

島津左内

高式百四拾九石六斗三升八合四勺四才

外二、御役料高千石

(朱書)「五拾六歲」

島津登

嫡子(朱書)「式拾四歲」

島津權五郎

高百四拾九石七斗五升式勺壹才

外二、百八拾石御役料

内、五拾石上地

(朱書)「四拾九歲」

郷原軫

嫡子(朱書)「拾九歲」

郷原亘

高三百九拾三石九升八合壹勺六才

内、御役料高百八拾石

(朱書)「五拾貳歲」

川上式部殿

嫡子 川上久良、橋口精一ノ父 (朱書)「式拾九歲」

川上源十郎

(異筆)「勘解由久達」

二男 当分福崎助七

川上藤次郎

(異筆)「高橋要人」

川上岩次郎

(異筆)「勇七」

川上清嘉

(異筆)「彦六」

川上勇次郎

高三百貳拾九石八斗五合八勺八才

外二、御役料千石

(朱書)「五拾四歲」

新納駿河殿

嫡子(朱書)「式拾九歲」

新納次郎四郎

高千貳百八石八斗貳升四合壹勺七才

内、千石御役料高

(朱書)「八拾五歲」

樺山伊織

嫡子(朱書)「三拾七歲」

樺山權十郎

高百六拾貳石九斗九升壹合式勺九才

北郷数馬

(朱書)「式拾三歲」

高千六拾貳石五斗五升九合七勺三才

内、拾四石六斗余上地

(朱書)「五拾壹歲」

北郷浪江

高壹石式斗九升四合七勺五才

(朱書)「四拾四歲」

桂内記

嫡子(朱書)「拾八歲」

桂六郎次郎

高三百三拾三石五斗五升式合

内、百八拾石御役料高

内、五石上地

(朱書)「五拾貳歲」

島津仲

嫡子(朱書)「式拾歲」

島津兵十郎

高拾石六斗四升六合八勺八才

外二、百八拾石御役料

(朱書)「五拾壹歳」  
伊集院静馬

(朱書)「貳拾歳」  
嫡子

伊集院十右衛門

高貳百七拾貳石七斗三合九勺六才

(朱書)「三拾四歳」  
新納衛守

(朱書)「拾貳歳」  
嫡子

新納少之介

高三百貳拾壹石六斗五升五合八勺九才

内、百八拾石御役料

(朱書)「三拾九歳」  
町田貳部

高百五拾壹石三斗六升五合五勺三才

外二、百八拾石御役料

内、五拾石上地

(朱書)「五拾六歳」  
伊集院巨

(朱書)「三拾四歳」  
嫡子

伊集院平治

高三百三拾三石三升九合四勺

内、百八拾石御役料

(朱書)「六拾六歳」  
新納主税

(朱書)「三拾八歳」  
嫡子

新納伊十郎

高四百拾石五斗六升七合三勺五才

内、百八拾石御役料

(朱書)「六拾三歳」  
伊集院隼衛

(朱書)「三拾歳」  
嫡子

い十院源之丞

高五拾八石貳斗貳升六合六勺五才

(朱書)「三拾壹歳」  
山田軼

高千三百三拾壹石九斗五升壹合九勺七才

(朱書)「四拾七歳」  
鎌田要人

(朱書)「貳拾才」  
嫡子

鎌田奎之丞

高百四拾六石四斗五升貳勺貳才

外二、百四拾石御役料

(朱書)「五拾貳才」  
平田鞆負

(朱書)「貳拾三歳」  
嫡子

平田新四郎

高三百貳拾三石三斗貳升八合壹勺六才

内、百八拾石御役料

(朱書)「四拾三歳」  
高橋縫殿

高百四拾四石壹斗壹升三合八勺七才

外二、百四拾石御役料

仁礼小吉

嫡子〔朱書〕〔式拾九歲〕  
仁礼小平太

高九百七拾壹石五斗壹升余

〔朱書〕〔式拾貳歲〕  
二階堂藪

高貳百八拾九石八斗八升九合八才

内、百四拾石御役料

内、七拾六石上地

〔朱書〕〔五拾七歲〕  
二階堂源太夫

嫡子〔朱書〕〔三拾才〕  
二階堂逸見

二男〔朱書〕〔式拾貳才〕  
二階堂弥六

三男〔朱書〕〔拾九才〕  
一階堂弥九郎

高貳百拾八石七斗九升五勺八才

〔巽筆〕〔四十二歲〕  
名越左源太

高三拾貳石貳斗三升六合八勺四才

〔朱書〕〔三拾才〕  
小林一学

高四拾七石三斗壹升五勺七才

外二、百八拾石御役料

〔朱書〕〔三拾五歲〕  
北条十左衛門

高拾五石

〔朱書〕〔四拾歲〕  
本田主計

高五拾四石四斗五升九合四勺九才

外二、百八拾石御役料

〔朱書〕〔式拾七歲〕  
相良治部

高八拾四石三斗八升五勺七才

〔朱書〕〔三拾壹歲〕  
平田正十郎

高貳百三拾石壹斗六升八合九勺貳才

内、百四拾石御役料

〔朱書〕〔六拾六歲〕  
堀四郎左衛門

嫡子〔朱書〕〔式拾壹歲〕  
堀弥八郎

高百五拾壹石壹斗三升九合六勺八才

〔朱書〕〔三拾五歲〕  
小笠原兵部

高九拾四石八斗七升貳合五勺壹才

内、九拾石御役料

〔朱書〕〔六拾歲〕  
鎌田愛太夫

嫡子〔朱書〕〔三拾五歲〕  
鎌田十五

無高

〔朱書〕〔三拾壹歲〕  
鎌田一藤太

高五拾壹石六升四合

〔朱書〕〔三拾七歲〕  
市来次十郎

高式斗四升六合八勺八才

(朱書)「五拾歳」  
河野八郎左衛門

(朱書)「式拾九歳」  
河野外記

高五百拾九石五合四勺壹才

内、百四拾石御役料

(朱書)「三拾九歳」  
赤松主水

高式百拾九石四斗九升九合壹勺四才

内、百八拾石御役料

(朱書)「六拾壹歳」  
洪谷喜三左衛門

(朱書)「式拾九歳」  
嫡子 洪谷喜八郎

高百五拾石九斗六升式合六勺三才

(朱書)「拾六歳」  
宮之原小膳

高式百九石式斗四升三合式勺壹才

内、百八拾石御役料

(朱書)「三拾壹歳」  
関山紘

無高

(朱書)「三拾九歳」  
山田新之丞

高九拾九石壹斗六升九合五勺四才

(朱書)「三拾四歳」  
岩下佐次右衛門

高七拾七石七斗九升壹合四才

(朱書)「拾八歳」  
上野幸之介

高四百式拾壹石三斗五升五合式勺

外、百八拾石御役料

(朱書)「四拾七歳」  
猪飼御太郎

高式千式百拾九石九斗四升六勺式才

(異筆)「調所」  
嫡子 稲富数馬

(朱書)「四拾歳」  
稲富数馬  
稲富軒

一代寄合

高式百四拾壹石八斗余

外二、百八拾石御役料

(朱書)「七拾三歳」  
平田直之進

高三百六拾四石九斗九升七合三勺六才

内、百八拾石御役料

(朱書)「七拾五才」  
友野半助

高式百三拾八石八斗八升七合

内、百八拾石御役料

(朱書)「六拾七才」  
豎山武兵衛

高三百拾七石四斗九升四合余

内、百四拾石御役料

(朱書)「六拾九歳」  
山口直記

高貳百五石貳斗七升四合壹才

外二、百四拾石御役料

伊集院善左衛門

高三百九拾八石五斗三升九合八勺

外二、御役料高百四拾石

(朱書)「七拾壹才」  
名越彦十太夫

寄合並

高三石四斗三升五合四勺貳才

(朱書)「拾六才」  
三崎平太左衛門

高九拾壹石六升余

外二、百八拾石御役料

(朱書)「六拾才」  
倉山作太夫

嫡子 (朱書)「三拾六才」  
倉山民五郎

民五郎嫡子 (朱書)「拾三歳」  
倉山孫五郎

高貳百三拾八石八斗七升〇合七勺九才

内、百四拾石御役料

(朱書)「五拾八才」  
谷川次郎兵衛

無高

三男 (朱書)「拾九才」  
谷川仲次郎

(朱書)「貳拾壹歳」  
村橋左膳

高壹石七斗

(朱書)「三拾壹歳」  
北郷宗一郎

高七斗五升

(朱書)「七拾歳」  
伊勢平四郎

無高

(朱書)「四拾四才」  
西金之介

嫡子 (朱書)「貳拾三才」  
西左一郎

高百石五合

外二、御役料高百八拾石

当番頭・御側御用人勤 (朱書)「六拾三才」  
大宮司職并 本田三位

社家支配 御近習通 嫡子 (朱書)「三拾壹才」  
本田出羽守

高五拾四石八升九勺七才

(朱書)「六拾六才」  
当番頭 井上駿河守

花尾山惣大宮司 養子 (朱書)「五拾八歳」  
御右筆頭格 井上備前守

神職勤 備前守嫡子 (朱書)「三拾壹歳」  
神職勤 井上石内

無高

般若院  
住職

(朱書)拾八歳  
面高真連院

安政五年正月

小番・新番・御小姓組家部并人数しらへ

一 番組

惣合小番家部百四拾七

惣合小番人数貳百貳拾人

惣合新番家部四拾壹

惣合新番人数五拾壹(人脱之)

惣合御小姓組家部五百三拾五

惣合御小姓組人数七百四拾四人

合家部七百貳拾三

合人数千拾五人

二 番組

惣合小番家部百三

惣合人数百四拾人

惣合新番家部三拾三

惣合新番人数四拾壹人

惣合御小姓与家部五百拾四

惣合御小姓人数七百五拾四人(人脱之)

合家部六百五十

合人数九百三拾五人

三 番(組脱之)

惣合小番家部百四拾貳

惣合小番人数貳百貳拾五人

惣合新番家部貳拾七

惣合新番人数四拾人

惣合御小姓与家部六百四拾四

惣合御小姓与人数九百六拾貳人

合家部八百拾三

合人数千貳百貳拾七人

四 番組

惣合小番家部百貳拾七

惣合小番人数貳百拾六人

惣合新番家部四拾三

惣合新番人数六拾四人

惣合御小姓与家部四百七

惣合御小姓与人数六百五拾人

合家部五百七拾七

合人数九百三拾八人

合小番家部八百拾六

五番組

惣合小番家部百三拾貳

合小番人数千貳百七拾貳人

惣合小番人数貳百人

合新番家部貳百三拾壹

惣合新番家部四拾六

合新番人数三百六人

惣合新番人数五拾五人

合御小姓与家部三千八拾八

惣合御小姓与家部四百九拾四

惣家部

惣合御小姓与人数七百六拾三人

合四千百三拾五

合家部六百七拾貳

惣人数

(六番組脱力)

合人数千拾八人

合六千貳百三人

惣合小番家部百六拾五

御兵具方  
一御鎗組拾組

惣合小番人数貳百七拾壹人

与力六拾人

惣合新番家部四拾壹

足輕三百貳拾三人

惣合新番人数五拾五人

与力・足輕  
合人数三百八拾三人

惣合御小姓与家部四百九拾四

一御弓組九組

惣合御小姓与人数七百五拾貳人

与力六拾三人

合家部七百

足輕三百貳拾人

合人数千七拾八人

与力・足輕  
合人数三百八拾三人

六組

一御鉄砲組九組

与力七拾三人

足輕三百九人

与力、足輕  
合人数三百八拾貳人

一与力家部百七拾

内、拾八 一代与力

一右人数百九拾六人

一足輕家部七百七拾貳

一右人数九百五拾貳人

内、御鎗組三百貳拾貳人

御弓組三百貳拾人

御鉄砲組三百拾人

一御雇足輕五百九拾壹人

内、御鎗組貳百五人

御弓組百九拾五人

御鉄砲組百九拾壹人

右、拾五歳以上也、

一錢<sup>(マ)</sup>四百四拾七貫貳百六拾貳文

金ニシテ五拾五兩三歩貳朱卜

錢貳百六拾貳文

内、一錢貳拾四貫三百七拾貳文

上鑄物師七拾五人

壹人ニ付三百貳拾四文ツ、

一同貳拾貳貫百八拾四文

中鑄物師七拾五人

壹人ニ付貳百八拾四文ツ、

一同拾七貫八百拾貳文

下右同七拾五人

壹人ニ付貳百三拾六文ツ、

一同<sup>(破組)</sup>□貫七百四拾八人

帶竹拾本

一錢壹貫九百四拾八文

桶結六人

壹人ニ付三百貳拾四文ツ、

一同貳貫七百七拾五文

鉄拾匁針金七百八拾目

○三十六封度古製台ヲワク載付ニ而新出来壹挺大

概之見賦

百目ニ付三百五拾四文ツ、

一同壹貫貳百四拾八文

雲母五斤

壹斤ニ付貳百四拾八文ツ、

一同六百貳拾<sup>(四カ)</sup>□文

明き俵五拾俵

壹俵ニ付拾貳文ツ、

一同貳百八拾八文

生小松四拾本

合錢<sup>(マ)</sup>七拾五貫貳拾七文

右、筒出来鑄物師手間并入具代、尤、銅・錫御

在合之品々者相除申候、

一錢拾九貫五百文

職人六拾人

壹人ニ付三百貳拾四文ツ、

右、筒口径四寸六部ニ鑄拔巢中壹寸之操上ケ

出来上り五寸六部仕上ケ、集成館ニ而ボール

バングニ仕掛成就之賦、

一上大工九拾四人

壹人ニ付三百貳拾四文ツ、

一木挽拾四人

壹人ニ付同斷

一鉄地金四百貳拾三斤

壹斤百貳拾壹文<sup>(ツ、カ)</sup>□□

一上鍛冶七拾八人

壹人ニ付三百貳拾四文ツ、

一番子百六拾人

壹人ニ付貳百四拾八文ツ、

一炭百九拾八俵

壹俵ニ付百文ツ、

合錢<sup>(マ)</sup>百七拾壹貫九百八拾七文

右、上台新出来之賦、尤、材木等御在合之品者

相除申候、

一合錢<sup>小番略</sup>百拾六貫三百文

右、下台ワク新出来之賦、尤、材木等御在合之

品者相除申候、

一合錢<sup>小番略</sup>六拾四貫四百四拾四文

右、下台ニ相付刃車新出来之賦、尤、唐金・地

金類御在合之品者相除申候、

右、三拾六封度古製台壹挺惣成就賦、大概右之通

相及申候段申出候付此段申上候、尤、提煩車台之

儀者末二申上候、

三十六封度提煩車台壹挺新出来大概之賦

一錢九百六拾壹貫四百貳文

金ニシテ百貳拾両貳朱ト

錢四百貳文

内、一合錢六百拾六貫六拾文

右、提煩車台上台新出来之賦、尤、材木并唐

金・地金類其外御在品者相除申候、

一合錢百八拾六貫三百六拾三文

右同、下台新出来之賦、材木等御在合品者相

除申候、

一錢九拾四貫五百貳拾七文

右、筒鑄込并鑄物師手間入具、前条古製台之

所ニ賦相成申候、

一同六拾四貫四百四拾四文

右、下台ニ相付刃車出来之賦、前条同断、

右、三十六封度提煩車台壹挺新出来之賦、大概右

之通相及可申段申出候間此段申上候、以上、

申二月

安政五年十月

六組持高拾石以下并無高家部しらへ

○一番組〔朱書〕方限分有之候、当分目当ニも不相成不用同然、惣而之目当三者随分相成候

拾石以下  
一家部 七拾六

内、五拾一家部

右、勤方有之、

拾貳家部

右、勤方無之、

四家部

右、窮士勤方有之、

五家部

右、窮士勤方無之、

壹家部

右、名跡〔送二而九〕家内無之、

壹家部

右、跡職不〔相力〕究家内勤方無之、

壹家部

右、島方居住(二而脱九)跡家内無之、

壹家部

右、持高壳払、未高直御免無之者二而勤方

無之、

無高  
一家部 式百六拾四(マ)

内、百拾五家部

右、勤方有之、

四拾六家部

右、勤方無之、

三拾壹家部

右、窮士勤方有之、

四拾八家部

右、窮士勤方無之、

六家部

右、名跡迄二而家内無之、

式家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

四家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

八家部

右、島方居住二而跡家内無之、

壹家部

右、遠寺蟄居跡家内無之、(二而脱九)

壹家部

右、高買取置未高直御免無之者二而勤方有

之、

(朱書)「御救八家部」

合家部三百三十八

○二番組

拾石以下  
一家部 七拾九

内、五拾家部

右、勤方有之、

拾八家部

右、勤方無之、

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

壹家部

右、島方居住ニ而跡家内勤方有之、  
壹家部

右、島方居住ニ而跡家内勤方無之、  
九家部

右、島方居住ニ而家内無之、

右、島方居住ニ而□家内無之、  
(跡方)

三家部

五拾壹家部

右、窮士勤方無之、

右、窮士勤方無之、

壹家部

拾七家部

右、窮士勤方有之、

右、窮士勤方有之、

壹家部

壹家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

右、名跡迄ニ而跡家内無之、

貳家部

貳家部

右、名跡迄ニ而家内無之、

右、跡職不相究家内勤方無之、

壹家部

壹家部

右、遠寺蟄居ニ而家内勤方無之、

右、跡職不相究家内勤方有之、  
(朱書)

無高  
一家部

貳百三拾五

「御救十家部」

合家部三百拾五  
(マ)

内、百八家部

右、勤方有之、

○三番組

四拾貳家部

拾石以下  
一家部

九拾九

右、勤方無之、

内、六拾七家部

三家部

右、勤方有之、

拾九家部

右、勤方無之、

三家部

右、窮士勤方有之、

五家部

右、窮士勤方無之、

壹家部

右、跡職不相究跡家内勤方無之、

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方有之、

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

貳家部

右、島方居住二而跡家内無之、

無高  
一家部

三百五拾貳

内、百七拾壹家部

右、勤方有之、

八拾五家部

右、勤方無之、

貳拾壹家部

右、窮士勤方有之、

五拾五家部

右、窮士勤方無之、

六家部

右、島方居住二而跡家内無之、

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方有之、

九家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

四家部

右、名跡迄二而家内無之、

(朱書)  
「御救十家部」

合家部四百五拾壹

○四番組

拾石以下  
一家部

五拾壹

内、貳拾六家部

右、勤方有之、

六家部

右、勤方無之、

拾三家部

右、窮士勤方有之、

五家部

右、窮士勤方無之、

一家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

一家部 〔無力〕  
□高

百九拾四

内、七拾六家部

右、勤方有之、

式拾六家部

右、勤方無之、

三拾四家部

右、窮士勤方有之、

四拾壹家部

右、窮士勤方無之、

式家部

右、名跡迄二而家内無之、

五家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

七家部

右、島方居住二而跡家内無之、

三家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

〔御救九家部〕  
〔朱書〕

合家部式百四十五

○五番組

拾石以下  
一家部 五拾三

内、三拾四家部

右、勤方有之、

拾六家部

右、勤方無之、

三家部

右、窮士勤方無之、

無高  
一家部 式百六拾四  
〔マ〕

内、百拾壹家部

右、勤方有之、

四拾四家部

右、勤方無之、

内、貳拾六家部

二拾三家部

右、勤方有之、

右、窮士勤方有之、

七家部

七拾家部

右、勤方無之、

右、窮士勤方無之、

四家部

六家部

右、窮士勤方有之、

右、跡職不相究家内勤方無之、

六家部

壹家部

右、窮士勤方無之、

右、跡職不相究家内勤方有之、

壹家部

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方有之、

右、名跡迄二而家内無之、

壹家部

五家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

壹家部

五家部

右、島方居住二而跡家内無之、

右、島方居住二而跡家内無之、

無高  
一家部 貳百七拾八

〔御救八家部〕

内、百六家部

合家部三百拾九

右、勤方有之、

○六番組

四拾八家部

拾石以下  
一家部

四拾六

右、勤方無之、

△一家部  
六瀬拾石以下

四百四

〔御救三家部〕  
〔采書〕  
右、跡職不相究家内島方居住、  
無高、拾石以下  
合家部三百式拾四

三拾壹家部

右、窮士勤方有之、

七拾貳家部

右、窮士勤方無之、

貳家部

右、名跡迄二而家内無之、

壹家部

右、島方居住二而跡家内勤方有之、

四家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

九家部

右、島方居住二而跡家内無之、

四家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

壹家部

内、貳百五拾四家部

右、勤方有之、

七拾八家部

右、勤方無之、

貳拾五家部

右、窮士勤方有之、

貳十七家部

右、窮士勤方無之、

四家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

五家部

右、島方居住二而跡家内無之、

三家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

三家部

右、名跡迄二而家内無之、

三家部

右、島方居住二而家内勤方無之、

壹家部

右、遠方蟄居二而家内勤方無之、

壹家部

右、持高壳弘未高直御免無之者二而勤方無

之、

△一家部 六類合 千五百八拾七

内、六百八十七家部

右、勤方有之、

貳百九拾壹家部

右、勤方無之、

百五拾七家部

右、窮士勤方有之、

三百三拾七家部

右、名跡迄二而家内無之、

三十家部

右、島方居住二而跡家内勤方無之、

貳拾一家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

四十四家部

右、島方居住二而跡家内無之、

三家部

右、跡職不相究家内勤方有之、

貳家部

右、島方居住二而跡家内勤方有之、

壹家部

右、遠寺蟄居二而跡家内無之、

壹家部

右、高買取置未高直御免無之者二而勤方有

之、

壹家部

右、跡職不相究家内島方居住、

∴拾石以下無高打込

右、惣合

一九百四拾一家部

右、勤方有之、

一三百六拾九家部

右、勤方無之、

一百八拾貳家部

右、窮士勤方有之、

一三百六拾四家部

右、窮士勤方無之、

一四十九家部

右、島方居住ニ而跡家内無之、

一五家部

右、島方居住ニ而跡家内勤方有之、

一十五家部

右、名跡迄ニ而家内無之、

一三十三家部

右、島方居住ニ而跡家内勤方無之、

一一家部

右、遠方蟄居跡家内勤方無之、

一一家部

右、持高壳弘未高直御免無之者ニ而勤方無

之、

一二十五家部

右、跡職不相究家内勤方無之、

一一家部

右、遠寺蟄居ニ而跡家内無之、

一一家部

右、跡職不相究家内島方居住、

一三家部

右、跡職不相究家内勤方有之、

〔朱書〕  
御救家部惣合四拾八

合惣家部千九百九十一

一〇 劍銃式千三百四拾式挺

七匁壹分玉ニシテ壹丁ニ付百五拾発宛

玉数三拾五万千三百

竿鉛ニシテ式千四百九拾四貫式百三拾目

一四 匁筒三百三拾六挺

内、式拾挺雷帽銃

三匁四分玉ニシテ壹挺ニ付百五拾発ツ、

玉数四万九千八百

竿鉛ニシテ百六拾九貫三百式拾目

三〇  
四拾万千百

竿鉛一万六千六百四拾七斤壹合八勺六才

御在合  
一 劍銃玉八万

一四 匁玉四万三千式百九拾

右式行

合竿鉛ニシテ七百拾五貫目百八拾六匁

斤ニシテ

四千六拾九斤九合一勺式才<sup>(マ)</sup>

一竿鉛四万六千三百拾八斤半

惣合

竿<sup>(鉛カ)</sup>□五万七百八拾七斤壹合四勺壹才二匁

外二、

一拾匁玉式千八

一式拾目玉式千三百四拾

<sup>(宋書)</sup>  
「右外ニ其後三千斤余大坂ヨリ御買下シ、  
□万式拾斤余長崎ヨリ御買入ニ而重ム」

○諸郷土惣家部式万七千四百三十八

内、高持跡付千式百九拾壹

無高右同式千式百四拾七

合跡付三千五百<sup>(二カ)</sup>□拾八

○新波戸御台場

一三十ホントホムベカ<sup>(ノカ)</sup>□ン

一二十拇白砲

祇園洲右同

一百五十封ボムベカノン

一八十封度右同

一二十四封度長砲

内、壹丁未御備付無之、

大門口右同

一二十拇忽砲

一十八ホント加農

一五十封度白砲

一二十拇右同

一八十封度ホムベカノン

一三十六封度右同

右之通、当分御備付相成候、

訓練場御台場

一八封度船砲

一十八ホント加農

一三十封度一耳砲

一二十拇白砲

下弁天波戸右同

一八十封度ホンベカノン

壹丁

壹丁

三丁

壹丁

壹丁

壹丁

壹丁

壹丁

壹丁

壹丁

壹丁

七丁

式丁

式丁

一十二封度カノン 四丁

内、式丁船砲

一三十六封度ホムベカノン 式丁

一百五十封度右同 一丁

一二十拇臼砲 一丁

一二十四封度短煩 一丁

一十八封度船砲 七丁

右、両所御備付相成賦

未御備付無之、

申<sup>(八カ)</sup>□月朔日鑄製方より承候事、

○御勘定所

一総役勤 四人

一御勘定<sup>(方カ)</sup>□書 三人

一勘定役 拾四人

一帳役 壹人

一古問合掛書役 式人

一御勘定方書役定助 四人

一勘定役定助 四拾人

一古問合掛書役定助 六人

一御勘定方一往書役助 四人

一江戸御勘定方書役助 壹人

一江戸書役助帳役兼務 壹人

一江戸帳役助 壹人

一御所帶惣方勘定役助 四人

一御利潤総方勘定役助 式人

一御算方勘定役助 三人

一金<sup>(山カ)</sup>□藏勘定役助 四人

一年中勘定役助 七人

一定式勘定役 六人

一出物問合掛書役助 拾壹人

一右同重書役助 <sup>(四カ)</sup>□人

一年中古問合掛書役助 拾五人

一古問合掛書役助 五人

一本立糺方書役助 四人

一古問合掛重書役助 八人

一勘定役助 式拾四人

一江戸御勘定方勘定助 式拾六人

一江<sup>(戸カ)</sup>□御勘定方年中勘定役助 四人

一 御勘定方書役助	四人	一年中重書役助	三人
一 御勘定方書役稽古	三人	一 重書役助	三人
一 古問合掛書役稽古	貳人	一 書役稽古	貳人
一 目錄書稽古 <small>(役脱カ)</small>	五人	合拾四人	
一 江戸御勘定方書役稽古	壹人	惣人数三百貳拾三人 <small>(マ)</small>	
右、合貳百貳拾三人		内、貳百貳拾三人	御勘定方
御支配方		八拾九人	御支配方
一 賦役	壹人	拾四人	拝借方
一 書役	壹人	○寺社奉行所	
一 右同賦役寄	貳人	一 書役	五人
一定助	八人	一 重書役	三人
一 重書役助	壹人	一 書役助	四人
一 書役稽古	貳人	一一 往書役助	八人
一新御支配方書役助	六拾一人	一 御用帳清書方書役助	壹人
一新御支配方重書役助	拾三人	一 引付合方書役助	貳人
合八拾九人		一 手形合方書役助	壹人
拝借取込方		一 書役見合之間書役助	貳人
一 書役	貳人	一 宗門手札改相濟迄之間書役助	壹人
一 書役定助	四人	一 稽古書役	五人

合三拾貳人

○奏者方并当番頭方

一奏者方書役

三人

一右同定助

壹人

一奏者方書役助

壹人

一当番頭方書役

壹人

一右同書役助

壹人

○造士館

一訓道師(薄力)

五人

一都講

三人

一習書頭取

貳人

一句読師頭取

壹人

一句読師

五人

一習書頭取助

貳人

一句読師助

貳拾壹人

合三拾九人

一書役

四人

一右同書役助

拾貳人

○御記録所

一書役

四人

一書役定助

壹人

一書役助

貳拾九人

○町奉行所書役

一書役

三人

一一往書役助

壹人

一書役助

三人

○御代官所

表方

一書役

九人

一書役助

拾五人

一重書役助

貳拾三人

合四拾七人

帖佐与

一書役

六人

一書役助

四拾三人

合四拾九人

国分与方

一書役

拾三人

帖佐・国分

二口合六拾式人

三口合百五人(マ)

○宗門改役所

一書役

一右同定助

一右同助

一札方跡書役助

一旅跡書役

合拾五人

○山奉行所

一定式方書役

一書役定助

一書役助

一書役取下方

一書役重助

一山見廻

一重助

一山見廻助

一山見廻見習

合六拾三人

○琉球産物方

一書役

一右同助

合拾三人

○六組触役所

一書役

一書役助

一与帳掛書役

合六拾人(マ)

○御薬園方

一御薬園掛

一右同定助

一右同助

一御薬園方書役

一右同定助

一右同助

一御薬園掛旅跡助

四人

六人

七人

六人

八人

六人

五人

合拾九人

○御目付役所

一書役

貳人

一右同定助

壹人

一書役助

三人

合六人

○金山方

一書役

三人

一右同定助

貳人

一右同一往助

貳人

一右同年中助

貳人

一右同琉球渡海跡書役助

壹人

合拾人

○御鳥見方

一書役

貳人

一右同助

壹人

合三人

都合三百五拾七人、帳口よりは迄御勘定所御除、  
外三百貳拾三人、二口合六百八拾人

○御細工所

一書役

貳人

一書役助

六人

御細工所  
合八人

一下目付

貳拾七人

○御鳥見

一御鳥見

拾人

○御船手

一書役

六人

一右同定助

壹人

一書役助

拾貳人

合拾九人

一御船手下目付

五人

一右同重下目付

四人

一右同定助

壹人

一右同重下目付助

壹人

(春丸)  
合拾壹人

○御着屋

一書役

貳人

一右同定助

壹人

一右同助

貳人

一右同助

貳人

合五人

合三人

○御台所

一道方下目付

四人

一書役

貳人

一右同重下目付

五人

一右同助

壹人

一右同下目付助

貳人

合三人

合拾壹人

○大身分触役所

○御使番役助

八人

一書役

壹人

一書役

八人

一右同助

壹人

一右同定助

四人

一右同定助

壹人

一右同書役助

五人

一書役助

三人

合拾七人

合六人

○郡方

拾貳人

○屋久島方

一書役

拾貳人

一書役

貳人

一右同助

四拾五人

一右同定助

貳人

合五拾七人

一書役助

貳人

○御家老座書役

合六人

一書役

十九人

○道奉行所

一右同書役助

三人

一書役

壹人

一右同御帳掛書役

三人

一右同御帳掛書役助	六人		
一右同年中記御帳掛書役	四人		
○御家老座書役 <small>御軍役方</small>		○御数寄屋人数	合百四人
一書役	四人	一御数寄屋小頭	五人
一右同書役助	八人	一御数寄屋御茶道小頭寄	七人
○御家老座書役 <small>御勝手方</small>		一御数寄屋御茶道書役藏役兼務	六人
一書役	八人	一御数寄屋御茶道書役寄	貳人
一右同書役助	六人	一御数寄屋書役寄 <small>御方表坊主</small>	七人
一右同御用帳調掛	四人	一御数寄屋御茶道	拾人
一右同書役助	六人	一御数寄屋御茶道寄 <small>表坊主</small>	拾人
○御作事方下目付并書役		一御家老座茶湯所詰 <small>表坊主</small>	九人
一御作事方下目付	十四人	一大目付座茶湯所詰 <small>表坊主</small>	四人
一右同定助	四人	一表坊主	貳拾四人
一右同年中助	十八人	合八拾人 <small>(ママ)</small>	
一右同下目付年中二季	二十人	○御製葉方 <small>中村</small>	
一右同下目付助	三拾四人	一御製葉掛定掛	五人
一御作事方書役	六人	一右同定掛助	三人
一右同書役定助	壹人	一右同定掛旅跡助寄	壹人
一右同書役助	七人	一御製藥物自分稽古 <small>南林等下</small>	七人
		○御製葉方	

一 御製藥方書役心添	壹人	一 右同御包丁人	七人
一 御製藥方書役	三人	一 右同御包丁人助	九人
一 右同書役助	三人	一 御料理役	拾壹人
一 右同藏役人兼務	貳人	一 右同助	拾九人
○ 御納戸		一 右同見習	四人
一 書役	四人	一 右同見習助	四人
一 右同助	貳人	合六拾貳人	
一 御腰物方役人	壹人	○ 觸役	
一 右同助	貳人	一 觸役	三人
一 御持筒役御時計方御細工方兼務	五人	一 右同助	貳人
一 右同助	三人	○ 御用部屋	
一 御膳所御包丁人頭	壹人	一 御用部屋書役	七人
一 右同御包丁人勤	壹人	○ 御側御用人座	
一 右同御包丁人 <sup>マ</sup>		一 書役	十人
一 右同御包丁人 <sup>マ</sup>		一 助 <sup>書役</sup>	壹人
一 右同御料理役	拾人	○ 御勝手方御用人座	
一 右同御料理役	壹人	一 書役	七人
合三拾人		○ 御趣法方	
○ 表御包丁人以下		一 書役	拾壹人
一 表御包丁人頭	八人		

一右同助

五人

○三島方二

合拾六人

一書役

五人

○大目付座

一右同定助

拾人

一書役

三人

一三島方檢者

壹人

一書役定助

六人

一右同助

三人

一書役助

拾壹人

合拾八人<sup>(マ)</sup>

一稽古書役

四人

○御鳥預御庭方

拾五人

合式拾四人

一御鳥預御庭方

○御徒目付

○御廐

一御徒目付

拾七人

一書役

五人

○物奉行所

一書役助

拾貳人

一書役

拾五人

一書役自分稽古

貳人

一書役助

三拾四人

○御兵具所

合四拾九人

一書役

四人

○高奉行所

一右同書役助

四人

一書役

五人

一右同年中書役助

貳人

一右同定助

九人

一右同札方書役助

貳人

一右同重書役助

七人

合拾貳人

合式拾八人

○御裁許方

一書役

貳人

一進達掛

拾七人定十八人

一書役助

九人

惣マ千五百九拾三マ人

合拾壹人

○御用人座

○祇園洲御台場

一書役

拾人

但、無砲門

一書役助

拾三人

一百五拾封度ホムベカノン

壹挺

合式拾三人

一八十封度右同

壹挺

○御勝手方

一二十四封度長砲

三挺

一書役

八人

但、此内一挺未御備付不相成由、

一書役助

拾壹人

新波戸御台場

一重書役助

五人

一三十六封度ホムベカノン

八挺

合式拾四人

一二十拇白砲

貳挺

○織屋掛役所

右之通、無殘御備付相成候由、

一書役

貳人

大門口御台場

一定助

壹人

但、無砲門

一書役助

貳人

一二十拇忽砲

壹挺

○大番頭座

一十八封度加農

壹挺

一進達掛

拾四人

一五十封度白砲

壹挺

○組方

一二十拇右同

壹挺

一 八十封度ホムベカ農

壹挺

一 三十六封度右同

壹挺

右之通、御備付相成居候由、

調練場御台場

〔別紙〕  
一 三十六封度

三挺

一 五十封度白砲

一挺

但、砲門十三

一 八封度船砲

三挺

一 十八封度加農

壹挺

一 三十封度一耳砲

壹挺

一 二十拇白砲

式挺

右之通、賦付未十二月十九日鑄製方掛見聞役申出

相成居候由二付申出候通被仰〔破損〕候、

下弁天波戸御台場

但、砲門式拾壹

内、四ツ自在砲備付候様被仰付度由、

一 八十封度ホムベカノン

式挺

一 十二封度加農

四挺

内、式挺船砲

一 三十六封度ホムベカノン

式挺

一 百五十封度右同

壹挺

一 二十拇白砲

壹挺

一 二十四封度短煩

壹挺

一 十八封度船砲

七挺

右書同断、此涯御備付被仰付度、尤、御備付候付

而者鑄製方と被仰付度候、

右之通被仰付〔候力〕処二候ハ、此涯甲板又者古厚板を

以修羅板之代用ニいたし、以後者修羅板敷付可然哉、

尤、右甲板古甲板之義者御作事方又ハ鑄製方江御在

合可有之哉、取調へ被仰渡御在合有之候ハ、先

此涯可也之処ニ而可然候半、雨覆等も成丈雨露を凌

キ、砲台不相損候様有之候ハ、可然哉、

但、修羅板之儀者松木可然哉、鑄製之儀者大砲台

之諸材木等可有之候間、杉之木外ハ雜木之厚板ニ

而可然哉、

一 御役御役習其外何ぞ付、屹と立候申渡事候節、大目

付以上江者中奉書、直触以上小奉書、其以下ハ杉原、

書役小役人等ハ是迄之通下紙<sup>(破損)</sup>相認事、

四拾六人

桜田

拾三人

洪谷

万延元年庚申九月江戸人数  
人数<sup>(マ)</sup>式百七拾八人

内、五拾九人<sup>御役人并御馬廻新番</sup>

百拾八人<sup>書役小役人</sup>

四拾三人<sup>御広敷向</sup>

拾壹人<sup>医師</sup>

拾貳人<sup>御広敷与力</sup>

五人<sup>定府無役十五才以上</sup>

拾四人<sup>御納戸与力</sup>

内、拾壹人定府

外二、

三百貳拾壹人

御兵具方足輕

内、貳百貳拾壹人

上御屋敷

貳拾八人

高輪

<sup>小番・新番</sup>  
○五拾歳以下拾八歳以上

千拾三人

但、医師并島方居住之者除

内、一他国旅并島渡海

百拾壹人

一御国旅

一長病人

一極貧者

百六人

七人

七拾人

差引

現人数七百拾九人

内、四拾五歳以下貳拾歳以上

五百四拾六人

三拾八歳以下貳拾五歳以上

三百四拾貳人

安政五年六月調  
江戸御格護武具太数

三十貫目	一挺	五十目	カラクリナシ
一百五十封度	一挺	三十目	同
十六貫目	一挺	十六匁五分	
一八十封度	同		
三十五貫目	二挺		
一五十封度白砲	一挺	一挺	カラクリナシ
七貫式百目	同	一挺	用心金ナシ
一三十六封度	二挺	一挺	用心金ナシ
式貫四百目	三挺	一挺	十匁
一十式封度	三挺	三挺	八匁式分
一ボウト忽砲	三挺	一挺	
三貫目	二挺	二挺	カラクリナシ
一ホウキツスル	台場居付	一挺	用心金ナシ
老貫式百目	二挺		
一六封度	一挺	二挺	
三貫目	三挺	一挺	
一カルロンナーテ	三挺	一挺	七匁八分
一携白砲	三挺	五挺	六匁
一自在砲	六挺	九挺	四匁三分
一七百錢野戦砲	四挺	四挺	四匁五分
一五百錢野戦	三挺	一挺	四匁
同	二挺	一四匁鉄砲	百四十三挺
一劍銃	同	一四匁鉄砲	三十五挺
同	式百拾四挺	合式百拾五挺 <sup>(マ)</sup>	
御国廻り火門小ク	三十七挺	一百五十封度玉	式十壹
内、一挺	百五匁	内、三ツ	台付
一鉄砲 <sup>倭</sup>			

一ツ  
外

実弾

一三貫目ボード台付

八ツ

空弾

一同 実弾

百六十

一八十封度実弾

四十式

一六封度空弾

百十

一同 実弾台付

式十九

但、百十ヲ三箱入

一同 空弾台付

式十六

右之内、五ツ台無シ

一同 空弾

三十六

一三貫目フレツキトース

二十

一五十封度空弾

七十四

内、十五銅葉製

二十

一同 焼玉

十ヲ

一七百日玉

百九十九

一三十六封度実弾台付

六拾壹

但、一箱百人

一三十六封度実弾

四十四

一五百目玉

一箱九十九入

一同 空弾台付

九十五

内、一箱百十

四<sup>(マ)</sup>百二十四<sup>(マ)</sup>

一同 三眼弾

六十

一箱百七十

一同 着発玉

十七

一箱百七十

一十式封度実弾

式百四拾七

一箱百七十

一同 烙丸

四十式

一百五十目玉

六百七十五

一三貫目実弾

式百三十式

但、式箱入

一箱三百二十五

一同 空弾

三百十一

一火繩

一箱三百五十八

内、二十二コロス付

一雷帽子

三万余

内、一王者舶来

一 劍銃玉付ハトロン

六千七百

一 四匁鉛玉

式万七千三百八十

一 十六匁鉛玉

百九十一

一 四匁

一 銃薬

一 小頭具足

拾八領

一 足輕具足

四百三十二領

一 歩行具足

百領

右外、御旗・鎗・長刀・山刀・貝・陣太鼓、其外武

器上御屋敷堀端御兵具藏内御格護、銃薬ハ大井御屋

敷同断、

但、堀端御藏者御番頭備、二組分者早速操出相成

様二階下江備付有之外、一備者二階江御宛行被有

之也、

〔別紙〕主将三鑑十五册

右、野村彦兵衛御所持

当分御在合

鉛三万六千七百式拾斤

高輪固人数

物主 末川久馬

使番 い十院弥八郎

小頭 伴太郎左衛門

染川助五郎

星山弥右衛門

戦兵諸郷人数

四拾八人

貝・太鼓之役

川路正之丞

旗持足輕

式人

兵粮玉薬方

足輕四人

御目付付足輕

医師

兵粮玉薬方

御目付 伊集院喜兵衛

旗頭 湯地八左衛門

高田平次郎

丸田孫左衛門

堀平太郎左衛門

野添仲左衛門

志人 成田休庵

成田休庵

汾陽中二 大田八郎 大迫市兵衛

田町人足 一三十六封度 一丁

三十人 一十二封 一丁

右打役、御備組方より兼之、

田町固人数

榊山相馬

弟子丸矢一郎

榎本九八郎

田原与兵衛

戦兵諸郷人数

四十八人

大砲小頭

細江弥右衛門

東郷八郎

植村仁右衛門

大砲十一丁

右打役、御備組方より兼之、

貝・太鼓之役

本田仲太郎

旗持足輕

式人

御目付

足輕

老人

兵粮玉葉方

田中八郎右衛門

田町人足

三十人

一。神奈川固

横浜辺固

一撰津兵庫

一大坂

一上総富津

一泉州堺

一京都

兵粮玉葉方

足輕四人

医師

伊地知登意

鎌田市兵衛 中馬甚七

松平越前守(慶水)

松平太膳大夫(毛利慶親)

松平相模守(池田慶徳)

松平内蔵頭(池田慶政)

松平土佐守(山内豊信)

丹羽左京大夫(長寛)

立花飛騨守(鑑寛)

松平出羽守(定安)

松平讃岐守(頼胤)

一 京都  
安政五年  
右、六月廿一日被仰付候由、  
藤堂和水守(定敬)  
(泉力、高猷)

万延二年辛酉二月

銃葉拾六万六千百弍拾斤余

内、拾三万五千七拾斤

犬追村并郡元村御藏御格護、

弍万七千五百斤余

諸郷々并島々江同断、

四千斤余

当分銃葉方御藏同断、

(蒐輯録一九八頁文書「一異国船」)に同じ、本文略)

(蒐輯録一九八頁文書「一御軍役奉行」)に同じ、本文略)

(蒐輯録一九七頁文書「一御軍師」)に同じ、本文略)

一 志布志之儀、他領境目之事候付、庄内一乱之後当山  
孫五郎八代之祖江在番被仰付、引続五代彼地江罷在  
候処、享保之度依願御当地引越被仰付、其後在番致  
中絶候、然処同所之儀手広海岸を相抱へ、殊御番所  
も被建置、旅人出入等も多、他領堺肝要之場柄二候  
処、今般海岸御手当向、又者勸農方等追々御手を被  
付候向ハ段々不脚之廉も有之、夫形難被召置候付、  
以来出水同様地頭代被召置、万端取締向者勿論、勸  
農方等行届所中も潤立候様可致取扱旨被仰付候条申  
渡、向々江も可申渡候、

七月

笑左衛門

(蒐輯録二〇四頁文書「一大小身共」)に同じ、本文略)

一 質素・節儉之儀ニ付而者、大小身共程々之心得を以  
致省略候得者、格別及困窮候儀者無之筈候処、無故  
難渋成立、畢竟平日酒食之費及過分、又者親類懇意  
同役等餞別其外祝事等ニ名付、集会及沈酔士之礼儀  
取失候儀、全酒席之勝負事等より看々酒量を取忘右

次第二候間、無益之集会者勿論、勝負事等堅御禁止、質素・節儉を専心掛、御軍役等無滯被勤様との趣者追々被

仰出、人々奉承知通二候間、聊取違者有之間敷儀二候処、比日二至間二者酒会等取はやし或及沈酔候者有之哉二相聞得、別而如何之至候条、向後急度相慎聊取違有之間敷候、此旨向々江不洩様可致通達候、

正月

壹岐

石見

将曹

近江

一諸士風俗沙汰等之儀付而者、先達而細々

御筆を以被

仰出、人々奉承知通候処、追々習俗立直候向被

聞召上候得共、程過万一不守之者有之候而者不相成

事候間、被

仰出置候通、第一律儀礼讓を相嗜廉直を専にし、学問武芸之心掛無油断、兼而質素・節儉を相用、武器

等相備、急変之御奉公可相勤儀者勿論、平日朋友之交不乱礼儀今一涯士風相励、往々御用立候様屹と可心掛旨、猶又此度分而、

御沙汰被為  
在、誠以難有御事候条、御趣意之程深奉汲受聊取違有之間敷候、此旨諸御役人詰衆可被奉承知候、

四月

東馬

壹岐

将曹

近江

近年諸士之内及困窮候者茂及多人數、全体御高頭二不応、諸士人体多勤方等無之者者自然と困窮成立、別而

御氣之毒被思召上候、依之当時御改革中不容易儀二候得共、厚

御仁恵を以此節御買入等相成候、給地御藏入高之内三千石別段被差分置、諸座下目付并書役助等追々重二而被召入、御救助被成下候段被

仰出候条難有奉承知、

御趣意之程誠実ニ奉汲請一涯致精勤、学問武芸を茂尚又致出精士風を相嗜、往々一廉御用立候様可心掛候、此旨向々江不洩様可致通達候、

六月

東馬

壱岐

石見

將曹

近江

一 此節厚

御仁恵を以給地高三千石御差分、諸座下目付・書役助等重ニ而被召入、御取救被成下候段者、別段申渡通二候、右付以来左之通被仰付候、

一 窮士人数取しらへ方之儀者、大番頭并御小姓与番頭受持ニ而細蜜遂吟味、春秋兩度式百人計ツ、銘々名書を以可被申出候、

一 右勤方之儀半年宛申付候、依之勤内者、向々奉行・頭人より折角氣を付候、追屯之御用又者古帳清書等

夫々相当之御用向可致出勤候、左候而、心掛宜者者追々勤続可被仰付候間、兼而勤務之精疎も致吟味可申出候、万一難有

御趣意を心得違、御救ひを幸ひニ存勤方等等閑ニ相心得候者者、勤内ニ而も可差免候、

一 給地高三千石差分諸出米差引、御扶持米并筆墨代等相払、年々総引給等之仕向者夫々受持之御役場より致吟味、別段可申出候、

右之通被仰付候条、窮士取しらへ之儀猶向々分而致吟味、現事無相違様委敷承届可被申出候、至後年万一も向々内意等承候様成立候而者、別而不可然事候条、何篇嚴格吟味行届候様可取計候、此旨可承向々江可申渡候、

六月

將曹

一 風俗沙汰之儀ニ付而者追々分而仰出之趣有之候付、一 統難有奉汲受謹慎之心掛第一之事ニ而、就中家柄之面々重御役等も相勤候身柄之事候得者、諸士之見当ニも相成、一 涯行状正敷無之候而不相成事候処、

間二者行状不正徒酒会等相催、家政又者士風を乱し候族も有之哉二相聞得、別而如何之至二候、乍此上取違右体不埒之所行有之被

聞召上時宜共成立候而者、誠二以奉恐入申諷茂無之儀二而、其身者勿論、親子兄弟等迄も屹と可及迷惑事候条、家柄之面々并諸士一統毎度難有

仰出之 御趣意無忘却、向後一入律儀可相嗜、左候而、年若之面々者猶更學問武芸等相励、御用立候様可心懸候、此旨向々江不洩様可致通達候、

九月

東馬

將曹

近江

一諸御奉公人宿返人馬并夫仕又者酒食沙汰等之儀、

追々分而申渡候趣有之候処、其涯者相守候哉二候得共、兎角程過候得者緩せ相成、至此比間二者不守之者有之由、(勿力)□論依向柄酒食等不差出候而者氣請不

情合相見得候処より無抛当座之賂二酒食等差出、終二者百姓共江臨時之出銀等申付候時宜二も成立候哉

二相聞得、別而不可然事候間、万一取違無故酒食等差出候共、一切致受用間敷候、見分を茂掛置候付、乍此上不守之者於有之者屹と可及沙汰候、

右之通、表方へ致通達、奥掛・御勝手方へ相達、諸郷・私領へも不洩様早々可申渡候、

正月

將曹

近江

一家柄之面々先祖代より領地并地行等被下置、夫々御

国役相務候儀者勿論之事二候、近年異国船諸所江相見得候付、從

公辺分而被仰渡趣茂有之、殊二

御領内者大洋海を請、海岸之場所数多之事者一統案内之前二候、就而者右御手当專要之事候条、寄合以上之面々者御軍賦二付重キ役目茂被仰付事候付、兼而省略を加へ、御軍役等無滞相務候心掛肝要之事候処、間二者妻子以下之衣類を飾り、或者飲食又者内証之驕二連々身上令衰微、代々持伝之武器并知行高迄も相片付、急変之節出馬等之備茂手薄相見得、畢

竟何之心掛茂無之我儘ニ素立、譜代恩顧之弁茂無之  
処より右様成立、旁別而如何之至二被

思召上候、依之右之

御趣意篤と申渡、大小身ニ不限平日精々儉約を相用  
ひ、分限相応之手当備置定式御用者勿論、不時御用  
無滞相務候様申達、乍此上不守之者無御用捨可被  
及御取扱候付急度申渡候様

御沙汰被為

在、誠ニ奉恐入次第二候、依之向後大身ニ不限一統  
厚

御趣意深奉汲受、一涯尽誠忠御国恩を奉報候儀当然  
之事候条、聊不守之儀有之間敷候、此旨向々江不洩  
様可致通達候、

八月

豊後

筑後

将曹

近江

一諸御役場奉行頭人之儀、

御先代様より定数被究置候処、追々無抛差支と之趣  
申出、其通被仰付置候茂有之候処、到当時猶又諸向  
一統及過上候付、以来可成丈操合急度不致超過様可  
相心得、且衣服・飲食等<sup>之方</sup>茂費用音信贈答其外諸事質  
素・節儉之儀共追々

宰相様被

仰出置候付、至此節尚又右之

御趣意不相馳様差心得、御領内一統江急度申渡聊も  
等閑之儀無之様可致取締候、

右之通、将曹江

御直 御沙汰被為

在候段申来候、誠以難有

御趣意之御事候条謹而奉承知、諸御役場一統不致過  
上様相心得、就中衣服・飲食等之費用音信贈答其外  
質素・節儉之儀、度々被

仰渡置候通無忘却屹と可相守候、万一不守之者茂有  
之候ハ、至我々無申訊次第候条、

御趣意之程厚奉汲受、聊取違之儀有之間敷候、乍此  
上不守之者見聞をも掛置候付、屹と可及沙汰候、

此旨向々江不洩様可致通達候、

四月

豊後

石見

近江

一拾五番新町通同

一拾六番砂糖御藏脇同

御軍役方立宿

山元藤助

山下新左衛門

益満新之丞

石神彦兵衛

町田六郎左衛門

高江・高尾野・野田・水引・田布施・

鹿兒島郡吉田・桜島・郡山

郷士式人宛

足軽式人

文久元酉五月

右、来ル廿八日出立、

川北十郎

田中甚左衛門

久志・秋目・横川・始良・田代・

小根占・大根占・大始良・日当山

郷士式人宛

壹番

貳番

三番

四番

五番

六番

七番

八番

九番

拾

拾壹番

拾貳番

拾三番

拾四番

一 新町川畑質屋小路同

一 船津町通同

一 呉服町通門前境同

一 菩薩堂通入口同

一 会所前小路同

一 石燈炬通入口同

一 納屋之上同

一 若宮社前通入口同

一 六日町通入口同

一 金生町通入口同

一 加治木町通入口同

一 中之小路入口同

一 下夕会所裏門通同

一 小堀川筋町門

足輕

式人

右、来月二日立、

田原伸之丞

橋口善兵衛

近藤勘助

志布志・山之口・高城・勝岡・  
諸県郡

財部・末吉・松山・百引

郷士式人ツ、

足輕式人

右、同六日立、

右之通、此節不時出府被仰付候付、御城下人数へ金

拾両ツ、諸郷人数ハ同五両ツ、御兵具方足輕之

儀者同三両ツ、御内々被成下候、

此節被差立候

諸郷人数登り二付

下人之儀者、兩人間壹人召列手鎗・鉄炮持越候儀勝

手次第二候、野田・高尾野人数之儀者来月廿七日限

出水江出役、高江・水引人数之儀ハ同廿九日限水引

江出役、

御城下人数可相待候、其外人数ハ日限前以 御城下

江差越、御軍賦役江届可申出候、

五月

摂津

○諸郷海岸御蔵之銃薬  
文久元年西七月  
銃薬水車方書出

御格護帳

志布志

一大割銃薬式百斤

高山

一大割銃薬百斤

内之浦

一大割銃薬式百斤

佐多

一大割銃薬七千斤

小根占

一大割銃薬三百五拾斤

大根占

一大割銃薬六百五拾斤

垂水

一大割銃薬式百五拾斤

桜島

一大割銃薬式千斤

一劍銃薬千斤

都之城

一銃薬九千斤

大口

一大割銃薬五拾斤

出水脇元

一大割銃薬六百斤

長島シマ

一大割銃薬百斤

阿久根

一大割銃薬三百五拾斤

一大割銃薬七百五拾斤

一劍銃薬式百五拾斤

右式行、阿久根御藏(見脱カ)迄久崎御手当用として御差繼

相成居候、

高城郡高城西方

一大割銃薬百斤

水引京泊

一大割銃薬百斤

高江久見崎

一大割銃薬百斤

串木野

一大割銃薬四百斤

市来

一大割銃薬三百斤

伊集院

一大割銃薬百斤

加世田小湊村

一大割銃薬百斤

右同所片浦

一大割銃薬五百五拾斤

秋目

一大割銃薬百五拾斤

久志

一大割銃薬式百斤

坊泊

一大割銃薬三百五拾斤

鹿籠

一大割銃薬六百斤

知覽

一大割銃薬百斤

穎娃

一大割銃薬百五拾斤

右同所古川尻

一大割銃薬百斤

山川

一大割銃薬式百斤

右同所見ケ水

一大割銃薬四千六百五拾斤

一劍銃薬千式百五拾斤

一口薬百斤

指宿大山崎并水之尻

一大割銃薬四百斤

上甌島

一大割銃薬百斤

下甌島

一大割銃薬式百斤

合銃薬三万三千四百斤

内、

大割銃薬三万八千斤

劍銃薬式千五百斤

口薬百斤

西七月廿三日

一下町人男女式千三百八拾人位

一中宿右同七千六百四拾人位

合壹万式拾人

一下町門之數拾六ヶ所

○大煩地金組合

(朱書)本文

銅百目二付錫四拾七匁九り五毛吹交置大砲鑄製之節、

御沙汰被為在田中清右衛門承知

銅壹貫目二付右銅合金百目位ツ、吹交せ、錫十分一

鑄製方（達シ被成候事）之割合ニ相成候様溶解いたし候得者、銅錫能混同いたし候事、

御馬預り方へ御立馬等之基相糺候処、左之通、

一 御立馬拾五疋

右御立馬之儀、以前者五拾疋為被召立置由候得共、

当分拾五疋被召置置候、（立力）左候而、御立馬之由来者不

相知候得共、是迄依馬柄ニ追々 御召馬等江繰上相

成候付、兼而御鞍下御用見合之ため被召立置筋ニ而

も可有之哉、細事御帳留不相知候、

一 御小荷駄六拾四疋

右、以前より百疋ツ、召立置候得とも、当分右疋数

近在江都而御預ケ相成居候、尤、急事御手当方江被

召立置候筋、是迄申伝来候得共、其基御帳留等見当

り不申候、

一 鞍百口分

内、六拾口 皆具揃

四拾口 損物

右、御軍役方為御用前々より被召分置、兼而遠乘其

外吉野御馬追等之節、右之鞍道具相用申事御座候、

尤、損物類者追々取繕有之賦御座候、

一 鎌四拾五匁 一 斧拾五挺

一 なた式拾挺 一 三ツ椀百人前

一 丸盆百人前

右、御軍役用共ニ而者有之間敷也、御厩御藏内江御

格護相成居候、右之通、御馬預（朱書）より寅六月申出候事、

（朱書）嘉永寅年 白塩焔年焚高

凶師代助

一 壹万千七百四拾四斤

高橋七郎

一 壹万千六百九拾式斤

福留源次郎

一 壹万千三百六拾五斤

熊本要略

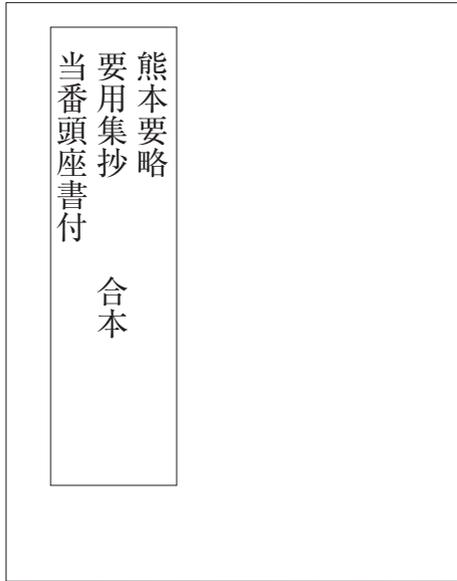
要用集抄

合本

当番頭座書付



(表紙)



〔朱書〕  
「糺合濟」

- 熊本要略抜書
- 第三御条目之事
- 武家諸法度
- 一文武忠孝を励し、可正礼儀事、
- 一 参勤交替之儀、毎歳可守所定之時節、従者之員数不可繁多事、

- 一人馬兵具等、分限二応し可相嗜事、
- 一新規之城郭構營禁止之、居城之隍壘・石壁等敗壞之時者、達奉行所可受差図也、櫓門以下者如先規可修補事、
- 一 企新規結徒党(成力)城誓約并私之関所・新法之津留、制禁之事、
- 一 江戸并何国ニ而も不慮之儀有之といふとも猥不可懸集、在国之輩者其所を守り下知可相待也、何所ニ而雖行刑罰、役其(者力)之外不可出向、可任檢使之左右事、
- 一 喧嘩口論可加謹慎、私之爭論制禁之、若無抛子細有之者、達奉行所可受其旨、不依何事令荷胆者、其咎本人よりおもかるへし、并本主之障有之者不可相抱事、
- 付、頭有之輩者、百姓訴論者其支配江令談合可濟、有滞儀者評定所江差出可受捌事、
- 一 国主・城主壱万石以上、近習并諸奉行・諸物頭私不可結婚姻、惣而公家と於結縁辺者、達奉行所可受差図事、
- 一 音信贈答・嫁娶之規式或饗応或家宅當作等其外万事

可用儉約、惣而無益之道具を好不可致私之奢事、

一 衣裳之品不可混乱、白綾公卿以上、白小袖諸大夫以上免許之事、

但、徒若党之衣類者羽二重絹袖布木綿、弓・鉄炮之もの者紬木綿布、其外に至りて八万に布木綿を可用事、

一 乘輿者一門之歴々・国主・城主壹万石以上并国大名之息、城主及侍以上之嫡子或歳五十以上件之、(許カ)儒医諸出家者制外之事、

一 養子ハ同姓相応之者を撰ひ、若無之ニお本のまみてカひハ由緒を正し存生之内可致言上、五十以上十七歳以下之輩

及末期雖致養子吟味之上可立之、縦雖実子たりと筋目違たる儀不可立事、

但、殉死之儀弥制禁之事、

一 知行之所務清簾沙汰之儀不可令衰弊、道路駅馬橋船に無斷絶可令往還事、

付、荷船之外大船者如先規停止事、

一 諸国散在之寺社領、從古有于今所付来ハ不可取放之、勿論新地之寺社建立弥令停止之、若無拠子細有之者、

達奉行所可受差凶事、

右条々堅可相守、当家代々潤色故無所改正、仍用天和之法制者也、

享保二十年三月十一日  
(二年カ)

#### 第四殉死御制禁之事

寛文三年五月廿三日 家綱公御代御条目被

仰出候節、一同二左之通御書付を以被仰渡之由、妙

応院代也、

別紙口上覚

殉死は古より不儀無益之事也といましめ置といへ共、被

仰出これなき故、近年追腹之もの余多これあり、向後左様之存念可有之者には常々其主人より殉死不仕様堅可申含、若以来これあるにおゐてハ、其主人の不覚悟越度たるへし、跡目の息も不令抑留儀ふとときに可被 思召者也、

第十三國中組高 付、郡村数之事

一高五拾四万石

内、五拾壹万九千八百九拾壹石四斗壹升六合 肥後

二万百八石五斗八升五合

豊後

一五万三千三拾三石四斗八升貳合 此村数九拾四ヶ村

但、村名略、已下同断、

一壹万九千八拾八石貳斗三升六合 此村数廿九ヶ村

一拾貳万三千四百三拾三石三斗八升 此村数貳百六ヶ村

一貳万五千七百九拾石五斗八升五合 此村数四拾八ヶ村

一四万貳千八百七拾七石四斗六升 此村数五拾八ヶ村

一壹万七千五百三拾四石五斗六升 此村数三拾ヶ村

一壹万七千三百八拾七石壹斗 此村数三拾四ヶ村

一七万三千九百貳拾七石九斗貳合 此村数百壹ヶ村

一三万三千百拾六石九斗六升八合 此村数四拾三ヶ村

一貳万六千四百六拾三石貳斗六升 此村数六拾六ヶ村

一三万四千六百九拾壹石壹斗八升 此村数六拾ヶ村

一五万四千六百貳拾八石三斗貳合 此村数八拾四ヶ村

一貳千五百拾石六斗壹合 此村数貳ヶ村

一壹万五拾六石五斗五升八合 此村数三十貳ヶ村

一七千五百四拾壹石四斗貳升六合 此村数廿貳ヶ村

都合五拾四万石

村数惣、九百八拾九ヶ村

一高貳万六千四拾貳石六斗貳升四合

内、貳万五千貳百四拾石貳斗九升

八百貳石三斗三升四合

一六万五千九百貳拾五人 内、三万五千四百廿五人男

一壹万七千百六人 内、九千貳百三十八人男

一八万八千五百三拾四人 内、七千八百七十六人女

一貳万五千五百四拾七人 内、四万六千四百六拾四人男

一壹万四千六百六拾九人 内、四万二千七十七人女

一八万貳千貳百六人 内、八千貳百四拾七人男

一貳万八千三百八拾九人 内、壹万貳百拾七人女

一貳万七千四百八拾七人 内、壹万六千三百九拾五人男

一貳万七千四百廿五人 内、壹万六千九百八拾六人女

一三万三千九百六拾六人 内、壹万五千四百四拾五人女

一三万九百六拾六人 内、千六百六拾貳人男

一三万九百六拾六人 内、千四百三拾四人女

一三万九百六拾六人 内、壹万九百三拾三人男

一三万九百六拾六人 内、壹万九百三拾三人男

第十五肥後・豊後領地人数之事

海邊部之内  
一壹万四千五百拾人

内、七千八百九拾七人男  
六千八百五拾三人女

合五拾三千千貳百四拾八人

内、貳拾八万五千三百六拾四人男

貳拾四万五千八百八拾四人女

### 第十七国中所々江遣置候武具之事

内、惣鉄炮数之事

但、番所ノ之分也、

一惣鉄炮五百八拾三挺

### 第五拾四御軍役之事

一役高より余計之人数召連候分、いか程ニ而も勝手次

第たるへし、弓・鉄炮等持せ候事も勝手次第第二而、

尤、役高より過分之筋者、其時に臨て書付を以頭々

江可相達事、

一嫡子之外惣而従類支配之浪人等、年十七以上之もの

は軍役人数之内ニ指加へ候分勝手次第之事、

但、十七歳未滿たり共壯健之者ハ可為格別事、

一少身之侍、弓・鉄炮等銘々之得道具替り無之輩者所

持之武器戰場おひて損候分ハ申出次第可相濟事、

一番頭千石高ニ不滿輩者、其時に臨て千石高ニ可申付

候条、相応ニ役可相勤事、

一小身之士軍役難相定之条、其時に臨て增高可申付、

尤、物頭より都合三百石、平士者都合貳百石ニ可相

極之間、其時へ相応之役可相勤事、

但、增高ニ申付輩者增高之人馬輩ニ不及、覚悟候

兵具等者兼而相当ニ嗜居候様ニ可心掛事、

一中小姓軍役難相定、其時之有無ニ応シ人馬等可相渡、

尤、人馬等兼而令所持輩者其節ニ至り書付を以頭々

江可相達事、

一紋付之幕其外之陳具等身体相応ニ用意之、諸事簡便

を以可守事、

一小荷駄并口取壺人馬者銘々知行所より可受取、尤、

知行不遣置輩江者小荷駄人馬身体ニ応シ可相渡事、

一家中馬乘以下之家来・支配之浪人等甲冑を帯候儀不

苦候、主人之紋付之羽織上着仕せ可申事、

一家中徒若党足輕其外之雜兵、主人之紋付之法被・股

引・陳笠着仕せ可召連、着込其外之相応之下着仕せ

候儀勝手次第、

一式百石より式百九拾石迄上下五人

内、馬取尅人 鑓持尅人 具足箱持尅人  
草履尅人 小荷駄尅正取尅人 口取尅人

一三百石より三百九拾石迄上下六人

内、右江小姓一人重む、

一四百石より四百九拾石迄上下七人

一五百石より五百九拾石迄上下八人

内、鉄炮尅挺 馬取尅人 鑓本鑓持尅人 具足箱持尅人  
小姓尅人 草履取尅人 小荷駄式正取尅人 口取尅人

一六百石より六百九拾石迄上下拾人

内、右江馬取尅人 重ミし而都合拾人也、  
小姓尅人

一七百石より七百九拾石迄上下拾三人

内、右江鉄炮尅挺 具足箱持式人 手明尅人  
小荷駄口取尅人 重都合拾三人

一八百石より八百九拾石迄上下拾六人

内、鉄炮二挺 馬取式人 鑓本鑓持式人 具足箱持式人  
小姓三人 草履取尅人 手明三人 小荷駄三正口取三人

一九百石より九百九拾石迄上下拾八人

内、右江小姓尅人 手明尅人重ミ都合拾八人

一千石上下式拾尅人

内、昇尅本 鉄炮三挺  
鑓三本 小荷駄四正口取四人

一千百石上下式拾三人

内、右江士重尅、為持道具小荷駄等同断、

一千式百石上下式拾五人

内書右同断、

一千三百石上下式拾七人

内書鉄炮尅挺重ム、其余者士尅、

一千四百石上下式拾九人

内書同断、

一千五百石上下三拾尅人

内書同断、

一千六百石上下三拾三人

内、昇尅本 鉄炮五挺 鑓四本  
小荷駄五正其余者士尅

一千七百石上下三拾五人

内書右同断、

一千八百上下三拾七人

内書右同断、

一千九百石上下三拾九人

内書右同断、

一式千石上下四拾尅人

内、昇尅本 鑓五本 鉄炮七挺 馬上尅騎  
小荷駄七正

一 式千石より式千九百石迄百石高二壹人半増、其外都而式千石役同前之事、

但、壹人半増二而半増之数二当時ハ減之、譬千石者四拾式人半二当り候ニ付四拾式人以下準之、

一 三千石上下六拾壹人

内、昇壹本 鐵炮拾挺 鑓七本  
馬上貳騎 小荷駄拾疋

一 三千石より三千九百石迄高百石二壹人半増、其外都而三千石同断、

一 四千石上下七拾六人

内、昇貳本 鐵炮拾貳挺 鑓七本  
馬上三騎 小荷駄拾三疋

一 四千石より四千九百石迄高百石二壹人半増、其外都而四千石同断、

一 五千石上下九拾壹人

内、昇貳本 鐵炮拾五挺 鑓七本  
馬上四騎 鐵式挺 小荷駄拾五疋

一 五千石より五千九百石迄高百石二一人半増、都而五千石同前之事、

一 六千石上下百六人

内、昇三本 鐵炮拾八挺 鑓拾貳本  
馬上五騎

一 六千石より六千九百石迄前後之見合を以其時相応

二 役可申付、万石以上当時無之、知行高も同前之事、  
一 壹万石上下百七拾壹人

内、昇拾本 鐵炮五拾挺 鑓廿本  
馬上拾騎 鐵拾挺 小荷駄廿五疋

一 壹万五千石上下式百六拾壹人

内、昇十本 鐵炮五拾挺 鑓廿本  
馬上拾五騎 鐵拾五挺 小荷駄三拾五疋

一 壹万八千五百石上下三百三拾壹人

内、昇拾五本 鐵炮七拾疋 鑓三拾本  
馬上拾五騎 鐵拾五挺 小荷駄三拾五疋

一 三万石上下六百壹人

内、昇貳拾五本 鐵炮百挺 鑓五拾本  
馬上三拾騎 小荷駄六拾疋

一 今度御渡相成候御軍役之御書付、組中たりとも先堅被申間敷候、一統ニ被申間候儀、追而可被仰付候事、

一 御士中御軍役、当時之御渡方ニ而者別紙之通之數も致用意被得間敷哉御備頭申談、人数立兵糧積り等兼而内々しらへ被置候得ハ、急速御沙汰無滞御渡被置候事、以上、

八月

一 重賢公御代宝曆六子年御改、御備頭・御番頭銘々一

冊ツ、被為渡置、組中たり共被仰付置候、尤、年々

御下国前御備頭より五人組名付銘々御備頭江被相達、

御備頭二而陳<sup>(陣力)</sup>營兵粮積り等有之書付御下国之上被指

上候様二と被 仰付候、右書付者宝曆八寅年、志水

三郎兵衛御番頭被仰付候節、八月御家老中より御渡

相成候写二而、明和五子年、組中之内心掛御軍役御

書付拜見仕度と申出候衆 入披見候様二と御家老中

より御備頭へ被申聞、御番頭へも寄々通達候様二と

長岡佐七郎方江御備頭被申聞候、寄々其段被聞置候

而、組中江者穩密<sup>(隠力)</sup>拜見望之衆江者見せ可申候事、

御軍役

〔右、名越泰藏子抄録ヲ以写之、〕

○薩隅并日州諸県郡一郡惣村数

一薩摩国一円村数 式百五十八

一大隅国一円村数 式百三十

一日州諸県郡 百六十四

〔糾合済〕

都合六百五十式<sup>(張紙)</sup>

〔要用集抄  
「糾合済」本書名越 其他〕

○御領國中御高頭之事

一薩摩・大隅・日向

都合六拾万五千八百六拾三石六斗三升

外、琉球国諸島拾五島

高拾式万三千七百石

右拾五島、左二相記、

大島<sup>島廻五拾九里拾町</sup>  
鹿兒島ヨリ百四十三里

高壹万四千五百式拾石壹斗式升九勺五才

徳島<sup>島廻拾七里三町</sup>  
鹿兒島ヨリ百七拾九里

高壹万三千六百九拾九石壹斗九升式合八勺

沖永良部<sup>島廻拾里拾八町</sup>  
鹿兒島ヨリ式百三拾四里半

高五千八百式拾八石八斗壹升四合五勺壹才

与論島<sup>島廻三里五町</sup>  
鹿兒島ヨリ式百式拾七里半

高式千四百式石七斗五升九合壹勺八才

喜界島<sup>島廻六里式拾町</sup>  
鹿兒島ヨリ百五十八里

高壹万四百八拾六石六斗九升壹合四勺三才

合高四万六千九百三拾七石五斗九升八合八勺七才

但、万治二年御引並筭

沖繩島 鳥廻七拾四里  
鹿兒島ヨリ式百九拾五里半

高六万式千九拾九石六斗壹升六合七勺四才

惠平屋島 鳥廻四里式拾六町  
鹿兒島ヨリ式百八拾式里半

高五百四拾壹石六斗式升五合五勺四才

伊是那島 鳥廻式里拾八町  
鹿兒島ヨリ式百八拾里三拾四町

高七百五拾石式斗六勺四才

伊惠島 鳥廻四里七町  
鹿兒島ヨリ式百八拾四里半

高三千六百四拾三石四升式合九勺七才

計良摩島 鳥廻三里  
鹿兒島ヨリ三百式里半

高式百三石四合壹勺三才

戸無島 鳥廻壹里六町  
鹿兒島ヨリ三百式里半

高四拾五石壹斗五升四合九勺

粟島 鳥廻式里式町  
鹿兒島ヨリ式百九拾四里半

高七百式拾七石四斗三升六合四勺六才

宮古島 鳥廻拾壹里  
鹿兒島ヨリ三百八拾八里  
(半脱カ)

高壹万式千四百五拾八石七斗八升八合八勺七才

久米島 鳥廻六里式拾町  
鹿兒島ヨリ三百四拾三里半

高三千六百七拾七石七斗九合九勺六才

八重山島 鳥廻拾六里拾七町  
鹿兒島ヨリ四百四拾壹里半

高六千六百三拾七石三斗式升壹合六才

合高九万八百八拾三石九斗壹合式勺七才

右之拾島者国司領

○勅願所之事 付、一国一箇寺之事

後奈良院勅願所曹洞宗能州諸嶽山総持末寺<sup>(寺脱カ)</sup>峩山五哲

之内通幻派下石屋派

鹿兒島 玉竜山 着庵門首  
福昌寺

後奈良院勅願所真言宗広沢方京都大内山仁和寺宇多

院末寺

坊津 如意珠山 竜巖寺 一乘院

華園帝勅願所律宗南都秋篠山宝塔院西大寺末寺

志布志 秘山 密教院 宝満寺

正親町院勅願所時衆宗相州藤沢山清浄光寺無量寿院

末寺

出水 行法山 一心院 専修寺

臨濟宗京都正法山妙心寺末寺関山派

志布志 竜興山 大慈寺

右由緒書、人王九十七代光明院依

勅願曆応三年御建立、広惠之二字を賜

勅号大慈広惠禪寺と号シ、開山者

勅諡仏智大通禪師と申候由、然共

勅書者無之候、為祈願所可致精誠旨、尊氏卿・

義詮卿御直判之書付有之、就中文安元年八月可

為十刹列旨文書有之由御記録所江相知、且又龜

山帝御不予之節於京都東山当寺開山降魔之儀有

之、其以後十刹列之御教書并尊氏卿より御制札

等于今有之、古来ヨリ

勅願所と申伝候、

真言宗大乘院末寺

水引 医王山 正智院 泰平寺

右寺、四海泰平万民利益之ためとて人皇四拾三

代

元明天皇御草創靈窟にして

天皇御手自薬師如来之像を御彫刻、和銅元年当

寺江御安置、則泰平を以寺号と被成、比叡山中

堂薬師・京都因幡堂之薬師・当寺之薬師を日本

三薬師と崇敬候、泰平寺由緒書相見得候、右通

天皇御草創候得者 勅願所無疑候得共、往古之

事候得者文書之内

勅書者不相見得候、

曹洞宗清水楞嚴寺末寺隅州之一ヶ寺

国分 円通山 国分寺

真言宗大乘院末寺薩州之一ヶ寺

水引 国山(護脱力) 威徳院 国分寺

右式ヶ寺、聖武帝之

勅願二而日本国裏一国一箇寺御建立之内二而御

座候、

臨濟宗関山派京都妙心寺末寺隅州之一ヶ寺

加治木 太平山 安国寺

臨濟宗五山派伊集院広濟寺末寺薩州之一ヶ寺

中郷 太平山 安国寺

右式ヶ寺、將軍尊氏公御願二而一国一箇寺御

建立之内二而御座候、

天台宗武州東叡山寛永寺円頓寺末寺穴太派(院之)

高原 霧島山花林寺 錫杖院 神徳院

天台宗江州比叡山延曆寺止觀末寺穴太派(院脱力)

野田 龜翁山 西性院 山内寺

右両寺、寛文五年神徳院より山内寺を末寺と書

出候ニ付而、其以後山内寺より由緒古跡之訳を

以申出有之、達

貴聞候処、山内寺者由緒有之古跡候条、神徳院

末寺と者難申候、御領内ニ而者神徳院者日州之

一寺、山内寺者薩州之一山ニ被仰付、(寺力)両寺別立

候様有之度旨、上野明王院江被仰聞、両執当覚

王院・仏頂院江右之趣相達候処、

思召之通両国之一寺御極可被成旨、(被脱力)両執当ヨリ

被申候由明王院ヨリ申遣候故、両国天台宗之一

寺元禄四年被仰渡候、

御先祖様御菩提所并有由緒寺院之事

付、御家御代々御正忌日御夫人御正忌日之事(以下欠)

○鳥津周防殿・鳥津故因幡殿御取立一所之地被下(忠郷)

置候次第之事

一鳥津周防殿事者 吉貴公御二男ニ而、元文二年巳三

月十八日越前鳥津家跡相統被仰付、同三年午八月廿

七日隅州帖佐郷之内、薩州吉田郷之内、重富一所之

地拜領被仰付候、

一鳥津故因幡殿事者 吉貴公御三男ニ而、延享元年子

五月廿五日和泉家名跡相統被仰付、同年十二月廿一

日薩州指宿郷之内、穎娃郷之内、今和泉一所之地拜

領被仰付候、

○御分国豎横并廻町間之事

但、諸島除之、

一四拾壹里亥子之間出水之内米之津より佐多御崎迄

内、拾八里ハ海路

一四拾四里丑寅之方倉岡より坊津迄

内、拾里ハ海路

一百三拾里式拾六町拾六間三尺 薩州之廻

一百拾五里拾壹町四拾間四尺 隅州之廻

一九拾五里七町拾間半 諸県郡之廻日州之内

一御分国惣廻式百式拾六里四町六尺

内、五拾三里式拾九町六間式尺

灘路之廻

百七拾弍里町四間四尺

陸路之廻

○宗門手札御改人数総之事

明和九辰年札改

合男女八拾八万三千九百六拾九人

薩隅日琉球諸島迄

内、四千四百三拾人

辰年札改増

外、男女三千弍百五拾三人

死苦慶賀行脚乞食

男女五万九千七百弍拾七人

鹿兒島

内、七拾四人

手札御免

男四千四百四拾九人

人体士

男四千九拾五人

人体外士

女六千九百三拾弍人

土方妻子

男三百拾八人

出家

男女五万九千七百弍拾七人

同内、出家五人

手札御免

内、男五千九百四拾九人

在郷

女四千四百三拾三人

右同

男三千五拾人

三町

女弍千六百八拾七人

右同

男五拾九人

野町

女四拾五人

右同

男七拾五人

荒田 浜

女四拾八人

右同

男女弍万七千七百弍拾五人

諸士家来并足輕諸座付寺社門前

外、男女八拾九人

死苦慶賀

男女三拾六人

京都居付

内、男壹人

人体士

女壹人

士妻

男女三拾四人

諸座付并下人

男女八拾壹人

大坂居付

内、男四人

人体士

女六人

士妻子

男女七拾壹人

諸座付并下人

男女弍百七人

江戸居付

内、男七拾三人

人体士

女六拾七人

士妻子

男女五拾七人

諸座付并下人

男女貳拾七万五千七百拾壹<sub>マ</sub>人

薩州外城三拾八ヶ所并七島三島込ル

外、男女七百四拾八人

死苦慶賀

男女拾八万六千四百六拾九人

隅州外城三拾五ヶ所并屋久島・口永

良部島込ル

内、男九千四百四人

人体士

外、貳百八人

辰札改減

男壹万八千五百九拾貳人

人体外士

内、男七千六百九拾九人

人体士

女貳万三千五百七拾四人

土方妻子

男壹万三千八百三拾人

人体外士

男四百六拾人

出家

女壹万六千五拾三人

土方妻子

男女貳拾貳万三千六百八拾壹人

男四百三拾六人

出家

内、九万貳千七百拾人

在郷

男女拾四万八千四百九拾壹人

在郷

女八万八千八拾九人

右同

内、男六万三千三百三人

在郷

男七百九拾七人

苗代川

女五万七百七拾五人

右同

女六百四拾九人

右同

男八千四百八拾九人

浦浜

男壹万八千四百拾壹人

浦浜

女六千六百三人

右同

女壹万六千六百六拾九人

右同

男千九百五拾九人

野町

男千六百八拾九人

野町

女千五百貳拾五人

右同

女千五百三拾壹人

右同

男女壹万六千三拾七人

衆中下人并足輕中宿諸座付寺社門前

男女壹万八百三拾六人

衆中下人并足輕中宿諸座付寺社門前

外、男女八百九拾五人

死苦慶賀

男女六万九千四百人

日州外城拾九ヶ所

外、千九百九拾貳人

辰札改減

内、男四千五百三拾四人

人体士

男六千九百六拾貳人

人体外士

女八千三百拾貳人

土方妻子

男百八拾五人

出家

男女四万九千四百七人

内、男貳万貳千五拾三人

在郷

女壹万六千七百三拾九人

右同

男八百六拾貳人

浦浜

女六百七拾人

右同

男千六百五拾壹人

野町

女千三百九拾五人

右同

男五人

付衆中

女三人

右同

男女六千貳拾九人

衆中下人并足輕中宿諸座付寺社門前

外、男女五百貳拾壹人 死苦慶賀

男女拾七万四千百九拾七人

琉球

外、壹万四千三百三拾三人

辰年札改減

内、男壹万八千四百拾壹人

按司親方并士

女壹万八千九百拾貳人

右同士妻子

外、三人

手札御免

男女拾人

社家

男貳百壹人

寺院

男女拾三万六千六百六拾三人

内、男女拾貳万三千貳百五拾四人 在郷

男女壹万三千四百九人 家来下人

外、男拾四人

行脚

男女貳万九千七百九拾八人

大島

内、三百七拾四人

辰年札改増

内、男三拾壹人

家内

内、壹人

衆中

女拾六人

右同 家内

男女貳万九千三百八拾七人在郷

男女三百六拾四人

流人

男女壹万八百八拾七人

喜界島

外、拾三人 辰年札改減

内、男女壹万七百八拾貳人 在郷

男女百五人 流人

男女壹万九千三百九拾壹人 德之島

外、四百五拾三人 辰年札改減

内、男女壹万九千貳百拾八人在郷

男壹人 出家

男女百七拾貳人 流人

外、男拾壹人 乞食

男女壹万四千八百貳拾三人 沖之水良部島  
并与論島

外、八百五拾壹人 辰年札改減

内、男女壹万四千七百四拾四人在郷

男壹人 出家

男七拾八人 流人

男女六万百五拾人 薩州 私領拾三ヶ所

内、五千八百四拾三人 辰年札改増

内、男壹万五百六人 家来士生子迄

内、三千五百八拾人 人体士

六千九百貳拾六人 人体外士

女八千六百八拾貳人 右妻子生子迄

男女六拾九人 寺社家

男七拾四人 出家

男女三万五千七百七拾八人

内、男壹万六千貳百八拾九人百姓

女壹万四千三百六拾八人在郷

男貳千六百貳人 浦浜

女千九百四拾人 右同

男三百貳拾人 野町

女貳百五拾九人 右同

男女五千四拾壹人 家中  
足輕并中宿寺  
社門前末々

外、男女貳百拾四人 死苦慶賀

男女三千貳百八拾七人 入来 入来院準人私領

内、男千貳拾八人 家来士

右之外略ス、 喜入主馬私領

男女九千六百六拾三人 鹿籠

内、九百五拾六人 家来士

右之外略ス、

男女貳千九百壹人 島津采女私領 永吉

内、男七百貳拾七人

家来士

右之外略ス、

男女三千六百六拾人

北郷作左衛門私領  
平佐

内、男千六百貳拾六人

家来士

右之外略ス、

男女千三拾七人

島津内膳私領  
黒木

内、男三百貳拾九人

家来士

右之外略、

男女三千六百八拾人

島津左衛門私領  
日置

内、男五百五拾貳人

家来士

右之外略ス、

男女六千六百九拾七人

肝付彈正私領  
喜入

内、男九百拾人

家来士

右之外略ス、

男女貳千五百四人

小松帯刀私領  
吉利

内、男三百七拾三人

家来士

男女七千貳百九拾九人

島津又五郎私領  
宮之城

内、男千八拾壹人

家来士

男女千七百拾壹人

島津左中私領  
佐志

内、男三百三拾四人

家来士

男女千三百九拾五人

榑山左京私領  
蘭牟田

内、男五百拾四人

家来士

男女五千九百拾七人

島津因幡殿私領  
今和泉

内、男四百四拾三人

家来士

男女四万六千百貳拾三人

開州  
私領七ヶ所

内、貳拾七人

辰年札改増

内、男七千五百八拾壹人

家来士生子迄

内、貳千九百八拾三人

人体士

四千六百八人

(外脱カ)  
人体士

女五千七百六拾壹人

右妻子生子迄

男女七十七人

寺社家

男百四拾八人

出家

男女貳万三千四百八拾三人

内、男八千八百五拾三人

百姓

女六千九百八拾三人

右同

男三千八百五拾九人

浦浜

女貳千八百拾八人

右同

男百四拾八人

野町

女百拾九人 右同

男三百七拾四人 塩屋

女三百貳拾四人 右同

男女九千六拾貳人 家中 足輕并神社 門前未々 入墨

男六人 流人

外、男女百七拾六人 死苦慶賀

男女九千貳百拾七人 島津兵庫殿私領 加治木

内、男千八百七拾九人 島津右勝私領 家来士

男女千六百八拾八人 市成

内、男四百六拾貳人 島津多門私領 家来士

男女貳千五百四拾人 新城

内、男五百貳拾四人 島津備前私領 家来士

男女壹万貳百三拾五人 垂水

内、男千八百貳人 島津若狭殿私領 家来士

男女貳千九百四拾壹人 重富

内、男五百五拾六人 島津千次郎私領 家来士

男女貳千六百九拾貳人 華岡

内、男三百貳拾貳人 家来士

男女壹万八千八百六拾六人 都之城

内、男六千三百三拾九人 家来士生子迄

男女壹万六千八百拾人 種子島左内私領 種子島

内、男貳千四拾人 家来士

○前々移地頭在番被仰付置候外城并当時移地頭押

等被仰付置候外城之事

一 小林 一 須木 一 飯野 一 加久藤

真幸 一 吉田 一 勝岡 一 高尾の 一 阿久根

一 山之口 一 高江

但、前々久見崎御船奉行壹人御切米百俵被下被召

移置候、当时者御船奉行之勤方迄二而 御当地よ

り繰廻被遣候、

右諸所、前方移地頭被仰付候得共、当時ハ被召

止候、御引取相成候年間相糺候得共不相知候、

一 大口 地頭代壹人、御役料高百石被下被差置候、

一 出水 右同断、

一 高岡 右同断、

元文元辰年より 一 倉岡 押壹人、横目より繰廻被遣候、主従三人御

扶持米被下候、

右同  
一 穆佐 右同斷、  
右同  
一 山之口 右同斷、  
元文三年より  
一 麓 右同斷、

一 隈之城 隈之城押向田御飯屋守兼役料米九石被下被

差置候、

一 梶山 在番被相止、鳥津筑後江御預被仰付置候得

共、明和二酉八月中馬源太夫江在番被仰付、

御役高六拾石被下置候得共、明和七年寅閏

六月引取被仰付又々御預被仰付候、

○移地頭當時被仰付置候外城

一 長島 移地頭壹人、御役料高百石、付役壹人、役料

米九石被下被差置候、

一 甌島 右同斷、

右式ヶ所、移地頭御役料高

光久公御家督始比より式百石ツ、被下置候處、其

以後百五拾石ツ、被下、當時者右之通被下候、

○御飯屋并御茶屋之事

一 横井 伊集院之内 市米 延享元年焼失以後、地頭飯屋取締  
一 苗代川 一 湊 御上下之節相濟居候處、安永四未  
一 向田 川内高城之内 五月御座之間、御造次ニ相成候  
一 阿久根 一 麓 出木 一 横山 梶島之内

右之以後相重候御飯屋

一 児ヶ水 延享四卯年御造立、明和五子年御解除、同年下之重ニ御造  
立有之、未々御解除御座之間計り表、奥相残り有之候  
寛延四未年地頭飯屋江御作次被召置候處、明和七年寅正月

一 田布施 御座之間廻り被残置御未廻り御解除相成居候處、安永四年  
未十二月御光越二付又々御末廻り御造次ニ相成候

一 尾畔 一 有村 御造立

一 磯 宝曆十辰年 一 加久藤 地頭飯屋江御造立

右之以後相重候御飯屋

御茶屋

一 築地 明和八年卯八月御解除相成、安永二年巳正月御茶屋兵庫殿江  
拜領被仰付置候處、同四年未十一月御作事空地共ニ進上有之  
候

合拾五ヶ所

此以前者御飯屋并御茶屋右之外ニも有之候得共、

漸々被減当分右之通候、

○先祖之勲功且又其身依功代々御切米被下候人之

事

一 御切米五十表

川上左太夫

- 一同六十表
- 一同六十表
- 一同四十表
- 一同十八表
- 一同貳拾五表
- 一同四十五表
- 一同四十表
- 一同百五十表
- 一同四十表
- 一米五拾七表
- 一銀七拾壹匁四分
- 一御切米貳百五十表
- 一同貳拾七表
- 一同拾五表
- 一同拾五表
- 一同百九拾五表
- 一同四拾表
- 一同三拾表
- 一同五十表

- 有馬山之丞
- 新納宅右衛門
- 園田清左衛門
- 野崎与兵衛
- 中村与右衛門
- 入田平右衛門
- 中村次郎右衛門
- 奥山八左衛門
- 川内織右衛門
- 松元仁右衛門
- 石原次郎右衛門
- 江川庄七
- 宮之原郷八
- 救仁郷天神坊
- 伊勢十兵衛
- 富山伝内左衛門
- 柚木崎平右衛門
- 入田丹七

- 一同貳拾五表
  - 一同百表
  - 一同四拾表
  - 一同五拾表
  - 一同三拾七表
  - 一同四拾表
  - 一同五拾表
  - 植木弥左衛門
  - 伊佐岡伊八
  - 即心院
  - 本永寺
  - 本立寺
  - 遠寿寺
  - 箕田政右衛門
- 琉球拝借銀之事
- 一銀六百四貫目
  - 一銀六百四貫目
  - 一銀三百貳貫目
- 進貢船式艘之時
- 右者、金銀慶長年中被定候法之通被改候間、琉球より大清江差越候銀料、其数を被減候様ニと從公義被仰渡候趣有之、元祿之正銀と慶長之正銀増之賦を以、元祿銀進貢料八百四貫目之内貳百貫目・接貢料四百貳貫目之内百貫目被減候而も、元祿銀と正銀と量数相並積二付、未十二月三日井上河内守様江被仰上趣有之候処、被仰出候通同十二日減方之儀被仰渡候、依之進貢料新銀六百四貫

目・接貢料新銀三百貳貫目、正徳六年申七月十六日被相定候事、

但、右銀高之内半分ツ、ハ琉球方より差渡候事、右者、先年従

公義段々被仰渡趣有之、貞享四年進貢船料銀八百四貫目・接貢船料銀四百貳貫目被相極置候処、其以後金銀吹替二付而正徳年簡<sup>(四力)</sup>右之通被相極候事、

○御国薬種之事

- 一 柴胡 一 桔梗 一 生木香
- 一 独活 一 前胡 一 香薷
- 一 紫蘇 一 鬚人參 一 茯苓
- 一 爪樓仁 一 白朮 一 山梔子
- 一 枳殼 一 金銀花 一 菊花
- 一 枳実 一 薄荷 一 莪朮
- 一 紅花 一 地骨皮 一 狗梔子<sup>(枸杞子カ)</sup>
- 一 瓜<sup>(瓜カ)</sup> 一 厚朴 一 木通
- 一 瓜<sup>(瓜カ)</sup> 一 厚朴 一 木通
- 一 羌活 一 白扁豆 一 芍薬
- 一 蜜 一 蜜蠟 一 桂心

- 一 天門冬 一 苦辛<sup>(參カ)</sup> 一 車前子
- 一 紫根 一 五倍子 一 防風
- 一 益母草 一 牛膝 一 草皮明子
- 一 蔓荊子 一 天花粉 一 風藤
- 一 茵陳 一 薏苡仁 一 天南星
- 一 山藥 一 藥本 一 蘇子
- 一 枳核 一 黄精 一 牽牛子
- 一 商陸 一 砂參 一 青霜子<sup>(霜カ)</sup>
- 一 草解<sup>(草解カ)</sup> 一 川棟子 一 川骨
- 一 葛根 一 苦棟根皮 一 蒼朮
- 一 山椒 一 忍冬 一 枇杷葉
- 一 海仁草 一 縮砂 一 牛房子
- 一 天童草 一 歲靈山 一 何首烏
- 一 五味子 一 当帰 一 川原柴胡
- 一 黄檗 一 釣藤鉤 一 ウト羌活
- 一 牡丹皮

右者、御領内ニ有之薬種之内、当時医師用之品々  
 太抵如斯御座候、右之外ニ茂有之由候得共、当時  
 不相用相除申候、

○鹿児島中諸屋敷数之事

一 士屋敷千七百八拾壹ヶ所

内、四百七拾五ヶ所 上方

内、貳ヶ所佐土原飯屋・琉球飯屋地

八百四拾二ヶ所 下方

五拾八ヶ所 岩崎・東福ヶ城 御城内屋敷

四百六ヶ所 新上橋・西田・高麗町・荒田・武・

中村・郡元・草牟田・吉野・上伊敷・

下伊敷・犬迫・坂元

一 御藏地并御用地屋敷貳拾三ヶ所

内、三ヶ所 御城内

内、九ヶ所 上方

拾壹ヶ所 下方

一 神社堂地百七拾五ヶ所

内、八拾七ヶ所 上方

内、五拾ヶ所 在郷

八拾八ヶ所 下方

内、七拾貳ヶ所 在郷

一 寺社家并門前屋敷四百拾八ヶ所

内、貳百三ヶ所 上方

内、七ヶ所 在郷

貳百拾五ヶ所 下方

内、五拾七ヶ所 在郷

一 御納戸付屋敷三拾六ヶ所

内、六ヶ所 上方

内、三ヶ所 在郷

三拾ヶ所 下方

内、五ヶ所 在郷

一 納殿付屋敷四拾六ヶ所

内、六ヶ所 上方

内、壹ヶ所 在郷

四拾ヶ所 下方

内、五ヶ所 在郷

一 足輕屋敷百六拾ヶ所

内、貳拾九ヶ所 上方但、在郷

百三拾壹ヶ所 下方

内、貳拾五ヶ所 在郷

一 御書院付屋敷貳ヶ所

内、壹ヶ所

上方但、在郷

書御到来有之候事、

壹ヶ所

下方但、在郷

一右二付、戌正月下旬御場所小屋御引渡、御取付者同

一諸職人屋敷四拾壹ヶ所

二月中旬と被仰渡候事、

内、拾七ヶ所

上方

一右二付、御場所江被差越候間、役名左之通被仰付、

貳拾四ヶ所

下方

姓名被書出候人数、

一町屋敷千貳百三拾八ヶ所

惣奉行 (正輔)  
平田靱負

内、三百九拾九ヶ所 男人数千貳拾八人 上町

副奉行 (久惠)  
伊集院十蔵

内、貳ヶ所 御物

用人 (貞紀)  
堀堀右衛門

六百五拾三ヶ所 男人数千九百八拾六人下町

右同 (兼方)  
諏訪甚兵衛

内、貳ヶ所 御物

近習役 (季周)  
伊地知新太夫

百四拾三ヶ所 男人数三百六拾四人西田町

留守居 (盛邦)  
佐久間源太夫

貳拾ヶ所 荒田町

(盛福)  
山沢小左衛門

貳拾ヶ所 横井町

普請奉行 (親英)  
川上彦九郎

内、貳ヶ所 御仮屋地并客屋屋敷

元 (長登)  
石川正右衛門

合屋敷数三千九百四拾五ヶ所

目付 (秀周)  
山元藤兵衛

○濃州・勢州・尾州川々御普請御手伝之事

(季平)  
愛甲源左衛門

一宝曆三年酉十二月廿五日於江府西尾隱岐守様より濃

(経芳)  
村田五右衛門

州・勢州・尾州川々御普請御手伝被仰付候段、御奉

場所奉行 (清純)  
大野鉄兵衛

(清安)  
黒田次郎兵衛

右之通被書出置、右外御役人之内并御馬廻・新番小奉行之役名ニ而被差越、御歩行三百人・足輕五百人可差出旨被仰渡候ニ付、江戸・御当地より段々被差越、其後被相重候ニ付、又々追々被差越候事、

但、靱負事、右御引渡相済、病死、

但、御切米貳拾表ツ、被成下候、

三拾貳人 無役幼少者

四百貳拾五人

内、百七拾五人 御中間

但、御切米拾八表ツ、被成下候、

六人 寄御中間

但、御切米拾八表ツ、之割を以被成下候、

壹人 奥付御雇足輕と召仕候、

貳人 医道自分稽古ニ而御雇

一切御暇被下置候、

一御兵具所付士并足輕千八百八拾人

内、八拾貳人 御兵具所付士

内、壹人居付

八百八拾八人 御譜代足輕

百七拾八人 重御譜代右同

貳拾四人 外城衆中御雇

八人 居付

一御厩付士并御中間<sup>(ア)</sup>四百七拾七<sup>(イ)</sup>人

内、五拾貳人 御厩付士

内、拾人 肝煎役

拾人 御道具付役

一御納戸付士御小者并人足貳百三拾八人

内、八拾七人 御納戸付士

内、壹人 御切米五石取

八拾三人 御切米四石取

三人 御切米三石六斗取

百拾三人 御納戸付御小者

内、百拾貳人 御切米三石六斗取

壹人 御切米貳石取

式人

御食焚

御切米三石三斗ツ、

但、御台所、又者御春屋御買入人足ニ而御

食焚相勤候内、御納戸支配ニ而袴着用・刀

差候事御免被仰付置候、尤、応詰日数御扶

持米被下候、

式拾人

御駕籠者

内、八人

御切米三石五斗ツ、

但、御納戸支配

拾式人

定飯米一日ニ七合五勺

ツ、

但、三十六ヶ月御春屋御買入ニ而御納戸江

被渡置候、

拾三人

御挟箱持

内、四人

御切米三石五斗ツ、

但、御納戸支配

九人

定飯米一日ニ七合五勺

ツ、

但、三十六ヶ月御春屋御買入ニ而御納戸江

被渡置候、

三人

御笠持

定飯米一日七合五勺

ツ、

但、三十六ヶ月御春屋御買入ニ而御納戸江

被渡置候、

一御書院付士并御書院付四拾九人

内、四人

御書院付士

御切米三石六斗ツ、

式拾式人

御書院仕坊主

御切米三石六斗ツ、

壹人

御書院炭焼

御切米三石六斗

式拾式人

御切米無之候、

一奥付士并足輕三百六拾壹人

内、百式拾人

奥付士

内、九拾四人

御切米式拾表取

四人

御切米拾八表取

拾人

御切米拾五表取

拾貳人 御切米拾表取

貳百四拾壹人 足輕

内、百四拾五人 御切米拾八表取

拾三人 御切米拾五表取

五拾壹人 御切米拾表取

三拾壹人 御雇足輕

御切米拾表取

壹人 御雇足輕格

御切米拾八表取

但、針醫師

一御船手付士并御船手付五百三拾八人

内、百七拾五人 鹿兒島

内、八人 士

三百六拾三人 久見崎

内、七人 士

壹人 御船頭

但、久見崎

御役料米六拾五表

貳人 脇船頭

但、久見崎

役料米四拾五表ツ、

三人 仮脇船頭

御切米貳拾六表ツ、

貳人 鹿兒島

壹人 久見崎

貳拾壹人 定船頭

御切米貳拾六表ツ、

内、七人 鹿兒島

拾四人 久見崎

貳百四人 定水手

御切米拾八表ツ、

内、七拾三人 鹿兒島

百三拾壹人 久見崎

八人 手伝

御切米拾八表ツ、

内、四人 鹿兒島

四人 久見崎

一御台所付六人

内、四人

御台所付足輕

内、拾四人

御春屋付

御切米拾八表ツ、

内、壹人

青貝師

但、外二応勤日数一日ニ真米五合ツ、

壹人

右同雜物藏手伝足輕

式人

砂糖漬方

御切米拾八表

壹人

右同足輕檜物師主取

壹人

蠟燭作主取

御切米式石

但、御細工相勤候日数者、賃飯米被下候付

拾人

御切米不被下候、

御切米ハ差引有之、

四百三拾式人

人足

一御細工所付五人

内、壹人

青貝師

外、人足式拾壹人

御切米九表取

但、御納戸江被渡置候、

壹人

家跡

一物奉行所付拾九人

三人

御切米不被下候、

内、三人

砂官主取

一代官所付六拾八人

内、三拾人

紙漉

四人

御切米式石七斗ツ、  
屋ね大工主取

御切米不被下候、

三拾人

当分紙細工不致候、

壹人

金細工師

一御春屋付并人足四百四拾六人

御切米壹石八斗取

壹人

瓦葺主取

御切米貳石取

六人

諸細工人

御扶持米不被下候、

四人

幼少者

○御牧数諸外城牛馬数并御馬追日執之事

吉野

馬数三百三拾四疋

取駒三拾六疋

蒲生之内  
青色野

馬数四拾貳疋

取駒三疋

曾於郡之内  
春山野

馬数三百六疋

取駒六疋

福山野

馬数千八百五拾九疋

取駒百七疋

末吉野

馬数三百貳拾七疋

取駒六疋

鹿屋野

馬数三百五拾九疋

取駒拾三疋

穎娃野

馬数貳百拾貳疋

取駒四疋

加世田之内  
野間野

馬数四拾七疋

取駒三疋

伊作野

馬数百八拾九疋

取駒拾七疋

市来野

馬数貳百貳拾三疋

取駒拾七疋

高江之内  
寄田野

馬数三百三拾疋

取駒貳拾七疋

出水之内  
瀬崎野

馬数五百八拾貳疋

取駒四拾四疋

長島野

馬数七拾六疋

取駒壹疋

比志島咬啾吧野

馬数九拾三疋

取駒壹疋

但、咬啾吧野吉野之内有之候処、当分比志島江

有之、

佐多之内  
立目野

馬数百貳拾四疋

東郷之内  
笠山野

取駒九疋  
馬數百六拾八疋  
取駒九疋

合牧數拾七ヶ所

合馬數五千九百七拾六疋

合取駒三百三拾七疋

右、安永六酉年馬數

外、薩州吉田之内

高牧野当分無之候、

一諸外城牛馬數之事

一牛壹万六千三百貳拾九疋

一馬拾六万四千四百九疋

右、安永六酉年改數

一御馬追日執之事

四月中 辛丑日 辛巳日 辛酉日

若四月中右之日執無之節ハ五月節入而

乙亥日 丁亥日 己亥日 辛亥日

八月中 丙寅 戊寅 壬寅 乙酉

丁酉 己酉 辛酉

右、春秋御馬追日執、前々卯辰之日為有之由候得共  
(光久)  
寛陽院様御代、右日執天和三年亥三月九日被仰渡、  
其後右日執相考申上候、

○諸所船渡川々貳拾三ヶ所

水引大小路 国分新町川

帖佐別府川 倉岡川

山崎川 吉田川 真幸

馬関田川 高岡去川

高岡大野丸川 串良麓川

野尻猿瀬川 阿多万之瀬川

隈之城向田川 吉松川

栗野大川 穆佐倉永川

湯尾川 高山商人ヶ崎川

帖佐高樋川 高岡田尻村川

東郷船倉町川 志布志野井倉川

鶴田柏原村川

浦数并浦人数之事

一 浦数百四拾壹

内、

重富之内 脇元浦  
国分之内 浜之市浦  
国分之内 小村浦  
牛根之内 境浦  
垂水之内 中俣浦  
新堀之内 新堀浦  
鹿屋之内 北高須浦  
小根占之内 新高須浦  
佐多之内(尾波瀬浦力) 尾濁瀬浦  
佐多之内 間泊浦  
申良之内 唐仁町  
大崎之内 菱田浦  
谷山之内 松崎町  
喜入之内 喜入浦  
指宿之内 湊浦  
指宿之内 宮ヶ浜  
山川之内 町

帖佐之内 松原浦  
国分之内 永浜浦  
敷根之内 敷根浦  
垂水之内 浜平浦  
垂水之内 海潟浦  
花園之内 古江浦  
大根占之内 大根占浦  
佐多之内 伊座敷浜  
佐多之内 大泊浦  
佐多之内 竹之浦  
内之浦之内 内之浦  
志布志之内 志布志町  
谷山之内 和田浜  
今和泉之内 瀬崎浦  
指宿之内 摺之浜  
指宿之内 尾掛浦  
山川之内 浜

加治木之内 加治木浦  
福山之内 浜村浦  
福山之内 福山浦  
垂水之内 市木浦  
垂水之内 柀原浦  
鹿屋之内 南高須浦  
小根占之内 町浜  
佐多之内 島泊浦  
申良之内 外之浦  
柏原之内 柏原浦  
高山之内 波見浦  
荒見鳥之内 荒田浜  
谷山之内 平川浦  
今和泉之内 高日浦  
指宿之内 浦町  
指宿之内 田良浦  
山川之内 浜見ヶ水

山川之内 岡見ヶ水  
長崎之内 長崎浦  
小川之内 小川浦  
大川之内 大川浦  
鹿屋之内 東塩屋  
白沢津浦 白沢津浦  
坊泊之内 坊津浦  
久志之内(博ヶ多浦力) 転ヶ多浦  
小根占之内 小浦  
加世田之内 小湊浜  
田布施之内 京伝浦  
伊作之内 小野浜  
日置之内(帆湊浦力) 帆湊浦  
湊之内 湊町  
市来之内 崎野浦  
市来之内 神之川浦  
市来之内 神之内川浦  
市来之内 白浜町  
東郷之内 白浜町  
水引之内 船間島浦

頼娃之内 川尻浦  
頼娃之内 馬渡浦  
頼娃之内 成浦  
如寛之内 門之浦  
如寛之内 西塩屋  
鹿籠之内 浜村  
坊泊之内 泊浜  
秋目之内 秋目浦  
加世田之内 小松原浦  
田布施之内 塩屋堀浦  
伊作之内 入来浜  
永吉之内 永吉浦  
日置之内 折口浦  
湊之内 湊浦  
市来之内 赤崎浦  
市来之内 浜浦  
市来之内 浜浦  
市来之内 浜浦  
市来之内 羽島浦  
平佐之内 白和町  
水引之内 五代町

頼娃之内 脇浦  
頼娃之内 石垣浦  
頼娃之内 水成川浦  
知寛之内 松ヶ浦  
鹿籠之内 枕崎浦  
鹿籠之内(塩屋八ヶ浦力) 塩屋村  
今志之内 今村  
加世田之内 大崎浦  
加世田之内 片浦  
田布施之内 竹原浦  
伊作之内 花熟里浜  
吉利之内 吉利浦  
伊集院之内 神之川浦  
市来之内 唐仁町  
市来之内 江口浦  
市来之内 串木野之内  
串木野之内 島平浜  
豊之城之内 向田町  
水引之内 京泊町  
水引之内 宮内町

水引之内  
森尾町  
阿久根之内

町  
高城之内

西方浦  
出水之内

蕨島  
出水之内

庄町  
出水之内

福浦  
長島之内

名護浦  
出水之内

葛輪浦  
長島之内

脇崎浦  
長島之内

小浜浦  
長島之内

平野浦  
長島之内

新浜  
高洲之内

浜田村  
大始良之内

越路塩屋村  
加世田之内

西田町  
鹿兒島之内

水引之内  
大小路町  
阿久根之内

浜  
出水之内

脇元浜  
出水之内

野口浦  
出水之内

福之江浜  
長島之内

三船浦  
長島之内

今釜町  
出水之内

宮之浦  
長島之内

薄井浦  
長島之内

幣之串浦  
長島之内

御殿之浦  
長島之内(御所之浦カ)

華岡之内  
木谷村

佐多之内  
塩屋村

帖佐之内  
十日町

水引之内  
川畑町  
阿久根之内

折口浜  
出水之内

黒浜  
出水之内

尾之島  
長島之内

浦之塩屋  
長島之内

本浦  
長島之内

米之津町  
出水之内

塩追浦  
長島之内

和仁之浦  
長島之内

片側浦  
長島之内

陽之口浦  
長島之内(湯之口浦カ)

華岡之内  
荒平

佐多之内  
浜尻屋敷

帖佐之内  
納屋町

上町

下町

南林寺門前

右拾ヶ浦、百姓二而本浦半分之賦相勤申候故、  
半浦と唱申候、

志布志  
大慈寺門前

志布志  
大性院門前

志布志  
永泰寺門前

桜島

上下甌島

海徳寺門前

右九ヶ所、本浦同前水主役相勤候得共、御船手  
支配二而無御座候故、浦役一篇二者相勤不申候、  
但、下甌島之内浜方之儀者、御船手支配二而  
手札等申請候得共、浦方一篇之勤不仕候、

谷山之内  
平川浦

長島之内  
葛輪浦

長島之内  
福浦

脇崎浦

右十ヶ浦之儀、本浦二而御座候得共、作職高相  
付有之候故、浦一篇之勤二而無之、百姓方之勤  
もいたし候、

頭娃之内  
今入野門

頭娃之内  
馬水門

頭娃之内  
新馬水門

頭娃之内  
堂地門

頭娃之内  
入野門

一方二被仰付候旨被仰渡候、

一浦人数男女五万五千七拾九人

鹿兒島御船手

右者、江戸・大坂并近国行、御領内諸島行、三年

廻ニシテ壹ケ年分右之通ニ而候、

一雇水主四百六拾人 久見崎御船手

右者、大坂并近国三年廻ニシテ右同斷、

○江戸江毎年相廻米并江戸・大坂行船敷之事

一米六千四百四拾九石九斗貳升

但、江戸残米之員数次第仕上セ年々増減有之、

内、貳千石 御物方

貳千石 帖佐与方

貳千四百四拾九石九斗貳升 模合方

一船数百三拾八艘

内、拾貳艘 江戸行

内、三艘 御春屋方

貳艘 模合方

三艘 代官方

四艘 御普請方

百貳拾六艘 大坂行

百貳艘 代官代

貳拾壹艘 模合方

三艘 中乗方

右、安永六酉年分

○金山之事并金山有所之事

一長野・山ヶ野金山之基者、鳥津図書久通御家老職以

前私領祇答院宮之城之内、佐志村之川中ニ而真砂を

取揚候者有之、其真砂をゆらせ候得者砂金有之候付、

此川内ニ者金氣可有之と存寄候付、為可尋之石見銀

山江為罷居内山与右衛門と肥後国宇都郡半屋為右衛

門を宮之城ニ止置、二三ヶ年之間曾木・本城・長野

辺之山谷川迄茂経歴させ候処、寛永十七年三月廿二

日長野内於宍焼谷川中ニ彼与右衛門金礮石を見付候

より土中を披候付、搜歟 函書為堀出候砂金を捧

太守光久公江御参府之時言上候、就夫猶以可為堀（不詳）

御誕候付而、為堀之候而砂金三百両江戸江被差上被

相伺候処、六月廿五日伊勢兵部貞昌被為召、猶々堀

せ追而御申候様ニと被 仰渡候間、段々堀之、同十

八年八月廿八日砂金九百八拾両余被献之、翌十九年

正月十四日金山被成御給之旨被 仰出、奉行北郷佐渡久加自他国之人数式万余人相集、佐渡茂令在山堀出金不可勝計、道程壹里余山坂を越、大隅桑原郡横川之内山ケ野迄一圃二柵を結、其中を堀候、依之薩州之長野・隅州之山ケ野両国境白仁田と申所二境木有之候事、

一 寛永貳拾年春天下飢饉、人民惱候折節二而金山堀候儀被召留旨被

仰出被相止候、然処御借入銀及貳万貫目御返済之御方便無之候付、再金山御免之御願、松平隠岐守様・

神尾備前守殿御取次を以被仰上候処、明曆二丙申年

五月島津市正忠広・鎌田源左衛門政有

御城二被為召御免之旨被 仰出候故、同年十一月よ

り再堀披之候、此時より寛文年(開之)簡迄奉行島津図書久

通、後島津中務久茂・島津帯刀久元・新納又左衛門

久了・肝付主殿久兼・島津大学忠守・平田新左衛門

宗正・柵寝丹波清雄・新納市正久珍・川上式部久

重・種子島彈正伊時・堀四郎太夫興昌相勤候事、

一 長野西田地を堀、金子出候付、宮之城佐志村まで堀

潰候、宝者納候得共

御朱印之田地潰候儀久通歎、其替地新田開初候由、

金山玉金代之内五分銀と申者 (要用集より補) 御 領山ニテ金堀出

候付御礼銀、壹当銀と申ハ、山師相勞可堀無助力者

茂有之候付、米為可相渡納候、此壹当銀之余計を以

国分之郷中流れ廻り、地潰有之所を圖書見立を以、

新川堀候入用銀二而大分相払候、就夫古川田地二成、

高五千斛余出来候、今者金山之出金減、壹当銀を以

山師江被下米不調、五部銀茂加候得共不足候、乍然

右新田者此以前壹当銀之内二而出来候納米過分候間、

御損亡無之考二而候、且又元禄十二年之比迄者、金

山御利潤銀を以時々銀三拾貫目程茂古御借銀御成崩

候間、残少ニ罷成候、然処漸々山相衰、正徳三年巳

七月より同六年申六月迄、山中三ヶ年廻ニシテ、壹

ヶ年二銀百貫九百貳拾目余引入候事、

一 永野・山ケ野、正徳年簡以来引入銀相立候処、延享

四卯年より少々ツ、出金相増、明和元年申七月より

同二年酉六月迄出金拾三貫四拾三匁九分有之、御利

潤銀八貫七百七拾五匁五分九里余有之候、

一 芹ヶ野金山之儀、万治三年之比問見山堀被仰付候由、山先申候、山繁榮之時分凡人數及七千人候由申伝候、然処漸々山衰、到天和三亥年相疊候事、

一 鹿籠金山問見堀、天和三亥年より相始候、且又芹ヶ野茂元禄十一寅年再金山堀候儀被仰出、連々被召立事候、是者諸国山堀候様ニと公義仰渡之趣ニ付急度被仰付候事、

一 右、鹿籠金山・芹ヶ野金山之儀、此以前ニ相替堀出候砂金纔故漸々山衰、正徳三年巳七月より同六年申六月迄鹿籠金山本払三ヶ年廻ニシテ壹ヶ年九拾六貫九百目余、芹ヶ野金山五拾四貫貳百九拾目余引入候付、芹ヶ野金山休山之願被仰上、享保二年之冬より休山ニ相成候事、

一 鹿籠金山引入銀相立来り、明和元年申七月より同二年酉六月迄出金百四拾九匁三分有之、引入銀拾六貫八百五拾八匁六分三厘余有之候、

一 川辺之内神殿金山、金氣過分ニ有之場所ニ而御物より堀方被仰付置候処、水敷相成被召止置、其以後段々堀方被仰付候得共堀続難成休山相成居候処、享

保十七年子五月試堀被仰付置候得共是又難堀続候処、寛延元年辰九月堀方御免被仰付、吹金百目余吹出、当分堀子之者纔計相掛稼方仕居候、明和元年申七月より同二年酉六月迄出金貳拾八匁九分有之候、

一 大口之内牛尾浦金山、享保十三年申八月より試堀被仰付、元文四年未十二月山床御取揚被仰付候得共、宝曆十一年巳四月又々自分試堀御免被仰付置、纔計出金有之候、今以堀方仕候得共、当分出金無之候、

一 田代之内前目高塚金山、享保十五戌四月より試堀被仰付置候処、堀主相果、宝曆四戌四月山方御取揚被仰付候、

一 大口之内大平金山金氣有之、享保十五戌八月試堀被仰付置候得共、金氣之場所江切付不申、山床差上度旨願出候、

一 坊泊之内広大寺金山、享保二十卯八月より試堀御免被仰付候処、堀主相果、宝曆四戌四月山床御取揚被仰付候、

一 阿多之内水無川原金山、享保十三申十二月試堀被仰付、玉金九匁余吹出、其以後稼方無之、今通ニ而被

召置候、

(二脱カ)

一綾浦中尾筋大森、元文巳十一月より試堀被仰付、元

文四未正月山床御取揚被仰付、延享二丑四月又々試

堀被仰付候得共本手ニ差迫、寛延三元辰三月山床御取

揚被仰付候、

一馬越山田村之内山仮屋金山、寛延三午十一月試堀被

仰付候得共、宝曆十年辰八月山床御取揚被仰付候、

一穆佐之内米山金山、寛延二巳六月試堀被仰付候得共、

宝曆十二年八月山床御取揚被仰付候、

一串木野西嶽之内唯越金氣有之、寛保三亥二月試堀被

仰付、正金拾匁計吹調候得共本手差迫、其以後山床

御取揚被仰付候、

一恒吉御牧内鷹鳥金氣有之、寛保二戌二月試堀被仰付

候得共本手ニ差迫、其以後山床御取揚被仰付候、

一試堀壺ヶ所

伊作之内

場貫鹿倉

右、金鏈有之由ニ而試堀御免、宝曆十年辰正月被

仰付置、今以堀方仕候得共、金氣不相見得候、

一加世田津貫宇敷鹿倉之内小木場川内

右、金氣有之由ニ而、寛延四年未六月廿六日試堀

御免被仰付候得共、金氣無之由ニ而、宝曆四戌四  
月山床御取揚被仰付候、

薩摩国伊佐郡那答院之内

長野村

大隅国桑原郡横川之内

山ヶ野村

一金山壺ヶ所

右者、永野村江寛永十七年三月金氣見出、阿部対

馬守様江被仰上御免被仰渡、寛永十八年より同二

十年迄相稼申候処ニ被召留候得共、又々御願被仰

上、明曆貳年申六月御免被仰渡候、山ヶ野之儀其

以後相広り、一開ニシテ当分御米被召入候敷内茂

有之、又者自稼仕候敷々も有之、去々西七月より

去戌六月迄出金七貫三百八拾四匁六分五里有之、

於京都御引替元ニ銀八貫六百八拾七匁五分七里三

毛程引入銀相立申候得共、御米直成依高下御損徳

相並不申候、

一綾之内撰谷

右者、前方金氣有之試堀仕候得共、中絶ニ而明和

三年戌十二月三日試堀御免被仰付、其上御物より

堀方迄茂被仰付試堀有之候得共、差立候出金無被

召止候、当分自稼仕候得共出金無御座候、

一金山壺ヶ所

薩摩国川辺郡  
鹿籠

右者、御取立年号相知不申候、今以堀方被仰付置、去々酉七月より去戌六月迄出金壺貫百拾貳匁程有之、銀拾七貫八百九拾四匁八分四厘四毛引入銀相立申候得共、試堀之場所江堀届不申候ニ付出金無之、当分御損相立申候、

一川辺之内神殿村

右者、前方御物より御堀方又者自稼をも被仰付置候得共、当分堀方無御座休山ニ而御座候、

銀山有所之事

一高尾野之内伊良ヶ迫、享保十八年丑六月より試堀被仰付、正銀貳百目余吹調、寛保二年戌十月山床御取揚被仰付候、寛延元年辰九月又々試堀被仰付候得共、本手銀ニ差迫、宝曆四年戌四月山床御取揚被仰付候、一出水大川之内高川・高むれ、享保二十卯年より試堀被仰付、元文三年午五月山床御取揚被仰付候、

一試堀銀山壺ヶ所

牛根之内  
櫓木鹿倉

右、銀氣有之、宝曆七年丑四月十二日試堀御免被

仰付、正銀拾九匁八分吹調、御物御買入被仰付、

其外白目かね四百斤程も吹調候得共御用無之、大坂持上り売払候様被仰付、堀方之儀山主当分山ヶ野金山江堀方被仰付居候故、中休ニ而召置申候、

一今和泉池田村之内大谷

右、銀氣有之、宝曆六年子二月試吹被仰付、正銀三匁三分吹調、宝曆十年辰八月山床御取揚被仰付候、

一高隈鹿倉之内このから

右、銀氣有之、宝曆七年丑十二月試堀御免被仰付置候処、鉛少々吹調、宝曆十年辰八月山床御取揚被仰付候、

一吉松小平山馬越豎平山

右、銀氣有之、寛延二己正月試堀被仰付置候得共、銀氣無之ニ付、宝曆四戌四月山床御取揚被仰付候、

一牛根之内櫓木鹿倉

一鹿屋之内大谷鹿倉

右式ヶ所、銀氣并銅氣有之、試堀被仰付置候得共、為差立儀無之、当分堀方無御座候、

銅山有所之事

- 一出水大川内之内銅氣有之、享保二十卯四月より試堀被仰付、元文三年午五月山床御取揚被仰付候、
- 一加世田之内野間銅氣有之、正徳四卯年試堀御免被仰付置候処、出来銅無之付休山被仰付置候得共、享保十九寅年より再試堀被仰付、銅拾四斤吹出、元文三年午五月山床御取揚被仰付候、
- 一出水之内栗毛野川内牟礼五百山両鹿倉、享保八年卯九月吹例被仰付置候処、辰十一月休山被仰付候、
- 一財部之内花糸ひらか谷銅氣有之、享保八卯年より試堀被仰付、元文三年午五月山床御取揚被仰付候、
- 一阿久根之内田代山、享保九辰年、同十七年子年、同二十卯年三度御免被仰付、元文三年五月山床御取揚被仰付候、
- 一国分之内猿之木場銅氣有之、享保十巳年より試堀被仰付置候処、元文三年五月山床御取揚被仰付候、
- 一甌島銅氣有之、享保十七子四月より試堀被仰付、銅三拾貫目余吹調候処本手差迫、延享三寅二月、山床御取揚被仰付候、又々宝曆五亥十月試堀被仰付候得

共、堀方取付及延引候付、宝曆八寅三月山床御取揚被仰付候、

一鹿屋牧内銅氣有之、元文三年午二月試堀被仰付、銅拾五貫目吹調候処、元文五年申三月山床御取揚被仰付候、

一野田鹿倉之内より水無谷銅氣有之、享保二十卯八月試堀被仰付、元文三年午五月山床御取揚被仰付、寛延元年辰九月又々試堀被仰付本手差迫、同三年午九月山床御取揚被仰付候、

一伊集院之内嶽銅氣有之、延享三年寅四月試堀被仰付候得共本手銀ニ差迫、其以後山床御取揚被仰付候、  
一試堀銅山壺ヶ所 出水之内 鬼原鹿倉

右、銅鑪ニ相見得有之、試堀之願申出候処、明和二年酉四月御免被仰付、当分堀方仕候得共、銅氣相見得不申候、

錫山有所之事

一谷山錫山、明暦元年未九月より御取立、今以堀方被仰付置候処、宝曆四年戌七月より亥六月迄出錫四千

五百九拾八斤余有之、御利潤銀六百九匁里余有之、

一山崎之内白男川、享保十七子年より試堀御免被仰付、

元文三年午五月山床御取揚被仰付候、

一出水栗毛野谷牟礼五百山両鹿倉之内錫山、寛延三年

午十月試堀被仰付候処、正錫九拾八匁吹調、其以後

稼方不仕、其通二而被召置候付、宝曆十年辰八月山

床御取揚被仰付候、

一川辺黒仁田鹿倉之内

右、錫氣有之、宝曆十一巳四月試堀御免被仰付候

得共錫氣無之、明和二酉六月山床御取揚被仰付候

様申上置候、

一谷山錫山、安永六酉七月より同七戌六月迄、錫七千

三百七拾斤五合九勺九才程出来仕候得共、銀壹貫百

四拾四匁壹分七厘四毛程引入銀相立申候得共、御米

直成依高下御損徳相並不申候、

鉄山有所之事

一市来式ヶ所 一川辺山田六ヶ所

一加世田六ヶ所 一伊作式ヶ所

一薩州吉田壹ヶ所 一隅州山田壹ヶ所

一田布施式ヶ所 一蒲生壹ヶ所

一飯野壹ヶ所

鉛有所之事

一鹿屋之内高隈境白木鹿倉鉛氣有之、享保十八丑十一

月試堀被仰付、元文三午五月山床御取揚被仰付候、

一高尾野之内伊良ヶ迫鉛氣有之、享保十八丑六月試堀

被仰付、鉛五拾斤余吹調、寛保二戌十月山床御取揚

被仰付、寛延元辰九月又々試堀被仰付候得共本手銀

差迫、宝曆四戌四月山床御取揚被仰付候、

水晶有所之事

一高隈

頼島之内

出水之内

右諸所、御用外者一向被召留置候、

右之通、書載有之候得共、当分者水晶山無之候、

硫磺并明礬有所之事

一 硫磺島

一 中之島

一 白鳥嶽

飯野之内

右、硫磺有所、

右之通、書載有之候得共、中之島・白鳥嶽之儀者

当分硫磺無之候、

一 曾於郡壺ヶ所

一 栗野壺ヶ所

一 踊四ヶ所

一 飯野壺ヶ所

右四ヶ所、明礬有所、

○材木櫓木・樵木・椎皮山之事

一 鶴田一山

一 須木二山

一 高山一山

一 大村一山

一 高尾野一山

右五ヶ外城江六山、榎・柅・松・楠・櫟・櫻諸材

木他国為商売仕込居申候、

一 高山始良一山

一 野田高尾野一山

一 山崎一山

一 出水二山

一 大村一山

一 樋脇二山

一 加世田一山

一 市来一山

一 東郷一山

一 阿久根一山

一 田代一山

一 志布志一山

一 曾木本城二山

一 入来一山

一 内之浦二山

一 佐多一山

一 小根占一山

右拾七ヶ外城江式拾一山、樵木諸色仕込居申候、

一 高岡四山

一 穆佐一山

一 庄内高城一山

一 綾一山

右四ヶ外城江七山、炭山仕込居申候、

一 都城一山

一 野尻紙屋一山

一 綾一山

一 山之口一山

右四ヶ外城江四山、椎皮山餅仕込居申候、

一 踊七山

一 曾於郡一山

一 栗野一山

一 飯野一山

右四ヶ外城江拾山、明礬山仕込居申候、

○甌島網方之事

一甌島漁獵冬春之間、四五ヶ月自他国之漁人八駄網を以鯛取揚商売候由、島津助之丞御物座勤役之節、天和二戌年比其聞得候二付檢使差渡候処、利潤銀島中二而令配分、津口銀上納迄二而候、依之翌年より毎年檢使差渡致差引、網方利潤銀惣而上納候様相定候付、島中神社仏閣修補者御物より被仰付、右之通御国遣座支配成候砌者、網数式拾式三帖二而納銀茂纒二候処、漸々相重、網数百四拾帖程、旅人七千五百九拾人余、取揚七拾万俵程、元禄十一寅年之御利潤四百式拾七貫目程、御売米壹万石余之直増銀茂相込候、依之島中売米売竹木之儀者脇商売被差留、御物より被売渡候、此外諸物問屋等之儀者漁人不勝手無之様二との儀二而未被仰付候、若不勝手之筋二成候而者漁人不入来候得者、自然と御利潤引入候付、余事二御構無之候事、

但、近年者前方之様鯛不相見得候付、旅人茂相減、享保元申年他国又者地方諸浦甌島地網数四百九拾八帖取揚、鯛六千九百九拾壹俵、御利潤銀凡三拾

貫四百七拾目余為有之由候、

右之通、前方御利潤銀有之候処、当分者御札銀、明和二酉年壹ヶ年分銀壹貫三百四拾八匁五里余有之候、

○母駄他国江不出事

一母駄他国江出、近国之馬多素立候得者、雜小荷駄他国出漸々減少之筈候間、母駄他国出之願申出候而茂取揚間敷事、

但、年簡不相知候、

○他国江不出品々之事

▲は全て朱書

一 刀 一 鉄炮 ▲ 一 鍋地金

▲ 一 銅 ▲ 一 蠟 ▲ 一 樟腦

一 蘭 ▲ 一 上布 ▲ 一 下布

▲ 一 琉緞子 ▲ 一 もたま ▲ 一 塩焔

一 琉球焼酎 一 蘇鉄 ▲ 一 鉄地かね

▲ 一 つけの木 一 から桐の木 ▲ 一 琉表蕪

▲ 一 芭蕉 ▲ 一 芋芭蕉 ▲ 一 ぼらの貝

▲ 一 やこ貝のから ▲ 一 焼物壺 ▲ 一 樽底樽

一米・雜穀 ▲一いたら貝のから一黄楊

右之通候得者、依訳者他国出御免被成御勝手方  
証文を以通手形申渡候、

右朱三角星拾七品者、御勝手方証文ニ而他国出差  
免来候得共、先一往不及証文被差通筋ニ宝曆四戊

九月被仰渡候事、

一鯨糞者於長崎阿蘭陀人并唐人方江被売渡申候、乍然

高直ニ申請者於有之、重而無紛様他国商売申渡管候、

依之見付候者より皆共上納仕置、達 貴聞御払物被

仰付、其代銀之内三ヶ壱見付候者江被下之御法ニ候

故、脇商売會而不罷成通法之物ニ候事、

○御勝手方証文を以他国出品々之事

(◎は至て朱書)

一米 一琉米 一大麦

一大豆 一小豆 一小麦

一春麦 一粟 一胡麻

◎菜種子 ◎荏子 一春粟

一蕎麦 一塩 ◎はんすいも

◎かうりの実 一菜種子油 ◎胡麻油

◎魚の油 一真わた ◎もたま

◎たはこ 一水砂糖 ◎黒砂糖

◎白砂糖 ◎芭蕉苧 ◎まくり

◎うきん 一硫磺 ◎一髭人參

◎柴胡 一馬之尾 ◎我朮

◎しやうか ◎金銀花 ◎白姜蚕

◎鍋地金 ◎鉄釘 一鯨糞

一錫 ◎麻黄 ◎猪苓

◎銅 ◎蒼朮 ◎芍薬

◎茯苓 ◎付子 ◎和蜜

◎升麻 ◎雄黄 ◎白芷

◎連翹 ◎白豆蔻 ◎黄苓

◎耳草 ◎貝母 ◎枳実

◎大丸 ◎牛膝 ◎白朮

◎山帰来 ◎大黄 ◎ミやうはん

◎さんさし ◎山茱萸 ◎地黄

◎白鮮皮 ◎全蠍 ◎白芍薬

◎青皮 ◎砂参 ◎遠志

◎坊風 ◎枳殼 ◎木香

- ④ 藿香
- ④ 肉桂
- ④ 牛皮
- ④ もう類
- ④ へにから糸
- ④ 上紙
- ④ 上小紙
- 一 唐木綿
- 一 おらんだ島
- 一 五尺樽樽
- 一 酒樽
- 一 油かす
- 一 下本簀紙
- 一 葺板
- ④ 石燈籠
- 一 棕呂皮
- 一 鉄
- 一 鉛
- 一 狎犬
- ④ 羌活
- 一 黒つく
- 一 毛せん
- ④ 八重山上布
- ④ 下布
- ④ 中本簀紙
- ④ 小紙
- 一 巻物
- 一 おく島
- 一 四尺樽樽
- ④ ほらの貝
- ④ こぬか
- 一 豚
- 一 つく縄并つく
- 一 麻苧
- 一 唐紙
- 一 琉球草木品々
- 一 ひろうと
- 一 御国火縄
- ④ からかね
- ④ 馬皮
- 一 赤つく
- ④ 宮古上布
- ④ 芭蕉布
- ④ 下小本簀紙
- ④ 長ケ長紙
- 一 白糸
- 一 黒竜爪
- 一 平木
- ④ やこかいのから
- ④ いたら貝のから
- 一 緞子
- ④ 砥石
- 一 掛物
- 一 人參
- 一 茶の湯道具
- 一 紙帳
- ④ 琉緞子

- ④ 錫瓶
- 一 飛紗綾
- 一 赤髭
- ④ 小松原(杉カ)
- 一 一からいも
- ④ 樽底樽
- 一 棕呂竹
- ④ 琉球黄楊
- 一 唐孟宗竹
- 唐孟宗竹切手無之候ハ、境目番所又者津口番所  
差通間敷候旨被仰渡置候、唐苧他国出差留置、依  
年地方二而不得払程出来候節者時々吟味次第差免  
筋定置候得共、先一往不及其沙汰差免候間、勝手  
次第可売払候、依年米穀致不熟、其所飯料可致不  
足と相見得候節者諸所役々気を付差留置、其段申  
出候ハ、其年迄を差留、重而作職出来宜節ハ又々  
可差免旨、宝曆四年戌九月被相定候事、  
右朱輪違星八拾四品者、不及証文他国江差通候様、  
宝曆四戌九月被仰渡候事、
- 他国出御利潤有之品々之事
- 一 米
- 一 粟
- 一 蕎麦
- 一 小麦
- 一 唐芋
- 一 生蠟
- 一 多葉粉
- 一 菜種子
- 一 胡麻

- 一 尺筵
- 一 野紫
- 一 莪朮
- 一 馬皮
- 一 櫛木
- 一 下小紙
- 一 塩
- 一 綿実
- 一 紙くつ
- 一 魚油
- 一 大魚
- 一 塩鯨
- 一 塩鰯
- 一 雑皮
- 一 樵木
- 一 炭
- 一 腹白
- 一 鏝節
- 一 柴胡
- 一 楊梅皮
- 一 苗代川焼物
- 一 ふのり
- 一 硫磺
- 一 里芋
- 一 大根
- 一 挽下駄
- 一 干賀
- 一 小魚
- 一 鱈
- 一 楠・楠・松材木
- 一 榑皮
- 一 松大束
- 一 山餅
- 一 釘
- 一 鬱金
- 一 柴油
- 一 牛皮
- 一 下駄
- 一 砂糖
- 一 はん茶
- 一 七島蘭莖
- 一 胡麻油
- 一 鯖芭
- 一 塩鯨
- 一 干鮮本ノマ、
- 一 雑材木
- 一 木の子
- 一 明礬

文銀貳百拾四貫九百四拾六匁三厘六毛

内、文銀九拾三貫百五拾六匁九分貳厘壹毛

山奉行所  
文銀百貳拾壹貫貳百九拾貳匁八分里(マ)

御船手

文銀四百九拾六匁貳分七厘五毛

町奉行所

右品々、御船手・山奉行所・町奉行所二而、去ル  
西年手形銀并運上銀相掛、他国江差通候壹ヶ年分  
太底右銀高二而候、

○桜島并諸所垂蠟方御利潤銀員數之事

一生蠟五拾五万五千貳拾六斤半

御物方  
桜島諸所

内、五拾貳万三千貳百三拾三斤

大坂仕上せ方

服部武八  
申請扱

貳万斤  
壹万千八百九拾三斤半

御春屋御用

代文銀千六拾八貫三拾七匁九分六毛

内、六百四拾六貫四百九拾七匁九分七厘貳毛

御利潤

四百貳拾壹貫五百三拾九匁九分三厘四毛

諸人目

合生蠟五拾五万五千貳拾六斤半

合文銀六百四拾六貫四百九拾七匁九分七厘貳毛

御利潤銀

右者、安永六年酉八月より同七年戌閏七月迄御

利潤銀如斯候、

諸所御用

同八百九拾斤

諸人申請

代文銀壹貫八百九匁

右代銀之内、

文銀百貳拾五貫四百四拾貳匁七分四厘八毛

御利潤銀

外、百五拾壹貫貳百九拾九匁貳分五厘貳毛

諸人用

○樟腦方御利潤銀之事

一樟腦拾三万七千貳百五拾壹斤半

代文銀<sup>(マ)</sup>貳百七拾六貫七百四拾貳匁

内、樟腦三万三千七百五拾壹斤

斯候、

右、安永六酉八月より同七戌閏七月迄御利潤銀如<sup>(朱書)</sup>「以上、要用集抄録と之内」

大坂仕上せ払

代文銀六拾七貫五百貳匁

同拾万貳千貳百三拾斤半

長崎払

代文銀貳百四貫四百六拾壹匁

同三百八拾斤

○御立馬等之基

一御立馬拾五疋

右御立馬之儀、以前者五拾疋為被召立置由候得共、当分拾五疋被召立置候、左候而、御立馬之由来者不相知候得共、是迄依馬柄二追々御召馬等江繰上相成

事候付、兼而御鞍下御用見合のため被召立筋二而も  
可有之哉、細事御帳留不相知候、

一 御小荷駄六拾四正

右、以前より百疋ツ、召立置候得共、当分右疋数近  
在江都而御預ケ相成居候、尤、急事御手当方江被召  
立置候筋是迄申伝来候得共、基御帳留等見当り不申  
候、

一 鞍百口分

内、六拾口 皆具揃

四拾口 損物

右、御軍役方為御用前々より被召分置、兼而御馬遠  
乘其外吉野御馬追等之節、右之鞍道具相用申事御座  
候、尤、損物類者追々取繕有之賦御座候、

一 鎌四拾五匁 一 斧拾五挺

一 なた式拾挺 一 三ツ椀百人前

一 丸分百人前

右、御軍役用共二而者有之間敷哉、御厩御蔵内江

御格護相成居候、

嘉永寅

六月 御厩より申出之写

嘉永  
○寅年白塩燗出来高

一 壹万千七百四拾四斤 図師代助

一 壹万千六百九拾弍斤 高橋七郎

一 壹万千三百六拾五斤 福留源次郎

○味噌拾石

一 中臘三千三百三拾三挺

一 中小蠟六百六拾七挺

右者、御軍役方御用船御手当二付、兼而久見崎江  
被備置候、御春屋より御続相成賦、味噌者年々御  
続相成、彼地二而御船奉行見計、古味噌者諸人申  
請被仰付候、蠟之儀御春屋江積廻シ相成、時々入  
替有之、

○当番頭被仰付候当日月番より一覽いたさせられ

候書付之写

大目付衆江御届相成居候ケ条

此節大目付衆より御達之趣有之、山吹之間是迄之旧

弊相改候付、左之通、

(行間書)

「本文ケ条外ニ、科泊不相成候而難相濟儀共有之候付其通いたし度候間、何様御座候哉之旨、申六月五日數馬殿江小松帶刀より相伺候処、随分其通取計可然段承知いたし候付、此旨記置也、」

一当番頭之儀、御番所致支配候ニ付而者大切成御文書等御格護有之事候条別而入念、御番人中之差引時々氣を付嚴密可致沙汰候、就而者従先々被仰出置候御条目之趣堅固ニ相守、同席中之交律儀相嗜、就中新役之人江者御座之規格丁寧ニ致教諭、勿論新古之無差別心付候儀者互ニ申談可相勤事、

一次渡後れ・次渡違并諸問合後れ・問合違ひ有之候而茂、問違ニ不及候者科泊ニ不及候、

一札繰月番請持并札繰違ひ、講堂其外席詰ニ丸賦落繰替札かけ違ひ之事、

但、現事問違ニ不及候者不及科泊候、

一当番八ツ廻し之人是迄之鬪取、尤、八ツ打候ハ、可相頼段、前日月番江申置事候得共、以来者右様頼置候而茂月番之御家老御下り後罷出候人者鬪取可相成

事、

一月番江無届ニ而御暇并湯治・私領其外御暇ニ而差越候節者無届之事、

一夕番并泊番之節、召列候家来共供部屋江火入相下候儀有之候者科泊之事、

一泊之節、朝出兩人江相頼候儀ニ付及問違候節者、断として泊迄兩人共相勤可呉事、

但、朝出失念之方者本行同様泊迄相勤可呉事、

一御役被仰付候節、是迄御座江弁当差出来候処、此比ニ至り参会等敷宅江相招候人茂有之由候ニ付、以来屹と取止弁当差出候儀も不相成候、且又湯治掃等ニ付弁当差出候儀是以不相成候、尤、平日迎茂同役中打寄、徒酒会相企問敷事、

一刀差替之人、是迄為断弁当差出、亦者宅江相招酒会相催候儀為有之由候得共不及其儀、急度見廻ニ而可述無礼事、

右者、此節酒会沙汰右之通申談置候旨、大目付衆江申出置候間、乍此上不守之族有之、度々申論候而も取守無之方者、同役中之事二者候得共いつれ

無致方事候間、時々形行を以大目付衆江御届可申  
出事、

安政七年申閏三月五日 当番頭

○ 大目付衆  
口達之覚

寄合以上之儀者、重キ家柄之事候而往々重職を茂可  
被仰付身柄二候得者、第一平日之行状謹慎可有之儀  
者勿論之事二候、将又文武之修行方二付而者專律儀  
相嗜、御役場之風儀正敷、諸士之規範二茂相成候様  
無之候而不叶儀二候、此節衣服沙汰御制度且又無益  
之酒会今以取企候族茂有之哉二付、以来右式之儀一  
切有之間敷段分而被仰渡候付、於向々御趣意汲受屹  
と取守、是迄之旧弊致一変、質素之風永久被行候儀  
肝要二候、尤、於酒席勝負事いたす間敷と之趣茂  
追々被 仰渡置、一統承知之通候処、間二者取違之  
向茂有之哉二相聞得如何之至二候、畢竟勝負事取企  
候得者酒量之分限を取忘果者及泥酔、自然行状取乱  
候茂可有之儀故、堅御禁止為被仰付事候条、屹と勘  
弁有之度、左候而、新役之人江者古役之面々より御

役場之規格嚴密被致教諭、何篇深く心を被用互二厲

合被相勤度、此段相達候事、

〔朱書〕  
「右、要用集抄録并諸御達書類

名越泰藏子写本ヲ以写之、

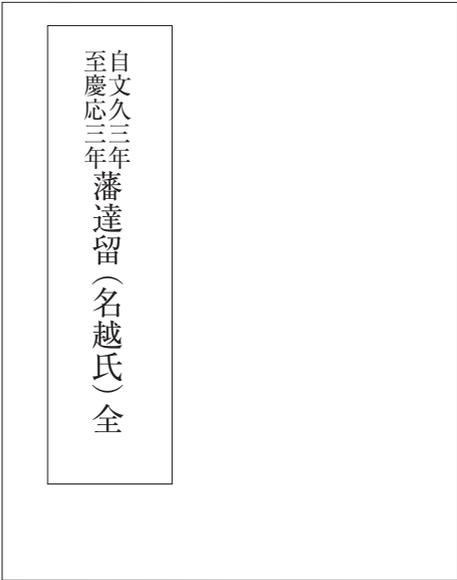
明治廿六年」



自文久三年  
至慶応三年  
藩達留  
(名越氏)  
全



(表紙)



自文久三年至慶應三年 藩達留 (名越氏)

- 一文久三年 自正月 至十月
- 一元治元年 自十二月 至十二月
- 一慶應元年 自三月 至九月

一同二年 自十一月 至十二月

一同三年 自正月 至七月

以上、

口上覚

拙者事、此節

御名代勤并火消之儀被成御免候段致承知難有奉存候、然処御記録所并御文書藏火消之儀ハ先祖代々被仰付来候付、是迄之通被仰付置被下度奉願候、此旨御申頼存候、以上、

十二月

島津図書

願之通被仰付候、

文久三亥正月

(川上久運) 但馬

一大番頭

右ハ、是迄御役座被召建置候得共、与頭方懸隔候而ハ、御用筋不連続之儀モ有之哉二被聞召候付、向後与頭方打込候而御用取扱イタシ候様

被仰付候、

但、書役之儀モ同様ニ而、以後大番頭方与方書役

可相唱候、

右之通被仰付候条、大番頭・御小姓与番頭工申渡、

向々へモ可申渡候、

亥正月

式部

一御勝手方調掛

右、御趣法方調掛之儀、以来右之通名目被相替候旨

被

仰付候条此旨申渡、向々エモ可致通達候、

亥二月

帶刀

(名越時敏史料一 三三三頁文書「今日仰出之写」に同じ、

本文略)

(名越時敏史料二 一七頁文書「御勝手方掛御用人」

に同じ、本文略)

(名越時敏史料一 三四三頁文書「御通達之写」に同じ、

本文略)

本文略)

(名越時敏史料二 一八頁文書「御趣法掛」に同じ、

(名越時敏史料一 三五四頁文書「物頭」に同じ、本文

略)

一馬上短筒 式拾三挺

一右同長筒 拾式挺

右ハ、劍銃方工御格護相成居候処、此節御兵具藏本

立之上、御小姓与番頭預被仰付候条申渡、可承向工

モ可申渡候、

亥二月

帶刀

じ、本文略)

(名越時敏史料一 三五四頁文書「御兵具奉行席」に同

一御弓奉行 御鎗奉行 御鉄炮奉行

右、御備組惣鉄炮卜被

仰出候而ハ有名無実之御役場ニ候間、以来御引取被

仰付候段被 仰出候条此旨申渡、向々エモ可致通達

候、

亥二月

但馬

(名越時敏史料一 三五七頁文書「勸農之儀者」に同

じ、本文略)

(名越時敏史料一 三六四頁文書「大目付江」に同じ、

本文略)

(名越時敏史料一 四一二頁文書「先月廿六日」に同

じ、本文略)

覚

松平春嶽儀、御政事総裁職御免相願、未

御許容毛無之候処、勝手ニ当地発足致出立後其段相

届、且引戻之儀相達候処、残居候家来相支其儘帰国

之段如何之事ニ候、

叡慮ヲ以総裁職被 仰付、既ニ御免願モ達

叡聞 御聞届無之内前段之始末、对

朝庭別而不束ニ付急度モ可被仰付処、是迄出精相勤

候ニ付出格之御宥免ヲ以総裁職御免逼塞被 仰付、

右之通、於京都被 仰出候間、向々エ可相達、

亥四月朔日

(名越時敏史料一 四一五頁文書「米良亀之介様」に同じ、

本文略)

一万石以上之面々、向後朝覲之儀被

仰出候、尤、屢出京候而ハ疲弊可及候間、家督之節

上京

天氣相伺、夫ヨリ十ヶ年目一度ツ、朝覲候様可被心

得候、且又江戸参覲割合之儀ハ是迄之通可被相心得

候、

但、十万石以上之面々ハ為御守衛交代上京之事ニ

付、別段為朝覲上京候ニハ不及候、

右之趣、万石以上之面々工不洩様可被相触候事、

一

小松帯刀

川上式部

一 覚

右者、此節一往国分

去ル廿三日夜、姉小路少将退出之砌、於朔平門辺乱

御住居被 仰出候付、掛被

妨人有之、及刃傷逃去候段不容易儀付、早々探索可

仰付候、此旨表方工致通達、奥掛・御勝手方エモ可

致旨夫々嚴重申達候間、此段相心得、家来末々迄嚴

相達候、

敷申付、聊二而毛手掛有之候ハ、早々申出候様可被

亥七月

大藏

致候、右之趣万石以上以下共不洩様可被相触候、

亥五月

右之通、去ル廿三日於京都相達候間、此段向々工可

(名越時敏史料一 四一七頁文書「国分」に同じ、本文略)

被達候事、

(名越時敏史料一 四一七頁文書「国府江可応」に同じ、

一 此節御家老・若年寄・大目付其外再三奉願趣有之、

本文略)

無御抛一往国分

御住居被 仰出候条神速埒明候様宜取計旨被

(名越時敏史料一 四二二頁文書「諸御役座」に同じ、

仰出、此旨早々向々江致通達、御手当相掛候儀ハ於

本文略)

向々早速取しらへ申出候様可申渡候、

七月

帯刀

一新上橋口工上書籍被差出置候段ハ先達而申渡通二候、  
右付而ハ、

太守様御直ニ御切封被遊被差出置事候条、通行之者

共ハ決而不敬之儀無之様、末々之者共エハ奉行頭人

より屹と可申聞候、此旨向々エ不洩様早々可申渡候、

亥七月

但馬

一今般英国船渡来掃攘之趣被達

天聽候処、

叡感不斜趣不容易被為蒙

御褒勅候付、今日

勅書拜見済之上、御一門方・島津凶書殿・諸大身分

其外月次御札罷出候面々、於席々謁御家老御祝儀可

被申上候、

以下略、

右之通、

太守様、

三郎様工御祝儀被申上候様、向々工可致通達候、

亥八月九日

大藏

(本文略)

此節

三郎様御上京付而ハ内外多端之

御配慮被為 在候折柄再応被為蒙

勅命、無御抛 御發途被遊候処、御供之面々万端心

掛厚每事行届、御都合能 御着京相成、追々被

仰出候御趣意致貫徹、旁御満足

思召候、然ハ京師之儀、当時稍平穩之姿ニハ候得共、

諸藩多人数之出京、殊暴徒モ諸所ニ潜居致居候聞得

モ候間、何時變事到来モ難計候付、御屋敷中ハ勿論、

外出等之節ハ万事心ヲ配、律儀相嗜、疎漏之振舞無

之様厚可相心掛、大事之時節、兎角

御国家全力ヲ以

御尽力無之候而ハ

皇国之挽回ニモ不到事付、猶此上各誠実ニ心ヲ用、

存慮之趣モ有之候ハ、不差置可申出、右之趣末々之

者エハ支配頭・主人ヨリ篤可申渡旨被

仰出候段申来候条、此旨向々エ不洩様可致通達候、

(名越時敏史料一 四二四頁文書「先度新上橋」に同じ、

亥十月

大藏

但馬

大目付工

一 大目付工

為御守衛諸藩応石高、強幹忠勇選士貢獻之儀 御沙

汰二付、先比以來追々貢獻、深

御満足

思召候、然処当節富国強兵・武備充滿專要之折柄各

藩選士貢獻候而ハ自然費用相嵩、疲弊之一端ニモ相

成候而ハ

御不本意ニ

思召候間、御残念ニハ

思召候得共、各被差返候旨被

仰出候事、

但、人数屋敷ニ差置、非常御警衛可有之、尤、御

守衛名目ニハ無之事、

右之通、於京都被

仰出候間、拾万石以上之面々工可相達候、

九月

万石以下屋敷内長屋其外貸置候者并由緒不知浪人又ハ耽と致シ候諸人モ無之中間・小者等一切差置申間敷候、右二付而ハ何レモ組支配之者工急度申渡銘々厚世話致シ、此節ヨリ嚴敷相改候様可被致候、若胡乱之者差置候段外ヨリ相頭候ニオキテハ急度可被及御沙汰候条可被得其意候、

右之通、去ル西年相達候処、今以内弟子等之名目ニ而、由緒不知浪人モノ等同居為致候族モ有之哉相聞、以之外二付

御目見以上以下共頭支配より夫々申渡、長屋ニ差置候モノハ勿論、地借之モノ迄モ壱人別ニ相改、身元不慥成体モノ一切差置申間敷候、若由緒有之候歟又ハ身元等耽と相分り居、地面内工差置又者同居等為致候ハ、生国并名前・歳付等相糺、有無共頭支配より早々大目付・御目付工相達、自今以後毎年四月書出可申候、尤、此度御番方工御府内昼夜廻り被仰付候間、胡乱成モノ見掛次第召捕又ハ討捨、時宜ニ寄疑敷場所於有之ハ踏込、遂穿

鑿候筈二候間、頭支配二而精々世話致シ取締行届

候様可致候、若隱置候者於有之ハ、急度御沙汰可

被及候、

右之趣、万石以下之面々工相達候間、万石以上

之面々家来末々ニ至迄身分紛敷モノ同居等不差

置様嚴敷申渡、且家来共内用向有之国元ヨリ出

府、市中ニ逗留イタシ居モノモ有之不取締ニ付、

自今可成丈屋敷内ニ差置候様可被致候、

右之通、万石以上之面々工可被相達候、

九月

子二月

大蔵

北之方岡崎村之内

地面五万五千六百拾七坪三合

右ハ、京都二本松御屋敷御手狭付、此節村方百姓相

対ニ而右地面御借入、同所居住松波春千代名前ヲ以

年貢米代銀被差出、御屋敷御取建相成候段申来候、

此旨可承向工可申渡候、

子四月

丹波

一少将様御事、去ル十一日御暇

御参 内被為

在候様伝

奏野宮中納言様ヨリ被仰達候付、

御装束ニ而 御参内、鶴之間工御扣被遊候処、伝奏

衆より 御対面可被為

在旨被遊 御承知、甘露寺頭弁様御披露ニ而被為拜

竜顔

天盃御頂戴御退座被遊候上、伝 奏衆御列座、野宮

一去夏英夷御掃攘之儀、

叡感被為

在

太守様御馬

天賜之

勅書 御頂戴之筈候、依之御手当等之儀諸事御家督

初而御下国御肴御拝領之振合より一体手重取調候様

被仰付候、此旨向々工可被申渡候、

様より此度御暇付、御扇子三本・御白晒五端

御拝領被仰付候旨

御演達、引統於御同席右御同人様より一昨年以来格

別周旋

公武御一和之基キヲ開、其功労拔群且昨秋以来長々

滞京参予等苦勞被

思食、依之從四位上左近衛權中将推任叙被為蒙

宣下候段御到来候、依之御一門方・島津又六郎一列

并諸大身分其外月次御札罷出候面々、明廿四日四ツ

時登

城、於席々謁御家老御祝儀可被申上候、

以下略、

一金弍千四百兩

右ハ、貞君様御万年中御統金千五百兩被究置候得

共被相重、以来右之通被進筈候条、此旨可承向工可

申渡候、

子五月

撰津

一議政所

右ハ、別段

思召御書院三之間工被召建候、

御趣意ハ、全体

中将様一昨年来尊

王之御至誠不被為 止、及三度

御上京十分之 御尽力被為

在、殊今般

御上京ニ就而者、從來之

御趣意ヲ以被為碎

御肝腦候得共、不可行之時機被遊

御洞察被為及

御帰国候次第第二候処、内外之勢日二月ニ危殆之姿ニ  
成立、如何様事變モ難凶、万一

朝廷御危急之節ハ断然

御奉護之

思召ニ候、然処不可闕之儀ニハ候得共、昨年来非常

之御入費ニ被為及、国力堅固士氣強盛ト云場ニ至兼、

実ニ

御配慮不一方御事二候、依之今般右掛被仰付候人数

子六月

龍衛

右

御趣意二基、厚遂評議其本末順席ヲ弁別シ時昨勢相当

一議政所

之処置ヲ(以テ脱カ)国体相立、永久之御治定相居候儀肝要二候、

右別段之以

追々御変革向モ被仰渡候得共、当座枝葉之論ニ而ハ

思召、御書院三之間工被 召建候付、掛之人数三・

難被行基候間、本立道生之大体能々致熟考、各尽力

六・九之日致出席候様被仰付候条、此旨掛之面々工

奉安

申渡、可承向へモ可申渡候、

尊慮候様可有之旨被

子六月

龍衛

仰出候、此旨表方工致通達、輿掛・御勝手方へモ可

相達候、

議政所掛

子六月

龍衛

喜人撰津殿

一此節不容易以

川上式部殿

御趣意議政所被召建、御役々掛被仰付候得共、広ク

島津主殿

衆議ヲ被遊 御採用度

町田民部

思召候条、一同存慮有之者ハ不差置可及建言候、無

高橋縫殿

役ハ掛御小姓与番頭、御役人ハ掛又ハ支配頭工相付

右之通被

可申出旨被

仰付候条、此旨向々工可申渡候、

仰出候条、此旨向々工不洩様可致通達候、

子六月

龍衛

一開成所

右、別段之

思召ヲ以被召建候付、当分蒸気船方

右之通、名目モ相替候、左候而、右之通学子局被相

居候、

海軍砲術 海軍操練 海軍兵法

陸軍砲術 陸軍操練 陸軍兵法

築城

右一科

天文 地理 数 測量 航海

右一科

器械 (造力)  
遠船

右一科

物理 分析

右一科

医学

右一科

右之通被召立候、全体当時世ニオヒテハ海陸軍事測

量器械等之学開明イタシ、武備十分相調、攻守之權

我二帰候様御盛業被為在

御趣意二候、依之、石川格太郎・八木称平工教授方

被仰付候間、人柄吟味之上其材ニ応シ御扶持米被成

下、入学可被仰付候、

子六月

龍衛

一教授 拾人扶持金三拾兩

一助教 拾石金拾五兩

一訓導師 八石金拾兩

一句読師 六石金八兩

右句読師之内、居付之者エハ昼飯并宿飯料年中四

石被成下候、

一第一等稽古扶持四石八斗

一第二等同四石、昼飯料石八斗

一第三等同三石六斗

右三等共止宿修行之者油・薪被成下候、

右之通、開成所掛・師員・諸生被下方被相定候条申

渡、向々エモ可申渡候、

子七月

撰津

一 今般京師變動朝敵追討之一舉二就而ハ、既二

皇国之乱階を躡し追々御大事二相及候儀ハ案中、加

之外患モ不日ニ差廻候模様ニ而、自然

天朝御危難之御場合ニ至候得共、兼而

中將様 御内命被遊 御承知候得者、

御出馬之 御内慮候処、無御扱被

御願進趣有之、(忠義) 太守様 御出馬被遊筈候条、諸御

手当向行届候様可申渡旨

御沙汰被為 在候、此旨表方江致通達、奥掛・御勝

手方工相達、諸郷・私領へモ早々可申渡候、

元治元子八月四日

(島津久昌) 丹波

(喜久高) 撰津

(川上久齡) 龍衛

(川上久運) 但馬

一 今般於京都長藩征伐之儀ニ付、一同出勢抽丹誠之段

叡感不斜趣被為蒙

御褒勅候付、今日

勅書拜見濟之上、御一門方・諸大身分其外月次御札

罷出候面々、於席々謁御家老御祝儀可申上候、

以下略ス、

一 (齊彬) 順聖院様御儀、出格之以

叡慮御官位御追贈且

照国大明神と

御神号被蒙 勅許、旁深

思召之訳被為 在候付、御城西工今般

御社御建立相成候、就而ハ

御廟祭之義ハ是迄之通

御院号奉称候義勿論之事情得共、

御社祭ニ就而ハ 御神号奉称候様可申渡旨被 仰出

候、此旨表方工致通達、奥掛・御勝手方へモ可相達

候、

八月

丹波

一 大目付工

松平大膳太夫家来福原越後始、多人数兵器ヲ携押而

上京 御所工乱入、其上炮発及乱妨候次第、不忠

天朝所業不届至極ニ付、在京之面々等工誅伐之儀被

仰出候、依而ハ殘党之者何レ工潜伏可罷在モ難計候

間、銘々領内等篤と遂探索、怪敷体之者モ有之候

ハ、急度誅伐可被致候、

右之趣、万石以上以下之面々工可被達候、

七月

一御感状 壹通

一御太刀 壹振

一御鞍置馬 壹疋

島津凶書殿

右ハ、当七月十九日長賊犯

禁闕不容易御大事之刻、諸軍ヲ惣宰致シ被奉救 御

危難候段、

御感悦思召候、依之為軍賞

右之通拝領被仰付候、

一御感状 壹通

一御拵刀 一腰

一御馬 壹疋

小松帶刀殿

右、同文言故略、

一地頭職之儀ハ不容易重任ニ而、往古ハ居地頭ニ而出

軍之節ハ郷人数召列及出張、第一御軍制之旧格候処、

世々久ニ至リ品々虚飾之事共被相行、其法無何ト相

廢レ、只今ニ而ハ御格式之様ニ而被仰付来、當時体

難被差置大弊ニ間、是非

御先代様居地頭之旧格ニ被復度

御趣意候得共、御領内余多之郷々現実其通難被行訳

モ有之、出軍之節ハ諸御役場より御人撰ヲ以物主被

仰付事候間、先当分通被召置、境目要樞之場所ノ

丈ケ居地頭被召居候、就而当分諸郷之儀追々出軍被

仰付候得ハ、平日疲勞之煩無之、武備專要之事候付、

是迄狩夫銀ト申唱、御物并地頭工納来候得共、以来

被差免候付年々所々相屯置、居地頭又ハ地頭工届之

上、郡奉行・郷士年寄・組頭預ニ而軍用ニ相備候様

取計可致候、且又年頭・八朔御祝儀事、地頭吉凶等

之節、仕来之納物有之哉ニ相聞得、是又一切被差免、

年頭・八朔兩度ニ所産物輕品之内一品、居地頭又ハ

地頭工相納候様被仰付候旨被

仰出候条、此旨表方工致通達、奥掛・御勝手方工相

達、諸郷へモ不洩様早々可申渡候、

子九月

撰津

帶刀

龍衛

但馬

式部

一

御家老

若年寄

大目付

右御三役之儀、是迄地頭職被仰付来候得共、出軍之

節物物主等被仰付候御役柄之事候得ハ名実不相叶、

往古御軍制ニモ相戻候間、以来地頭職被差免候、一

所持之儀ハ私領之支配モ有之候得共、猶更不相当之

事候間、御三役ニ不限同断御免被仰付候、

九月

一 大番頭

御小姓与番頭

当番頭

右、銘々地頭職御免被仰付候、御書付略ス、

一 山奉行・郡奉行合并被仰出、御書付略ス、

子九月(異筆)「元治元」

一 無役之一所持并同格、平日登

城等之節、家来壺人草履取可召列候、手鑓為持候儀

ハ勝手次第、

一 無役之寄合・寄合並同断之節、家来一人草履取迄召

列、手鑓不及為持候、

一 御一門方ヲ初、御家老・若年寄等其外大番頭以下諸

御役人迄一同、年頭・八朔并家格等二付、屹と立候

節ハ是迄之通、尤、相減候儀ハ不苦候、

以下略ス、

子十二月

丹波

右衛門

龍衛

但馬

式部

子十二月十八日

右衛門

眼鏡

一進達掛

右八、

思召之訊有之、以來被相廢候条、此旨向々工可致通達候、

元治元子十二月八日

(桂久武)

右衛門

一組方吟味役

一御役料米四拾八俵

一六人賄料

一御役順御側目付頭

一御近習通

一御軍賦役兼務

右之通、御役場被召建、役席之儀ハ大番頭・御小

姓与番頭、詰所二之間工致日勤候様被仰付候条、

此旨向々工可致通達候、

右八、是迄依願免許之上用來候得共、眼病二而無拋相用度者ハ、以來不及願相用候様被仰付候条、此旨向々工可申渡候、

丑三月

右衛門

一礼讓之儀付而ハ先年来追々被仰渡趣モ有之、聊取違ハ無之筈候得共、比日郷士・与力又ハ足輕共之内尊卑之弁薄、龜礼二而罷通候者モ有之、且町人其外下人類・寺門前者之内長脇差ヲ帶、其上日傘相用、剩齒付下駄ヲ履、又ハ夜分二相成候得ハ路頭モ不憚歌ヲ謡、高雜言等イタシ身分不成合之為体二而致徘徊者モ有之由相聞得不届之至候、且又雪駄等ニ至迄草緒相用候儀不相成段モ度々申渡置候得共、程過候得ハ緩せ相成別而如何之至候、尤、式礼等之儀ニ付而ハ近比モ分而細々被仰渡、御側役已上引逢候節ハ不敬之儀無之、御小人・足輕・御口之者以下者共木履

拔慙慙致式礼、御役人ハ勿論、諸士工行逢候節モ屹

と籠礼無之様被仰渡候得共、何分取用薄所より右体

不敬之者モ有之、甚不都合之至候、右ニ付テハ為取

締横目廻勤申付置候付、右体御法度之品相用候者見

当名前承届品物取揚申付、不敬之者ハ屹と御咎目可

申付候付、支配頭并主人より稠敷可申聞旨、向々工

不洩様可申渡候、

丑五月三日

大目付

一 御軍賦役見習

御役料米式拾五俵

一 御記録方見習頭

御役料四人賄

右之通、御役場被召建候条、向々工可致通達候、

丑五月七日

右衛門

諸郷郷士之事

何方衆中

郷士年寄之事

暖

右ハ、往古ヨリ郷士之事外城衆中、郷士年寄ニハ暖

又ハ暖役之役名等唱来候処、安永・天明之度ニ追々

当分之通被召替置候得共、此節被為復旧名右之通役

名等被相改候、就而者方今不容易世態ニ而、諸郷一

統士氣奮起風俗致一新候様と之趣ハ追々

御沙汰被為 在候通ニ而、殊ニ此節より諸郷番兵ヲ

モ被召寄候ニ付而ハ、爾来文武勉勵士道研究拔群之

人物者夫々御登庸、応其才器相当之御役ヲモ可被仰

付旨被 仰出候条、此旨表方工致通達、奥掛・御勝

手方へモ相達、所中工可被申渡旨、居地頭之面々工

早々申渡、私領工モ可申渡候、

慶応元丑五月朔日

小松清庵  
帶刀

一 郷士

一格式諸郷衆中之次

但、支配之儀、一代御小姓与等工被召出候奥医師

等之家内并御広敷医師ハ御側御用人、表医師ハ大

目付、市中居住之者ハ町奉行、諸郷浦居住之者ハ

御船奉行、其外諸向勤方有之者ハ其奉行頭人、勤方無之者并諸郷居住之者ハ御用人支配、

右ハ、諸郷郷士之儀、此節衆中と名目被相改候旨被仰出候段ハ別紙申渡通二而、全体人家来等ヨリ代々

又ハ一代諸郷之郷士エ召出、現ニ其郷之士役不相勤者共ハ、以来右之通名目被相替、格式并支配之儀右

之通被仰付候、乍然右体之者共文武之功ヲ以被召出候者ハ別段之事候付、外郷士同様爾来何方衆中

と相唱候様被仰出候条、此旨表方工致通達、奥掛・御勝手方へモ

相達、所中工可被申渡旨、居地頭之面々工申渡、私領へモ可申渡候、

丑五月朔日

帶刀

一岡崎御屋敷

惣坪五万五千六百拾七坪三合

内、三千三百三拾坪四合五勺四才

右ハ、京都岡崎御屋敷惣坪之内家主より願之訳有之、内書之通御返却相成、村方工引渡方相濟候段申来候、

此旨可承向工可被申渡候、

閏五月

式部

一 一代御小姓与

御刀鍛冶

橋口勘之丞

大和守

右、受領被仰付候 勅許有之候付、口宣案等相渡候条、難有可奉承知候、

右可申渡候、

丑閏五月

式部

一砲術館

右ハ、此節御木屋場内本劍銃方工被召建候条、此旨向々工不洩様可致通達候、

閏五月二日

帶刀

一御目付

一宗門掛

右ハ、此節別段之以

式部

思召、宗門改役之御役被相替、御役所ノ儀宗門方と相唱候様被仰付候、

一 宗門掛見習

一 諸士兒童、四書五經素読相濟候上、造士館工罷出候様被究置候得共、此節

一 四人賄料

思召之訳被為

一 御役順御裁許掛見習之次

在、以來四書素読相濟候得ハ造士館工罷出候様被仰

右ハ、此節別段之以

付候条、此旨向々工可致通達候、

思召、右之通御役名被召建候、右之通、急事等之節

丑七月二日

右衛門

一 横目

一 衣服之儀ニ付而ハ、当時態万事費用ヲ省キ、要用之

一 宗門方掛

武器嚴重不備置候而不相叶事候間、為差立礼服ヲ初、

右ハ、宗門方横目之儀、右之通役名被相替、急事等

其式相当相用、女着服之儀モ是迄模様付等用來候得

之節諸差引旁外横目同様被仰付候、

共、以來ハ屹立タル節トテモ不相用候而不苦様差心得、

右之通被仰付候旨被

平日ハ一切相用申間敷候、此旨支配中工可申渡

候、

仰出候条、此旨表方工致通達、奥掛・御勝手方エモ

丑九月

右衛門

閏五月五日

右衛門

帶刀

帶刀

但馬

但馬

式部

一 此節英国船壹艘渡来之賦、右ハ戦争以来彼是奉蒙

御懇命候御礼謝之為致伺公、聊外ニ無異儀事候間、

一統其趣相通シ異人ニ対シ無礼法外之儀共會而有之

間敷候、万一路傍等ニオキテ倉卒非道之儀共有之候

而ハ御国恥ハ勿論、却而御国難ヲ醸シ候場ニ相成、

至而不容易事候条、若年之面々エハ父兄等より手厚

致教諭置候様可被申渡旨、大番頭・御小姓与番頭工

申渡、町奉行其外支配有之面々エハ不洩様可被申渡

候事、

慶応二寅二月

(川上久運  
但馬)

(川上久美  
式部)

一 上巳雛飾之儀ニ付而ハ、草餅之外菓子類一切調間敷、

勿論結構之人形・鞠類不相成段ハ毎年申渡置候処、

間ニハ汲受薄、就中軽キ者共取違、初雛杯と申致贈

物等、左候得ハ為返礼菓子類差遣候儀モ有之哉ニ相

聞候ニ付、右様之取違堅停止申付候、且又台披と名

付賑々敷取企候儀不相成段モ先年来申渡置候付、取

違有之間敷候、右ニ付而ハ見聞ヲモ掛置候付、乍此

上違背之者於有之ハ可及迷惑旨、支配頭并主人等よ  
り可申聞旨、向々エ不洩様可被申渡候、

大目付

右之通、寅二月廿四日、月番御目付高田隼太取次

ニ而被仰渡候也、

一 寄合並以上并小番・新番・御小姓与二男以下別立候

者ハ、本家持高之内五拾石以上、与力之儀ハ五石以

上致付属別立被仰付候旨、弘化之度被仰出置候得共、

此節別段思召之訳被為在、寄合並以上并小番・新

番・御小姓与二男以下別立之儀、本家持高之内拾石

以上、与力之儀ハ是迄之通五石以上致付属別立願出

候者ハ御免被仰付候、左候而、分地無之別立ハ勿論、

往々買地等約束ニ而願出候者ハ、是迄之通一切御免

不被仰付候条、此旨向々エ可致通達候、五石以上分

地願出候者ハ、自ラ本家へモ拾石以上残置可願出候、

三月

式部

一 当時天下之形勢日々変態之趣、近来諸所戦争モ相発

候而已ナラス、既ニ長州表ニオヒテハ、對陣之姿一

度所置ヲ被為失候而戰相始候へハ、天下之動乱と相

成候儀ハ眼前之事ニ候、就而ハ最早御軍政不先立候

而ハ時勢ニ不相応事候間、簡易之古道ニ被為復、年

頭・八朔・五節句并屹立候御慶事之外朔望之御礼ヲ

初、平常之伺御機嫌等、惣而当分御定之平服ニ而不

苦段被 仰出候、第一海軍之御備專務之時機ニ当リ

候へハ、蒸氣船乗付之面々ハ鎧下之籠手・袖・半

天・裁揚等可相用候、且御備組調練之節ハ人々同様

相用、其儘御殿へ罷出候儀モ不苦候付、非常之節常

服ナカラ実地用ニ相叶候様可心掛候、万事全簡易之

制度ニ被振替候付、兼而淳朴之風簡可相厲、左候而、

平日出勤服之儀ハ是迄之通可相心得旨被 仰出候、

四月 右衛門

一 追々服制之儀簡易ニ被 仰出候得共、

御直元服并初而之 御目見且御役又ハ家督・継目・

養子成等之御礼被仰付候儀ハ、是迄之通

御着服通被為 召筈候、右付而ハ

御直元服等理髮候人并奏者番其外御式向相抱候面々  
モ是迄之通服合通被仰付候条、向々工可致通達候、

御筆之写

一 家老中工

當時天下之形勢致一變、軍政急務之場ニ立到候処、

万国大道之明不明ニ国家之盛衰存亡相分候得ハ、イ

ツレ名分ヲ正シ条理ヲ踏へ候モ強国之基ニ候間、各

誠心ヲ開、国是相定候様偏頼存候、右付而ハ、事多

端ニ涉候而ハ其力專一ナラス候故、夫々掛申付候間

苦思焦慮セシメ、事之体用ヲ弁別シ時態ニ応シテ所

置可致候、勿論掛之事件委任不致候而ハ十分之働出

来兼候付、事之成否ヲ以褒貶可致候間屹と差ハマリ、

諸役場振立職掌相厲、国威相立候様勉勵可有之候事、

寅四月

一 内外日々差迫リ海陸之御軍備一涯御手不被召付候而

不相叶御時節ニ候処、御金繰別而差支、治乱全備之

御手当難被為行届候付、御手許ハ勿論、大奥向其外表・御勝手方非常之御取縮被仰付、御金割被相定管候付、於向々先例旧格ニ不抱格外之評議ヲ尽シ御金割早々取シラへ、来ル廿日限御勝手方掛御側御用人工可申出候、此旨可承向工可申渡候、

寅五月

帯刀

一 御軍役方御家老之儀、嘉永元申年別段御座被召建、御軍政之儀ハ專其向ニ而取扱被仰付来候得共、此節諸掛之儀改而被仰出候処、取扱向両端ニ而ハ混雜之儀モ可有之候付、以来御軍役方御家老座之名目被相除、御家老座へ合併ニ而取扱被仰付旨被仰出候条、此旨向々へ可致通達候、

寅五月

帯刀

一 御側御用人

右、御役名被相廢、御用人座工合并被仰付候、左候而、御勝手方掛之儀ハ、当分詰所ニ而御用致取扱候様被仰付候条申渡、向々へモ可<sup>(致脱力)</sup>通達候、

但、御勝手方御用人座書役之儀ハ、御用人座書役御勝手方掛之名目ニ而多分詰所工相勤、御側御用人座書役勤方之儀ハ追而可被仰付候、

寅五月

帯刀

一 開成所掛御船奉行・定式御船奉行合并、海軍掛支配被仰付候、

右之通被仰付旨被仰出候、此旨向々工可致通達候、

寅五月

帯刀

一 町奉行所之儀、御引取ニ而御勝手方掛御用人より兼務被仰付候旨被仰出候条、此旨向々工可致通達候、

寅五月

帯刀

一 定式掛

一 御納戸掛

一 奥掛

一 玉里御屋敷掛

付、草牟田御屋敷兼

一 御格物方取扱掛 一 佐土原掛

一道之鳥掛

一 寺社方掛

一 宗門方掛

右、是迄之御用人人數取扱、

右之通被仰付候条申渡、向々工可致通達候、

寅五月

帶刀

(四〇四頁文書「一御軍役方」に同じ、本文略)

一 御軍役方御家老座之儀、名目被相除、御家老座工合

并被仰付候付而ハ、御軍賦役詰所之儀ハ別段被召建

候条、此旨申渡、向々工モ可申渡候、

寅五月

帶刀

御記録奉行之事

一 御文書奉行

御記録方添役之事

一 御文書方添役

御記録方見習之事

一 御文書方見習

御役所ノ事

一 御文書方

右之通、御役名等旧名被復候旨被 仰出候条申渡、

向々工可致通達候、

寅五月

帶刀

一 御領内諸浦々工旅舟入津等付取締向之儀ハ追々申渡

置候趣モ有之候得共、此節吟味之訳有之、諸浦々工

他国商売舟入津不苦候条、御国産物他国出御免被仰

付来候品々ハ交易差免候、左候而、番所詰見聞役よ

り乗組人数等衆中上乘二不及、津畑出張唐物取締横

目工掛合無異儀差通候様申付候、尤、陸地より御当

地へ差越候旅人取締向等之儀ハ何篇是迄之通申付候、

此旨向々工致通達、諸郷・私領工モ不洩様可申渡候、

寅五月

式部

一 御城内勤之大番頭以下諸役人并御文書奉行・御馬預

等且書役・小役人之儀、御側役又ハ御目付檢使二而

四ツ八ツ星合被仰付候処、当時態一統繁務誠易簡之

所置第一之事候条、一往於其向々内星帳取仕立嚴重致星合列立、月初五日より内御側役御目付工差出候様被仰付候間、諸向無欠星可致精勤候、此旨向々工可致通達候、

寅五月

右衛門

一 英国軍船近々長崎表ヨリ前之浜工来着之賦ニ候、右ハ

御両殿様深 思召之訳被為 在、於彼之方ニ重任之者乗組居、夫々至当之御会釈被為

在筈候、尤、軍艦之儀ハ何ソ之祝事向等ニ付祝砲ヲ打候、万国通例之式礼ニ而於此御方モ右仕向ニ応シ発砲相成筈候付、自然人心動揺騒々敷成立候而者屹と不相濟事候間、一統右之趣明察平易可罷在候、依時機上陸被差免候儀モ可有之候間、万一龜暴之振舞有之、御難題筋釀出候儀共致到来候而ハ別而不容易事態、剩

御命令不被為行届場ニ相当、万国工之御国恥何共奉恐入事候間、決而見物ケ間敷儀ハ勿論、聊不勘弁之

儀有之間敷候、此旨向々工申渡、末々之者共工ハ奉行・頭人・主人より屹と可申渡候、

寅五月

刑部

一 島津元丸居屋敷跡へ海軍所被 召建候旨被

仰出候条、此旨向々工可致通達候、

寅五月

帶刀

一 嘉祥 一 玄猪 一 初雪 一 暑寒

右、御祝儀且御機嫌伺申上来候得共、以来嘉祥・玄猪之御祝儀御引取被仰付候付、右之節ニ御祝儀御機嫌伺申上不及候条可申渡旨被 仰付候、此旨向々工可致通達候、

寅五月

式部

一 京都御留主居 一 江戸御留主居

一 大坂御留主居

右ハ、是迄江戸・京都・大坂御留主居之御役順被仰付置候得共、右之通御役順被召替候条、向々工

可申渡候、

寅六月

右衛門

一 鶴見崎

右、草牟田御屋敷之儀、以来右之通相唱候様被仰

付候条、此旨向々工可申渡候、

六月

伊勢

一 雜紙方之儀、厚

御趣意ヲ以先年来被召建置、御取起涯ハ出紙モ相忝

相忝、時々大坂御仕登相成来候処、当时出紙忝兼、

御国用分丈不相備、畢竟物価騰貴ニ付本楮高直之上

漉賃錢弥増、紙漉共売上直成ニ引合兼候処より雜紙

方工不差出、殊更段々弊害モ有之、百姓共苦情ガリ

候筋ニ相聞得候付、此涯御引取ニ而諸人勝手売買被

仰付、御国用分相備候上、余分他国出等之儀ハ生産

方計被仰付候条、彼方工積出免許相成、荷馬ニ忝シ

相当之上銀可致上納候、左候而、自然拔荷取企候者

ハ荷物取揚、屹と可及沙汰候、右付、趣法立之儀共

生産方掛御役々取シラへ申出候様被仰付候、尤、高

岡表雜紙方之儀ハ銀札引替等之趣法相建居候付、当

分通被召建置候、此旨生産方掛御役々并掛見聞役工

申渡、可承向工モ可申渡候、

慶応二寅六月五日

(桂久武)

右衛門

一 湯治亦ハ何ソ付田舎御暇之儀吟味之訊有之、以来諸

下目・諸座書役ハ支配頭工申出、御家老座出役之儀

ハ是迄之通ニ而、横目・藏方目付・大目付座書役ハ

大目付工申出、御徒目付并兼役之儀者御側役江申出、

夫々免許之上勤場等不差支候様繰合差越候様被仰付

候条、向々工可申渡候、

寅六月七日

右衛門

一 海軍之儀、御先代様深キ

思召ヲ以被召立置、当方今急務之事ニ而屹と振興イ

タシ度、此節海軍之一局相立候ニ付而ハ掛之面々一

同奮起セシメ、規則練兵の実相調候様一涯勉励イタ

シ可至精練旨被仰出候条、此旨掛之面々江申渡、

向々工可申渡候、

寅六月七日

帯刀

一重出米之儀ハ不容易訊柄ニ付屹と不被仰付

御内慮之處、追々世態モ押移切迫之時機、何レ海陸

之御軍備致宏張候儀第一之御急務ニ候處、追年京都

御守衛其外海岸向御手当旁莫太之御入費ニ而、此

期ニ至リ十分之御宛行難被為務候付、無御拙当秋ヨ

リ八ヶ年之間御城下・外城并且諸寺院給地高二相掛

定式外三升重出米被仰付、御役料高<sup>△</sup>被下筈之面々江御

同様重出米被仰付候、御役料高<sup>△</sup>被下筈之面々江御

役料米被成下候向モ三割引被仰付、其外御賄料・御

役料高被下筈之面々工御役料米被成下候向モ三割引

被仰付、其外御賄料・御役料米・御扶持米等三割引

之不及沙汰候、尤、諸士持高式拾石以上三升ツ、

諸寺社高ハ都而三升重ニ而、外城衆中持高并与力持

高之儀ハ五石以上三升重被仰付候、左候而、右出米

高ヲ以海陸軍兵士御扶持米等ニ被振向、充分之御手

当相整候様被仰付候間、曾而外御用之場へハ暫時夕

リトモ取替候儀無之様屹と可遂吟味旨、分而 御沙

汰被為 在候条厚奉汲受、聊等閑之取扱有之間敷候、

右ニ付而ハ非常格外之御取縮被 仰出候儀ハ人々承

知之通ニ而、当時諸色無例之高貴ニ相及難被差闕御

入費而已追屯不被得 止事、別而 御氣之毒ニハ被

思召上候得共、我々共より無摠奉願、乍漸

御許容被成下候、時宜合一同困窮之折柄、重出米被

仰付而ハ夫丈ケ所帯方不繰合可相成ハ案中之事候得

共、万事省略相加、

御先代様ヨリ被

仰出置候通、隠居・家督其外祝事等夫々分限ニ応シ、

聊礼節ニ相叶候丈ニ相調、殊ニ御役替又ハ着出京等

之儀ハ尚更一段手輕イタシ、身近キ親類・朋友ノ情

ヲ尽シ候儀トモ同断ニ而、此末上下弥増困窮ニ相成、

難立行訳ニ成立候ハ案中ニ而、就中京都守衛モ多人

数被差出、追々之交代每家失費モ不少候得ハ、離盃

之設迄ニ而為相濟、万端失費ヲ相省當時勢御軍役之

儀ハ身体ニ応シ不行届ニ而ハ不相叶事候間、右等之

儀ハ猶一涯嚴重ニ可相心得候、

但、重出米上納方等之儀ハ先年之仕向ニ可準候、  
右之通被

仰出候条、此旨向々エ不洩様可致通達候、

寅六月

右衛門

帶(刀脱カ)

伊勢

一御納戸御小人頭并御広敷小頭之儀被廢、右相勤候者

ハ御兵具方肝煎申付候条可申渡候、

寅七月

右衛門

一御納戸并御広敷支配与力等之儀、都而御兵具方支配

被仰付候得共、勤方有之者ハ当分之通相勤候様可申

渡候、

寅七月

右衛門

一御納戸与力并御小人、御広敷与力・足輕之儀、御兵

具方工合并被仰付候付而ハ、御納戸・御広敷支配之

儀被相廢、都而御兵具方支配被仰付候、左候而、御

小人之儀ハ足輕と可相唱候、此旨申渡、可承向ヘモ  
可申渡候、

寅七月

右衛門

一西洋各国之事情追々相開、学問ハ勿論技芸ニ至ルマ  
テ日々新ナル次第候処、只彼之所作而已ヲ留候而ハ  
国家振興之道無覺束、終外国之制度ニ推移候様相成  
候而ハ專

皇国之体ヲ失候事ニ而人氣不相振基ニ候、就而者英  
国杯ニオヒテ我之国体ヲ振立候儀主一之处ヨリ治乱  
之政事モ並進、人民競起候訳ト相考候付、風土人質  
ニ依リ制度ハ自然相変訳ニ候得共、我之国体振立彼  
之所用之良事ハ必取用、時勢ニ応シ、斟酌有之候様  
可申渡旨被 仰出候条、此旨向々エ不洩様可申渡候、

寅七月

右衛門

帶刀

伊勢

但馬

一大門口雜紙方跡

一札会所

右同、本島津讚岐殿下屋敷跡、

一鑄物方

右ハ、此節札会所并西田鑄物方引直、

右之通被召建候条、此旨向々工可申渡候、

慶応二寅八月九日

(桂久武)  
右衛門

一陸軍操練所

右ハ、寺社奉行所并御文書方跡地面工右之通被召建

候旨被

仰出候条、此旨向々工可致通達候、

寅八月十六日

伊勢

一此節陸軍操練所御取建相成、西洋兵体ニ而旋条銃等

手統稽古方被仰付筈候付、諸大身分并諸御役人・小

番・新番・御小姓与・諸座書役・小役人等ニ至迄、陸

軍兵士懇望ノ面々ハ掛御小姓与番頭工相付可申出候、

此旨向々工早々可申渡候、

寅八月十七日

伊勢

一猥二人ヲ殺シ亦ハ強盜等敷所行ハ申迄モ無之天下之

重罪ニ而、固ヨリ自他国之差別有之訳ニハ勿論無之、

何レノ国ニオヒテモ不可免之罪人ニ候得共、是迄

京・江戸等ニ而右様之犯罪候者有之候節、御外聞

且響合旁無拋訳モ有之、内分穩便之計ニ而軽目之向

ニ御取扱被仰付来候処、自然下々ノ者心得違候哉、

近年於他所強盜等敷所行亦ハ無札法外之儀イタシ候

者不少、就而ハ第一

御政令不行届筋ニテ

御外聞 御国恥ニモ相成、我々共ニオヒテモ奉恐入

次第ニ而甚以不届至極之事候付、以来右体犯罪候者

ハ夫々屹と相当之嚴科ニ可被処候、且依事機ハ早速

其場ニ而時宜相当之計被仰付儀モ可有之候、當時天

下之事をも被為遊 御深憂候折柄ニ候得ハ、尚又一

同礼儀廉恥ヲ相守、折角他邦よりモ仁義之風ニ致感

服候様無之候而ハ不相成時節ニ候間、人々分而相慎、

末々之者共屹と取違無之様、支配頭・主人等より分

而嚴敷可申付候、此旨向々工早々可致通達候、

寅九月

右衛門

帶刀

伊勢

但馬

一御領内工旅人入來候儀不苦段ハ別段吟味之訳有之先

達而申渡置候通、就而ハ第一一向宗之儀御禁制之事

二而聊等閑之儀ハ無之筈候得共、一涯取締向嚴重行

届候様無之候而ハ不相濟候二付、旅人入來候節ハ諸

所番所ニオキテ改方之上、真宗之儀ハ御国禁ニ付於

御領国致執行候儀ハ勿論、本尊仏具類売払又ハ讓渡

候儀一切不相成、且諸所旅人間屋并温泉場之外一切

自儘ニ止致間敷旨申聞可差通候、左候而、温泉場又

ハ問屋滞在之節

御城下者町役、諸郷・私領ハ宗門方掛・所役々より

前前之趣申聞、兼而定置候問屋等外一宿連モ屹と不

相成候条、万一心得違止宿為致候敷又ハ宗門取締向

等閑之儀モ候ハ、宿主又ハ掛役等可及迷惑候、尤、

宗門弘方等イタシ疑敷者致見聞候ハ、早々形行可申

出、左候ハ、相当之御褒美可被仰付候、猶取締向委

細之儀者御目付宗門掛より可申渡候間得其意、諸郷

端々迄モ嚴敷取締可致候、此旨宗門掛并可承向工申

渡、諸郷・私領工モ不洩様可申渡候、

但、是迄旅人間屋無之場所ハ筋々工相達可願出候、

寅十一月

右衛門

一諸郷御鷹場之儀被相除、近在計是迄之通被召置候処、

自然心得違之者モ候哉、於近在猥ニ鉄炮打候者有之

哉ニ相聞得、當時ハ御場内モ近在計ニテ候処、右辺

之遠慮モ不致候而ハ不相成、殊ニ衆人輻湊之地往來

之人モ不少、懸念之儀ニモ有之、別而不可然事候条、

以來取違有之間敷候、尤、見聞をも掛置候付不守之

者も有之候ハ、夫々屹と可及迷惑候、此旨向々工

早々可致通達候、

寅十一月

左衛門

伊勢

但馬

佐次右衛門

一 御役料高千石之内

三百石

桂右衛門

小松帶刀

島津伊勢

川上龍衛

川上但馬

新納刑部

岩下佐次右衛門

右ハ、此内より及再三内願之趣有之、容易難被遊

御許容訳合ニ候得共、当世態旁之至情委細被 聞召

通願意無余儀被

思召上、銘々御役料高之内右之通、此節差上候様被

仰付候旨被

仰出候条、此旨向々エ可通達候、

十一月十四日

圖書

一 諸御役人之内部屋栖ニ而御役料相下置候面々、親御

奉公相勤居、退役又ハ家督・継目等被仰付候節ハ、

以來持高相記、時々無間違届可被申出旨、向々エ不

洩様可申渡候、

但、本文之趣、後年イタリ無手拔届申出候様、

諸御座へ可被致壁書置候、

寅十一月

但馬

一 諸士兒童、四書素読相濟候上、造士館へ罷出候様被

究置候得共、此節思召之訳被為 在、以來四書素読

不相濟候而モ造士館工罷出候様被仰付候条、向々エ

可致通達候、

十一月

但馬

一 御領内馬直成之儀、上下之差別ヲ以、夫々被定置候

処、問ニハ身分有之者共諸郷へ差越、飼主迷惑ニオ

ヨヒ候儀モ不顧、博勞引合ニテ押々買入置、右ヲ高

直ニ売払又ハ他領向々乗仕立、近国望之方且山野馬

市等エ振向候手段モ有之、夫故格別高直相成哉ニモ

相聞得、全体乗馬之儀ハ实用ニ基キ可乘立之処、右

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん  
顧問  
東京大学  
史料編纂所 所長  
山家浩樹

国立歴史  
民俗博物館 元館長  
宮地正人

鹿児島大学 名誉教授  
五味克夫

九州大学 名誉教授  
安藤保

委員  
原口泉  
三木靖

日隈正守  
佐藤宏之

塩満郁夫  
尾口義男

堂満幸子

宮下満郎

(平成二十八年八月十六日御逝去)

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 灰床義博

副館長 生見博志

調査史料室  
室長 内倉昭文

学芸専門員  
崎山健文

資料調査員  
黒川智世  
中野尚子

藤崎光穂  
池田麻美

春山直人

七史時敏越名

鹿児島県史料

品売非

行發 日7月3年29平成

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 瀨上印刷株式会社

